

平成 22 年度 大学機関別認証評価
自己評価報告書・本編

[日本高等教育評価機構]

平成 22(2010)年 6 月
宮崎産業経営大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	p. 1
II. 沿革と現況	p. 4
III. 「基準」ごとの自己評価	
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 6
基準 2 教育研究組織	p. 10
基準 3 教育課程	p. 17
基準 4 学生	p. 36
基準 5 教員	p. 49
基準 6 職員	p. 59
基準 7 管理運営	p. 64
基準 8 財務	p. 70
基準 9 教育研究環境	p. 74
基準 10 社会連携	p. 81
基準 11 社会的責務	p. 93
IV. 特記事項	
1. 本学の就職・進学支援体制について	p. 98

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

A. 宮崎産業経営大学の建学の精神

本学園は、大正 11(1922)年に「日州簿記学校」を設立し、その後第二次世界大戦から終戦を経て「教育基本法」「学校教育法」「私立学校法」の制定に従い、将来にわたる学校教育の発展を見据えながら経理学校・高等学校への変遷を辿った。その間一貫して建学の精神を「実学」と定めつつも、知識・技術に偏することなく、人間性を全面的・調和的に発展させることを目的とした中等教育を展開してきたが、これを基礎にして昭和 62(1987)年に宮崎産業経営大学を設立するにいたった。

宮崎産業経営大学が開学した昭和 62(1987)年以前の宮崎県においては、明治以後 120 年間、国公立大学を問わず社会科学系の学部を有する大学は皆無であった。それだけに本学の誕生は、県民にとって待望久しいものとなり、従来から学園都市整備計画を進めてきた宮崎県をはじめ地元自治体、経済界からも大きな期待が寄せられた。

昭和 60(1985)年、文部省に申請した大学設置認可申請書の「設置の趣旨」の冒頭に「宮崎県においては、近年テクノポリスの建設、農林水産業を含む地場産業等のより一層の振興のために、有為な人材の育成と確保が大きな課題となってきた。しかしながら、宮崎県には社会科学系学部学科をもつ大学が皆無であり、その大学の創設が県民の長年の悲願となっている」と記されており、このことは、本学が地域社会の要請に基づいて設立されたことを如実に物語っている。

本学では、建学の精神として「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」ことを掲げている。ここに「実学」といわず、あえて「実学の精神」を謳うのは、大学という教育研究機関がいわゆる世知という意味での実学にとどまらず、学問を通じて人格の向上に努め、豊かな人間性と自在の精神を育て、先見性と創造性をもった有為な青年を育成する場であるからである。

大学設置認可申請書の「宮崎産業経営大学の特色」の冒頭、並びに時を同じくして、学校法人大淀学園がそれまでの高等学校法人から大学法人に移行した際の寄附行為第 3 条の法人の目的でも、この「実学の精神を尊重する」が強調されている。

本学ではこの建学の精神のもと、その教育理念を、単に法学、経営学、経済学などの社会科学諸分野における学説あるいは理論だけを理解し、知識として受け取るにとどまらず、それにいたる過程を理解することによって、実社会における事象を把握・分析し、現実の課題を解決しうる能力と未来を展望できる柔軟な頭脳・個性を持った人材の育成に置いている。

この「実学の精神を尊重する」ことに加え、本学はさらに「師弟同行のもとに」を教育実践の根幹に据えている。「師弟同行」とは、教師と学生、あるいは学生同士の間人的な触れ合いを通して、学生が主体的に実践、行動する力を養成するとともに、人間性を深め、豊かな情操を養うための教育理念である。さらに、この「師弟同行」のもう一つの精神は、「教うるは学ぶの半ば」（「書経」説令下）というように、教師自らも教育実践を通じて自身の学問研究の質を向上させていくことを意味している。そこで本学では、小規模大学であることの利点を生かしつつ「師弟同行」の理念を実現するための少人数教育の取組みを行っている。

B. 宮崎産業経営大学の使命・目的

大学が社会の中で果たす役割を考えると、一般論ではあるが、いかなる大学も、大学である以上、人を育てること、並びに学術研究の創造とその伝承という使命があることはいうまでもない。そこで本学は、建学の精神を踏まえつつ、学則第1条に、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」を、大学の目的として掲げている。

本学は、地域の振興・発展を願う地元住民や企業、行政の輿望を担って誕生したのであり、このことを銘記し、教育研究事業の原点に据えるべきであると考えている。また、法学部・経営学部を有する宮崎県内唯一の社会科学系大学であり、その専門性を生かして地域社会の発展に寄与することが何よりも求められている。大学設置認可申請書の「特に設置を必要とする理由」の第1項に「産業界・地域社会が求める人材の養成」を掲げ、本文中にも「地域振興の鍵を握る施設」としての本学の位置づけが明記されている。

C. 宮崎産業経営大学の特色

本学は、建学の精神をもとに、法学、経営学並びに関連諸領域における学説・理論の研究・教授にとどまらず、社会の中でその学理が形成され検証されてきた過程を理解させることによって、実社会における現実的課題に対処しうる実践的能力を持った人材の育成を目指している。

同時に、小規模大学であることの利点を最大限に生かし、「師弟同行」の教育を実践するため、少人数で密度の高い教育に意を用いている。2年次からの「専門演習」はもとより、1年次から4年次まで同じ教員が担任を務める進路支援のための演習科目「進路研究演習（C ナビ）」をカリキュラムの中に組み入れるなど、さまざまな少人数教育の取組みを行っている。

人材の育成については、急速に変化し複雑化する内外の社会情勢の中で、問題意識をもち、かつこれに対応できる能力が必要とされている。学生が大学から社会に巣立つ時には、専門的な知識の獲得だけでは不十分であり、より实际的、かつ総合的な人材能力の体得こそが求められる。加えて近年の正規・非正規雇用の二極化に見られる雇用構造の変化、周期的に巡ってくる雇用情勢の悪化は、社会に出ようとする学生の門戸を甚だしく狭めるにいたっている。このような状況は、学生の不安を掻き立てるとともに未来に対する閉塞感を植えつけ、就労意欲の減退や職業観の歪みを引き起こすことにもつながりかねない。また、学生の就労問題は、次代を担う貴重な労働資源の確保という観点から、より広範な社会問題に発展することが懸念される。

本学はこのような事態を前に、地元産業界に働きかけて協力を要請しつつ、本学独自の教育実践のあり方を案出し、実践することに努めてきた。具体的な内容は本編に詳しく述べるが、単なる就職指導にとどまらず、確固たる社会観・職業意識に基づくキャリア形成への志向を学生に体得させることを心掛けている。このような人生設計への意欲は、同時に自己実現のための能力や知識の主体的な獲得を促し、勉学の目的を明確にすることによって、学生生活それ自体を活性化することにもつながるのである。

宮崎産業経営大学

また本学は、宮崎県内唯一の社会科学系学部を有する大学であることから、本学が持つあらゆる機能を学外へ積極的に展開し、行動することで、地域の経済・福祉・文化の向上・発展に貢献していくことも重要な役割である。地域社会は、常に社会生活に密接した実際の・適時的な学術研究及び理論を求めており、しかもその内容は多彩である。本学に対する期待は大きい。これからも本学は、学部独自の展開のみならず、法学、経営学の社会科学2分野が相互に有機的な連携を図ることで、地域社会の多様な要求に応じていく。

II. 沿革と現況

A. 本学の沿革

学 校	法 人 の 沿 革 (概 要)
大正 11(1922)年 4 月	日州高等簿記学校設立。
昭和 6(1931)年 6 月	日州高等簿記学校を宮崎高等計理学校と校名変更。
昭和 12(1937)年 4 月	宮崎高等計理学校を宮崎高等経理学校と校名変更。
昭和 19(1944)年 4 月	宮崎高等経理学校を宮崎女子経理学校と校名変更。
昭和 21(1946)年 4 月	宮崎女子経理学校を宮崎高等経理学校と校名変更。
昭和 28(1953)年 12 月	学校法人大淀学園設置認可。
昭和 39(1964)年 9 月	宮崎高等経理学校を宮崎中央高等商業学校に校名変更。
昭和 40(1965)年 4 月	宮崎中央高等学校開校。商業科、家政科設置。
昭和 41(1966)年 4 月	宮崎中央高等学校建築科、土木科増設。
昭和 42(1967)年 3 月	宮崎中央高等商業学校廃止。
昭和 45(1970)年 3 月	宮崎中央高等学校家政科廃止。
昭和 46(1971)年 3 月	宮崎中央高等学校土木科廃止。
昭和 50(1975)年 4 月	宮崎中央高等学校衛生看護科、インテリア科増設。
昭和 56(1981)年 4 月	宮崎中央高等学校衛生看護専攻科（文部大臣指定）増設。
昭和 58(1983)年 4 月	宮崎中央高等学校普通科（体育専攻）、機械科増設。
昭和 60(1985)年 4 月	宮崎中央高等学校医療業務科増設。
昭和 62(1987)年 2 月	宮崎産業経営大学法学部法律学科、経営学部経営学科設置認可。
昭和 62(1987)年 4 月	宮崎産業経営大学開学。法学部法律学科、経営学部経営学科設置。 宮崎中央高等学校普通科（進学コース）増設。
昭和 63(1988)年 4 月	宮崎中央高等学校英数科増設。
平成元(1989)年 3 月	宮崎中央高等学校建築科廃止。
平成元(1989)年 4 月	宮崎中央高等学校を鵬翔高等学校に校名変更。同校体育科、 自動車工学科、コンピュータ機械工学科増設。
平成 2(1990)年 12 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科設置認可。
平成 3(1991)年 3 月	鵬翔高等学校普通科、インテリア科、機械科廃止。
平成 3(1991)年 4 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科設置。
平成 14(2002)年 4 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科募集停止。
平成 14(2002)年 11 月	鵬翔中学校設置認可。
平成 15(2003)年 4 月	鵬翔中学校開学。
平成 17(2005)年 3 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科廃止。 鵬翔高等学校体育科廃止。
平成 20(2008)年 4 月	鵬翔高等学校特進英数科、くらしの科学科、システム工学科増設。

宮崎産業経営大学

B. 本学の現況（平成 22 年 5 月 1 日現在）

- a. 大学名 宮崎産業経営大学
 b. 所在地 宮崎市古城町丸尾 100 番地

c. 学部等の構成

学 部 名	学 科 名
法学部	法律学科
経営学部	経営学科

d. 学部の学生数

学 部	学 科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
法 学 部	法律学科	132	120	101	99	452
経営学部	経営学科	131	144	127	137	539
合 計		263	264	228	236	991

e. 教員数

学 部	学 科	教授	准教授	講師	助教	計
法 学 部	法律学科	12	3	8	0	23
経営学部	経営学科	14	6	1	0	21
合 計		26	9	9	0	44

※授業を担当しない学長及び法律経済研究所長の 2 人を含む。

f. 職員数

	正職員	契約職員	派遣職員	計
人 数	31	0	0	31
合 計	31	0	0	31

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学は、建学の精神として「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」ことを掲げている。

この建学の精神は、入学式、卒業式をはじめ様々な行事、催しにおいて度々言及されている。入学時に配付する「キャンパスガイド」の冒頭にこの精神が掲載されている。また、1号館の前の石碑にも「実学の精神」「師弟同行」が刻字されており、登校してきた学生や来学者の目に触れるようになっている。さらに平成 22(2010)年度には 5号館の大教室に建学の精神を掲げている。入学式における学長訓辞でも、この精神を基本とする全学的な教育指導の徹底を図っている。新入生に対するオリエンテーションは宿泊研修を含み、そこで個別の担当教員が建学の精神に沿った教育内容の実際を示し、本学学生としての自信と誇りをもって勉学に励み、地域社会に貢献しうる人材となるべきことを認識させている。

学外に向けては、本学のホームページ (<http://www.miyasankei-u.ac.jp/>) 及び「大学案内」に掲載している。また、教員を派遣しての各種会合・講演・講義等、高校向けの大学説明会、オープンキャンパス、教職員による高校訪問や企業訪問、さらに本学の後援会の総会や父母懇談会などの際にも同様の説明を行っている。

(2) 1-1の自己評価

本学の建学の精神は学内外に示されている。これに基づく指導方針は、学生に対しては入学時における学長の訓示とともに、オリエンテーション時に「キャンパスガイド」等を用いて教員が直接語りかけるかたちで説明しており、学生への浸透度は高いと考える。

対外的には、ホームページや「大学案内」を通して公表し、また各種会合や大学を案内する機会ごとに教職員が説明を行い、周知に努めている。しかし、どの程度認知されているかは明確には把握しがたい。建学の精神は、本学の多岐にわたる教育研究活動の原点であり、それらの活動を意味づけるものである。本学のひとつひとつの取り組みの趣旨について理解してもらうためにも、建学の精神の告知をしていく必要がある。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神については、今後も本学関係者はもとより、受験生とその保護者、就職先企業など、広く地域社会に対し、あらゆる機会を捉えて理解と浸透を図っていく。その際、「実学」を標榜することによって往々にして問題となり、また誤解にさらされるのは、専門学校との教育内容の相違である。就職に際しての技術的な指導やキャリアアップのための資格取得の学習が中心となる専門学校の指導方針と、専門的な学問研究を踏まえた本学の教育内容とでは当然のことながら大きな相違があり、この点については引き続き学内外に周知していく。

「師弟同行」に関しては、あくまでも学生自身の自主・自立の精神の高揚を図り、現在

の急変する社会構造の中で生き抜くための力を身につけさせることを目的としている。その意味で、学生が主役の大学づくりを目指すものであることを、本学の特色としてあらゆる機会に内外に示していく。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学では、学則第1条において、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする」と、建学の精神を踏まえた本学の目的を明確に定めている。

「実学の精神を尊重する」ことを建学の精神に掲げる本学は、大学設置認可申請書の「特に設置を必要とする理由」の第1項において「産業界からは、(中略)社会経済情勢の変化に対応できる実践的かつ専門的能力を身につけた優秀な人材の提供と、産学協同の見地から、高等教育機関の早急な整備充実が望まれている」とあるように、地域社会の要請に基づいて設立された。この第1項の冒頭には「産業界・地域社会が求める人材の養成」が掲げられており、県内唯一の社会科学系大学として、地域社会に貢献し、その中核的人材を育成することが本学の重要な役割である。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

本学の目的は、入学時に配付される「キャンパスガイド」の中に掲載し、建学の精神と同じく、様々な行事、催しにおいて言及することで、周知を図っている。さらに学生は、次章以下で詳述する教育実践の中で、あらためて本学の建学の精神と目的を確認していくことになる。新入教職員に対しても、「キャンパスガイド」ほか関係資料を配付し、「師弟同行」を掲げる本学独自の指導方針についての理解を求めている。

なお、平成18(2006)年に本学の進路研究演習運営委員会が編集した書籍『講義で終わらない大学ーキャリア教育のパイオニア・産経大』(東京・創成社、225ページ)は、本学の目的を踏まえた指導の内容を網羅的かつ詳細に説明するものであり、希望する学生には無料で配付している。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本学の目的は、本学のホームページを通じて広く公表されている。また、建学の精神と同じく、教員を派遣しての各種会合・講演・講義等、高等学校向けの大学説明会、オープンキャンパス、教職員による高校訪問や企業訪問、本学の後援会の総会や父母懇談会などの際にも同様の説明を行っている。さらに必要に応じて上記の『講義で終わらない大学』を関係者に配付している。

(2) 1-2の自己評価

本学の目的は、学則第1条に明確に定められている。学生及び教職員に対しては「キャンパスガイド」をはじめとする資料を用いて周知を図っている。学外に対しては、大学のホームページにおいて広く公表し、さらに教員による講演会、大学説明会、オープンキャンパス、企業訪問、本学の後援会の総会や父母懇談会などを通じて示されている。なお、「大学案内」には明記されていないが、高校訪問時などにその内容を説明している。

本学の取組みは、キャリア形成支援を中心に、これまで様々なマスコミによって紹介されてきた。地域の報道機関はもとより、卒業生に対する就職支援体制などはNHKの全国放送で取り上げられ、本学の目的と特色が広く知られることとなった。本学における平成21(2009)年度の入学生のうち、県内出身の比率は76.7%、県内での就職率は64.3%と比較的高い比率を示しており、本学の目的が地元で認知されていることを表している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は宮崎県で唯一の社会科学系大学として、県からのバックアップを得て開学しており、本学の目的は社会的にも概ね理解されていると考えている。なお平成23(2011)年度用の「大学案内」には本学の目的を明記し、高校生・受験生への一層の周知を図る。

変動めまぐるしい現在の社会経済情勢の下で、その学問的分析・研究とともに、変動・変化に即応できる能力をもつ人材が求められるようになってきているが、その育成は地域社会との緊密な連携なしにはなしえない。今後も、教職員の企業訪問、学生のインターンシップ、「進路研究演習（Cナビ）」における企業研修や企業・団体の採用担当者によるパネルディスカッション、合同企業説明会、産業情報研究所が行う県の委託事業としての企業人向けセミナーなど、企業並びに官公庁と接するあらゆる機会を利用して、本学の目的を説明し、地域に役立つ人材育成のために協力体制を敷くことを訴えていくこととする。

【基準1の自己評価】

本学の建学の精神及び目的は、明確に定められ、公表されている。本学のホームページ及び「キャンパスガイド」には建学の精神及び目的が掲載されており、入学者はじめ学内外に周知が図られている。

さらに入学式をはじめとする様々な行事、催しや、教員の外部講演・講義、高校向けの大学説明会、オープンキャンパス、教職員による高校訪問や企業訪問、本学の後援会の総会、父母懇談会などの際にも説明を行っており、周知に努めている。

【基準1の改善・向上方策（将来計画）】

建学の精神及び大学の目的の公表と周知については、これまでの取組みを継続するとともに、学外に対して認知度を一層高めていく。今後、学外者と接するあらゆる機会を捉えて伝達に努めるとともに、本学の目的を「大学案内」にも明記する。

また建学の精神は、学内に対しては日常の教育研究活動によって生き生きと伝えられるものである。教職員一同は、常に原点に立ち返り、活動の内容を振り返る姿勢をもち続けるよう努める。

なお、地域社会の要請に基づいて設立された本学においては、地域の社会経済情勢の変

化に伴い、当然のことながらその目的や役割について、柔軟性をもって適切に捉えていかなければならない。地域社会・産業界との連携を深めつつ、より時代にふさわしい目的や役割を模索し、修正していく努力を続ける。

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-1-1 ① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は、昭和 62(1987)年、南九州地区における法学部を有する唯一の社会科学系の大学として宮崎市に開学した。本学の目的は、学則第 1 条に「学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神ののっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造的発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と定めている。この目的の達成を根底に置きながら、本学の「設置の趣旨」に「産業界・地域社会が求める人材の養成」とあることを踏まえ、宮崎県における唯一の法学部及び経営学部を有する大学として、産業界・地域社会が求める人材育成と、地域の発展に寄与することを目指し、時代の変遷にあわせて教育研究組織（学部及び研究所）を整備してきた。

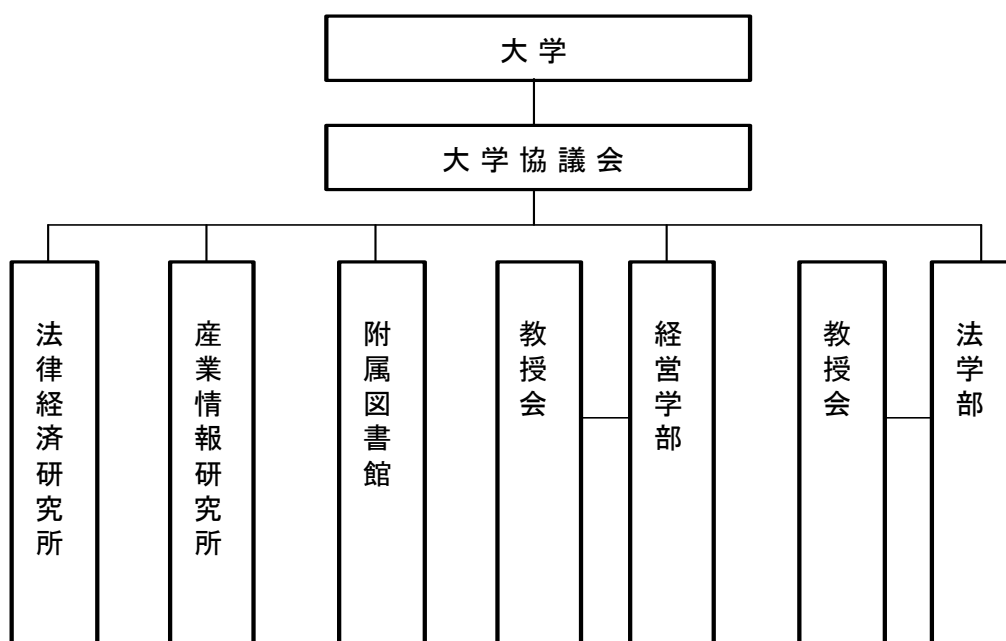
その結果、法学部法律学科、経営学部経営学科の、2 学部 2 学科の大学として現在にいたっている。

附属機関としては、附属図書館、産業情報研究所、法律経済研究所が設置されている。

現時点における、本学の教育研究組織は、図 2-1-1 の通りであり、各学部・学科の学生定員及び在籍学生数は、表 2-1-1 に示す通りである。

専任教員数は、表 2-1-2 に示す通り、全教員数は 44 人（うち授業を担当しない教員 2 人）である。

図 2-1-1 宮崎産業経営大学教育研究組織



宮崎産業経営大学

表 2-1-1 学部・学科の学生定員及び在籍学生数 (5月1日現在)

学 部	学 科	平成 22 年度		
		入学定員	収容定員	在籍学生数
法 学 部	法律学科	100	400	452
経営学部	経営学科	100	400	539
合 計		200	800	991

表 2-1-2 学部・学科の教員数 (5月1日現在)

学 部	学 科	教授	准教授	講師	計
法 学 部	法律学科	12	3	8	23
経営学部	経営学科	14	6	1	21
合 計		26	9	9	44

※授業を担当しない教員 2 人を含む

法学部は、法律学科の 1 学科、100 人の入学定員からなる学部である。上記した本学の「設置の趣旨」をはじめ、宮崎県という地域の特性に合った法学部として、時代の要請と地域社会が求める人材を育成するために、平成 18(2006)年度から履修モデルとして学部内に「行政システムコース」「法律実践コース」「スポーツ法学コース」の 3 コースを設定している。法学部には、現在 23 人の教員が在籍しており、教授 12 人（うち 2 人は授業を担当しない）、准教授 3 人、講師 8 人で構成されている。

経営学部は、経営学科の 1 学科、入学定員は 100 人である。地域や時代の要請をもとに、平成 18(2006)年度から学生が体系的に自らの専門性を高めることができるよう、履修モデルとして「総合経営コース」「金融マネジメントコース」「スポーツマネジメントコース」の 3 コースを設定している。経営学部には、現在 21 人の教員が在籍しており、教授 14 人、准教授 6 人、講師 1 人で構成されている。

附属図書館は、教育・研究を支援するための中核となる機関として、学部学科の構成に沿った図書資料の収集及び提供を行っている。現在、約 10 万 6,000 冊の蔵書のほか、約 200 種類の収蔵雑誌と約 2,000 点の視聴覚資料を所蔵している。書架・閲覧コーナーともに比較的広い空間が確保され、視聴覚資料閲覧のための AV コーナー、AV ルームの他、教員専用研修室や会議室、談話室も併設されている。

産業情報研究所は、a. IT をはじめとする技術革新が急速に進展する中での、専門研究の一層の推進、b.ベンチャービジネスの育成、c.産学官の連携による地域産業の振興、d. 産業、経済、法律の分野からの地域社会との密接な関わり（貢献）を目的として、平成 13(2001)年に設置された。同研究所は、現在、所長を兼務する経営学部長の学部長室に設けられており、所員は本学専任教員で構成されている。毎月、所長と各プロジェクトリーダーが集まり、協議を行い、その結果を大学協議会に報告し、全学に周知させている。

法律経済研究所は、本学開学 20 周年という節目において、地域経済・社会への一層の貢献を目的とし、複雑化する社会事象に対応するため、学部の枠組みを越えて法律・経済・経営分野を融合しつつ、より高度な研究を目指して平成 18(2006)年度に開所した。同研究

所の運営専門委員は、本学専任教員のほか、他大学や企業からも人材を招いて構成することとしている。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

大学全体が教育研究上の目的に照らして、適切な関連性を保ちつつ運営されるよう、運営組織面において配慮している。大学全体の運営組織としては、「宮崎産業経営大学学則」第57条に基づき大学協議会が設置され、「宮崎産業経営大学大学協議会規程」により運営されている。

大学協議会は、大学全般に関する重要事項を審議するために設置されている。構成員は、学長、学部長、学生部長、附属図書館長、総合教育科目主任、学科長、産業情報研究所長、情報センター長、国際交流センター長、各学部より選出された教授1人、その他学長が指名する者となっており、学長が招集し、その議長となる。審議事項は、各学部間の連絡調整に関する事項、理事長の諮問に関する事項、大学の組織運営に関する事項、教育研究の予算に関する事項、教員の人事に関する事項、その他学長が必要と認める事項である。

各学部の教授会は、学則第58条に基づいて設置され、「宮崎産業経営大学学部教授会規程」により運営されている。教授会には、各学部の教授をもって組織される教授会と、准教授・講師も含め学部教員全員を構成員とする拡大教授会がある。現在、教員の人事に関する事項の審議は教授会で行うが、その他の事項は拡大教授会で審議している。教授会は随時開催され、拡大教授会は毎月定例の他必要に応じて臨時に開催されている（基準7-1-①参照）。

各種の委員会組織としては、両学部にまたがって教務委員会、学生部委員会、図書館委員会、自己点検・評価運営委員会、人権啓発推進委員会、入試広報委員会、入学試験審議会、就職総合対策本部会議、教職課程運営委員会、個人情報保護委員会、FD検討委員会、国際交流委員会、コンピュータ委員会、保健管理センター運営委員会、公開講座運営委員会、インターンシップ委員会、進路研究演習（Cナビ）運営委員会、Wスクール運営委員会、特待生委員会、運動部学生指導委員会が設置されている。これらのうち、教務委員会以外の委員会は、現在、各学部の状況に配慮しながら、両学部合同で開催・運営している。

なお、このほかに各学部において独自に設けている委員会がある。法学部には、予算委員会、特待生育成委員会、経営学部には、予算委員会、特待生育成委員会、産業情報研究所運営委員会、アルバム委員会がある。

以上の会議、委員会は適切に連携がとられ、専任教員は全員が拡大教授会の構成員となり、また、各種の委員会を重疊的に役割分担することで、各自の自覚と組織的な連携を生んでいる。

総合教育科目、教職科目を担当する教員は、法学部・経営学部いずれかの拡大教授会に所属し出席するとともに、各学部における各種の委員会の委員にもなっており、各学部及び専門教育科目担当の教員と適切な連携がとれる体制となっている。

附属機関についても、以下のように適切な関連性が保たれている。

附属図書館は、学生が幅広い知識、専門的な知識を習得できる環境を提供するとともに、教員に対しても教育研究の支援を行っている。入学後の新生ガイダンスの中で、附属図

書館の利用法、図書や文献の検索方法、情報入手の方法を指導している。附属図書館に関する事項は図書館委員会によって審議されている。

産業情報研究所は、地域住民に経営学全般の学習の機会を設けてきたが、本学学生にも参加を呼びかけ、職業意識の涵養を図っている。本研究所は本学専任教員を構成員としており、研究所に関する協議結果は大学協議会に報告され、全学に周知されている（基準 10-1-①参照）。

法律経済研究所では、平成 21(2009)年度には、所長が講義科目「特別講義」の一部や、「みやざき次世代経営者講座」で講師を務め、地域の経営者への貢献をしている。

(2) 2-1の自己評価

各教育研究組織は、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切に連携されている。本学は小規模な大学であり、教育研究組織は、教育理念が実現できるように適切な規模で構成され、各学部及び委員会等の組織も十分に連携が保たれている。

ただし、法律経済研究所は、いまだ整備の途上にあることが課題である。また各種の委員会は、教育研究をめぐる状況の急速な変化と学生の要請に合わせてたびたび新設・改編を行い、弾力的に運営されてきた。本学の「設置の趣旨」にある「産業界・地域社会が求める人材の養成」に対応する組織としては適切に機能してきているが、規程類の改正・整備がそれに追いついていないことが問題である。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

各学部と附属機関において、本学の目的を達成するため、相互に密接な連携を保ちながら、さらに充実した教育研究活動が行われるように努めていく。また委員会の規定の中には現在の実情と齟齬を生じている条項もあるので、この点については本年度中に見直しと改正を進める。

法律経済研究所は、今後、整備を進め、宮崎県の抱える行政・経済等の諸問題を解決するための高度な社会科学分野の研究及び成果の提供、県民対象のシンポジウム、パネルディスカッションの開催などの事業を検討する。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学では、教養教育は両学部共通の「総合教育科目」として開講している。そこで「総合教育科目」のカリキュラム等を審議し、運営する組織として、総合教育科目担当者会議を設置している。

総合教育科目担当者会議は、「総合教育科目」及び教職課程の科目を担当する専任の教員から構成される。これらの科目担当教員は法学部・経営学部のいずれかの学部にも所属し、各学部の教授会・拡大教授会の構成員であるが、「総合教育科目」は両学部共通で開講しているため、そのカリキュラム等についての審議は両学部にもわたる事項となる。よって総合教育科目担当者会議は、学部横断的なメンバーを構成員としている。

「総合教育科目」に関わるカリキュラムは、まず総合教育科目担当者会議で協議したの

ち、各学部の教務委員会で審議され、拡大教授会に議題として提案されることになっている。なお、「総合教育科目」の中の「総合講座（Vコース）」は、基礎学力の養成とともに就職筆記試験に対応できる実力を身につけることが目標のひとつであるため、その開設に際しては学長・就職課長も会議に同席して協議を行っており、会議は広く学内の意見を受け入れている（「総合講座（Vコース）」の内容については基準3-2-⑥を参照）。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

総合教育科目担当者会議には、総合教育科目主任が置かれており、運営上の責任体制は明確である。主任は必要に応じて会議を召集・開催し、協議の結果を法・経営学部の教務委員会へ連絡している。

また、総合教育科目主任は、学内意思決定機関の最上位にある大学協議会をはじめとする主要な委員会の構成員であり、全学的な立場から教養教育の充実向上を図っていくことに努めている。

(2) 2-2の自己評価

総合教育科目担当者会議を設置することにより、教養教育を行う上での組織上の措置はとられている。責任体制についても、総合教育科目主任が責任をもって運営しており、問題はない。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

組織と運営上の責任体制は確立されているため、この体制を維持する。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学の教育研究に関わる事項は、まず各種委員会で提案・審議している。上記のようにほとんどの委員会は両学部合同で運営しており、実務レベルで学部及び附属機関との調整を行っている。教務委員会は学部別に開催しているが、両学部にまたがる事項については各教務委員長と学務課教務係が協議・調整している。そして教育研究に関わる事項は、最終的にすべて各学部の拡大教授会に付議し、審議している。

さらに、大学全般の教育研究に関わる事項は、大学協議会において審議・調整される。大学協議会は、学長、学部長、学生部長、附属図書館長、総合教育科目主任、学科長、産業情報研究所長、情報センター長、国際交流センター長、その他学長が指名する者（現在は、事務局長、総務課長、学務課長、就職課長、入試広報課長、図書課長、就職総合支援センター長）で構成されている。両学部だけでなく、学内の事務担当部局、附属図書館、産業情報研究所、情報センター、国際交流センター、就職総合支援センター等の意見を反映するよう組織されている。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

本学の目的を達成するための教育研究に関わる意思決定については、学長のリーダーシップのもと、教職員が所属する各種の委員会、拡大教授会、大学協議会を經由して審議・決定がなされている。教職員はそれぞれの所属組織を通じて課題を提示し、審議・調整することができる。拡大教授会及び大学協議会は毎月定期的を開催しており、意思決定組織として十分機能を果たしている。

学習者の要求への対応については、前期と後期に実施する無記名方式の、学生による授業評価アンケートを通じて意見を汲み上げている。アンケートには授業評価のほかに自由記述欄を設けており、学生は自由に意見を記述できる。このアンケートの集計結果は各担当科目教員へフィードバックして授業方法や内容の改善に役立てている（基準 5-4 を参照）。

また、本学では1年次から4年次まで必修としている「進路研究演習（Cナビ）」がクラス担任制をとっており、入学式から学生の要求を聞き取ることができる。2年次以後は「専門演習」の担当教員も学習に関する要求に対応している。これら学生の要求は、内容に応じて教務委員会等、所轄の委員会に報告され、そこで審議・検討されている。

（2）2-3の自己評価

大学の教育研究に関わる意思決定については、各種委員会、拡大教授会、大学協議会を經由して審議・決定・実施される仕組みが、円滑に機能している。事務組織との調整も大学協議会の中で行われている。

学生からの授業に対する意見や要求は、学生による授業評価アンケートの結果や、「進路研究演習（Cナビ）」クラス担任、「専門演習」の担当教員から汲み上げている。

このように、教育研究に関わる学内意思決定の組織が教育研究機関として適切に役割を果たし、かつ学生の要求に対応できるよう十分に機能している。

（3）2-3の改善・向上方策（将来計画）

FD 検討委員会では、今後さらに質の高い教育研究の成果を学生に提供するため、授業評価アンケートに示された学生の要望を真摯に受け止め、改善に取り組んでいく。

また学業成績による特待生、スポーツ特待生、一般学生等、学生の質とニーズが多様化しており、個々の学生の実態に応じた教育方針と内容の決定が必要になっている。特待生育成委員会、運動部学生指導委員会などそれぞれの学生を対象とする委員会の活動を一層活性化させ、学生の要望を汲み上げるものとする。

[基準2の自己評価]

本学の教育研究に関わる基本的な組織は、本学の目的を達成するために適切に構成され、かつ各組織相互に適切な関連性をもって機能していると評価できる。学内の意思決定機関は、各種委員会、拡大教授会、大学協議会が整備され、有効に機能しており、教養教育のための組織上の措置もとられている。

学生の学習に関する要求は、FD 検討委員会が実施する学生による授業評価アンケート

により汲み上げ、担当教員にフィードバックしている。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

本学の目的を達成し、地域社会に貢献する有能な人材を育成するため、各学部と附属機関において、相互に密接な連携を保ちながら、さらに充実した活動が行われるように努めていく。また、各種委員会の規程の見直しと改正を進める。法律経済研究所は、いまだ整備の途上にあり、今後は、宮崎県の抱える行政・経済等の諸問題を解決するための研究及び成果の提供、県民対象のシンポジウムの開催などの事業を検討する。

基準 3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学は、「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」ことを建学の精神とし、学則の第1条において「深く専門の学芸を教授研究するとともに、建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献する」ことを定めている。本学ではこれに基づきつつ、県内唯一の社会科学系大学として、地域社会における中核的人材を育成すべく、各学部の教育目的を設定している。

《法学部》

法学部の教育目的は、学則第4条の2に「法学の専門知識と技能を体系的に教授研究し、法的思考能力と判断力及び深い教養と豊かな人間性を兼ね備え、地域に貢献しうる人材を養成すること」と定めている。

学部教育において、将来多様な進路に進む学生のために真に求められているのは、基本六法を十分に理解することである。その上で、公務員を志望する学生は行政法関連科目の習熟度を高めること、国家資格取得を希望する学生は基礎となる科目の理解を深めることを主眼としている。さらに、専門知識の習得にとどまることなく、深い教養と人間性を身につけ地域に貢献する人材を養成することを目指している。

《経営学部》

経営学部の教育目的は、学則第4条の2に「営利・非営利組織を問わず多様な組織におけるマネジメントの知識・技能を体系的に教授研究し、経済情勢の変化に対応しうる経営能力と実践能力及び深い教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた人材を養成すること」と定めている。

本学部は、生きた経営学を学習する場として、社会的要求の高い科目やカリキュラムを設定し、同時に、実学に即した資格取得を目的とした「Sun18° 塾（学内塾）」と講義とを連動させている。また、学生生活における活力を高めるため、学習した知識を社会の中で生かす機会を設けている。本学部では、これらの教育活動を通じて、生きた経営学を知識基盤とし、社会の中で優れたリーダーシップと行動がとれる人材を輩出することを目指している。

以上の各学部の教育目的については、ホームページ上で公表している。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

本学は、次のように課程別に教育課程の編成方針を適切に設定している。

《法学部》

法科大学院を持たない法学部として、学部の教育目的を達成し、地域社会のニーズや入学者の希望に添った教育内容を提供することを主眼とする教育課程編成に意を注いできた。その編成は、基礎学力を獲得し、幅広く深い教養、豊かな人間性を涵養するための「総合教育科目」と、法学部学生として法的知識・法的思考能力を身につける「専門教育科目」からなり、「専門教育科目」は全学生必修としている「基礎専門科目」「演習」と、選択科目である「専門科目」「関連科目」「進路支援科目」に区分される。「演習」は、「進路研究演習（Cナビ）」と「専門演習」がある。

教育課程としては、「行政システムコース」「法律実践コース」「スポーツ法学コース」の3コースを設定している。

「行政システムコース」の編成方針は、警察官を含め幅広い公務員に向けた「専門教育科目」を中心にして履修するところにある。従って、公法を中心とした科目をコース指定科目としている。

「法律実践コース」は、宅地建物取引主任者、司法書士、さらには法科大学院進学希望者を対象にして、主として民法関係の「専門教育科目」をコース指定科目としている。

「スポーツ法学コース」は、財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者と財団法人日本障害者スポーツ協会公認初級スポーツ指導員の2つの資格取得を希望する学生に対して、スポーツに関する契約関係、競技指導中に発生する事故に関する法的問題、地方自治体等におけるスポーツ振興策等に関する科目をコース指定科目にしている。

コースは、学生が入学時に選択するが、希望に応じて変更が可能である。なお、平成22(2010)年度のコース別学生数は表3-1-1の通りである。

表3-1-1 法学部コース別所属学生数

コース名	平成22年度			
	1年	2年	3年	4年
行政システムコース	100	95	77	63
法律実践コース	13	16	16	19
スポーツ法学コース	19	9	8	13

《経営学部》

経営学部では、学部の教育目的を達成するため、基礎学力を獲得し、幅広い教養を学ぶ「総合教育科目」と、経営学部の専門分野を学ぶ「専門教育科目」を設置している。「専門教育科目」は、全学生に必修である「基礎専門科目」「演習」と、選択科目である「専門科目」「関連科目」「進路支援科目」に区分される。「演習」には、「進路研究演習（Cナビ）」と「専門演習」がある。

教育課程としては、「総合経営コース」「金融マネジメントコース」「スポーツマネジメントコース」の3コースを設定している。

「総合経営コース」は、経営学の各領域を広く学ぶとともに、地域や時代の要請に即応する専門能力を育成し、総合経営専門職や起業家、IT専門職等を目指すものである。

「金融マネジメントコース」は、金融に関する理論を学ぶことに加え、銀行・証券・保険に関する実習を多く取り入れ実践力を身につけることを目指している。

「スポーツマネジメントコース」は、スポーツと経営との関わりを学ぶことにより、スポーツビジネス・健康ビジネスに対応できる人材育成を目指している。

いずれのコースにおいても、経営学部の人材育成に欠かせない内容をもつ「基礎専門科目」である「経営学総論 A・B」「プレゼンテーション演習」「情報倫理」「簿記論 I・II」（もしくは「上級簿記 A・B」）「コンピュータ概論 I」と、進路支援及び専門能力養成のための「進路研究演習（Cナビ）」「専門演習」を必修としている。

なお、コースは入学時に学生が選択するが、進路の見直しに応じて変更することは可能である。平成 22(2010)年度のコース別学生数は表 3-1-2 の通りである。

表 3-1-2 経営学部コース別所属学生数

コース名	平成 22 年度			
	1 年	2 年	3 年	4 年
総合経営コース	100	98	84	81
金融マネジメントコース	19	22	20	25
スポーツマネジメントコース	12	24	23	27

《総合教育科目》

本学の教養教育は、両学部共通の「総合教育科目」として開講している。その編成方針は、建学の精神と本学の目的を基本とし、豊かな人間性を涵養し、幅広い教養を身につけるとともに、専門教育へのスムーズな移行と就職試験への対応力の養成を図っている。

この「総合教育科目」では、「総合講座（Vコース）」「情報」「外国語」「人間形成」「スポーツ・健康」「留学生対応科目」の 6 つの区分を設定し、それぞれの区分において、基礎学力の修得・向上、情報処理能力の育成、外国語能力の充実、幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養、健康の増進とスポーツ指導力の向上を目指している。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

教育目的は、以下に述べる通り教育方法に概ね反映されている。

《法学部》

法学部では、規模の小さい大学という特性を生かして、必修科目の講義科目においても基本的には最大で 150 人程度、選択科目の講義は数十人以下で行っている。さらに本学の基本方針である「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」べく、「専門演習」では演習を受講している学生数を最大でも 15 人程度として、きめ細かく学生に対応できるよう配慮している。「専門演習」の内容や方法は、判例や事例あるいは毎回与えられるテーマを素材に、学生が単独または共同で報告をし、あるいは教員が問題提起をして質疑、応答、討論する、といった参加型をとっている。一部、法律実務家訪問や刑事施設の見学、地方裁判所における傍聴、模擬裁判、地域の雇用や福祉に関するフィールドワークといった体験型

の授業を取り入れている。

また、法学部では学生の卒業後の希望進路に応じて3コースを設け、合わせて「進路支援科目」を充実させている。「進路支援科目」では、「インターンシップ」「ボランティア」科目で職場体験や社会体験を、「法学検定対策Ⅰ・Ⅱ」「法律専門職対策Ⅰ・Ⅱ」等で実践的な教育を行っている。さらに4年次での卒業論文の作成を義務づけ、法学部卒業生としてふさわしい法的素養が身につくよう配慮している。

なお、4年間の進路・就職支援を目的とする「進路研究演習（Cナビ）」は、15人程度のクラス規模で、1年次から4年次まで持ち上がりである。授業内容はグループディスカッションやフィールドワーク、プレゼンテーション等の実技・学外学習を含んでいる（Ⅳ．特記事項を参照）。

《経営学部》

経営学部では、「基礎専門科目」の「簿記論Ⅰ・Ⅱ」については、出身高校による学習経験の違いを考慮して、習熟度別クラス編成を導入しており、きめ細やかな教育を心掛けている。

また、「進路支援科目」は、自己への気づきや職業意識を醸成するための一助とするために設置された科目群である。「インターンシップ」「ボランティア」といった社会に参加するものと、具体的な資格を意識することにより、目的意識をもち、高度な専門知識の獲得を目指す「販売士（小売商）セミナー」「総合旅行業務管理者セミナー」などの実践的な教育を行うものがある。

授業科目のクラス規模は、150人を超える場合も生じているが、基本的にはそれ以下であり、選択科目の講義は50人前後で開講している。「専門演習」は、本学の建学の精神における「師弟同行」の中核的な役割を果たすものであるが、15人程度のクラス規模で、少人数教育に努めている。一部の授業では、企業への視察や、出店による経営者体感などの体験型の教育を行っている。4年次には大学生活の集大成として「専門演習Ⅲ」において卒業論文が必修となっている。なお毎年、優秀な卒業論文を「学生論文集」としてまとめ、全教員・学生に配付している。

このほか、4年間の進路・就職支援を目的とする「進路研究演習（Cナビ）」は、15人程度のクラス規模で、1年次から4年次までクラス替えをせず同一の教員が担当する。授業内容はグループディスカッションやフィールドワーク、プレゼンテーション等の実技・学外学習を含んでいる（Ⅳ．特記事項を参照）。

《総合教育科目》

1年次の必修科目である「情報処理論A・B」と「英語A・B」については、1クラスの規模を概ね50人以下とし、習熟度別・能力別のクラス編成をとっている。

また選択必修科目である「総合講座（Vコース）」では、原則として隔週または毎週、授業時間内に小テストを実施し、解答・解説を行っている。この科目群は、大学での学習に必要な基礎学力を確実なものとし、さらに将来の就職筆記試験に対応できる力を身につけるため、段階的な学力獲得を図ったプログラムである（基準3-2-⑥を参照）。

(2) 3-1の自己評価

法学部・経営学部において、それぞれ学部の教育目的が学則第4条の2に定められている。公表については、本学のホームページには掲載されているが、「キャンパスガイド」及び「大学案内」にはまだ掲載されていないので今後対応しなければならない。

《法学部》

法学部では、建学の精神及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部の教育目的を定めており、また教育目的は教育課程や教育方法に反映されている。

学部4年間の教育のあり方について、我が国の法学教育における大転換である法科大学院による法曹養成を念頭に試行錯誤し、現在の教育目的に到達した。

また平成18(2006)年度よりコース制を導入し、各コースに見合った科目を指定科目としている。

新入生はまず、「総合教育科目」によって幅広い知識と教養を身につけ、「基礎専門科目」において、法学部学生として基本的な知識を身につける。その上で、各コースに別れ、目標とする専門知識を獲得していく。この過程において、「進路研究演習(Cナビ)」と「専門演習」の教員は、学生生活面での良き相談相手であるとともに、学習面では進路選択に必要な知識と、より高度な専門知識の習得を支援する役割を果たしている。このような学部の方向性が学生に理解されたこともあり、平成21(2009)年度には、法科大学院への進学者が1人出ている。

《経営学部》

経営学部では、建学の精神及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部の教育目的を定めており、また教育目的は教育課程や教育方法に反映されている。

経営学部では、平成18(2006)年度のカリキュラム改革によって、地域や時代の要請を反映させるとともに、コースの専門性・独立性を高めるために、コース指定科目・選択科目を導入した。新入生は、「総合教育科目」によって幅広い知識と教養を身につけ、「基礎専門科目」によって経営学を学ぶための基礎的理解を得る。その上で、各コースに別れ、目標とする専門知識を獲得していく。この過程において、進路支援科目の設置、習熟度別クラス編成、必修科目の演習や卒業論文を課すことで、教育目的の実現に努めている。

なお、「進路研究演習(Cナビ)」と「専門演習」の教員は、学生生活面での良き相談相手であるとともに、学習面では進路選択に必要な知識とより高度な専門的知識の習得を支援する役割を果たしている。

《総合教育科目》

両学部共通の科目として設定し、建学の精神及び本学の目的を踏まえた編成となっており、教育方法にもそれらが十分反映されている。ただし、教育方法は学生の状況の変化に対応し続ける必要があり、今後も改善と検討を続けていく。

なお、経営学部と「総合教育科目」では、習熟度別・能力別のクラス編成をとっている科目があるが、クラス間の成績評価については調整を行っていない。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

両学部それぞれの教育目的を平成 23(2011)年度より「キャンパスガイド」「大学案内」に記載する。教育課程の編成方針や教育方法については、学生のニーズや社会的需要の変化に対応し継続的に検討する。

《法学部》

高度の法学教育を担うべく設置された法科大学員の流動的な動向にも十分配慮しつつ、本学部における教育課程の編成方針及び教育方法が、学士課程として一層充実したものとなるよう、今後も引き続き検討していく。

《経営学部》

経営学部では、教育目的に照らして、履修状況、学生のニーズ、社会的需要に対応した授業科目、必修科目・選択科目の見直しを進めていく。教育方法については、学生による授業評価アンケートや授業公開による教員間の授業見学により、全教員が教授方法の研鑽を積み、工夫・改善を行う。

《総合教育科目》

総合教育科目は、それだけで自己完結するものではなく、専門教育への導入、あるいは就職試験に際しての基礎的な教養を深めるといった意味ももっている。従って、今後は専門教育、あるいは進路支援の担当部署とも連携を密にして、科目編成や教育方法について検討を行っていく。

なお、習熟度別・能力別に編成したクラス間の成績調整については検討を行う。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 事実の説明(現状)

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

本学は、各学部の教育目的、教育課程の編成方針に即して、体系的に教育課程を編成している。法学部・経営学部とも、教育課程は「総合教育科目」と「専門教育科目」からなっており、以下に平成 20(2008)年度以後の入学生に適用している教育課程について述べる。

《法学部》

法学部は、学部の教育課程の編成方針に即して、科目群を1年次の基礎科目、2年次の発展科目、3・4年次の応用科目に区分し、段階的に力をつけていくことができるよう編成している。演習は、1年次で「進路研究演習 1」を履修し、2年次以降「進路研究演習 2」「進路研究演習 3」「進路研究演習 4」を履修していく。また「専門演習 I」は2年次から履修し、3年次以降「専門演習 II」「専門演習 III」を履修し、その上で卒業論文を作成する。

必修・選択科目という区分でみると、学部必修科目と選択科目からなり、選択科目の中にコース指定科目がある。

学部必修科目は、法学部の人材育成に欠かせない「基礎専門科目」と進路支援及び専門

能力養成のための「演習」の合計 38 単位からなっている。これらはどのコースを選択した学生でも、必ず取得しなければならない必修単位である。その内容は「基礎専門科目」として、「法学概論」「憲法（人権）」「刑法総論」「民法総則」、演習として「進路研究演習 1」「進路研究演習 2」「進路研究演習 3」「進路研究演習 4」「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「専門演習Ⅲ」である。

学生は志望によりコースを選択する。それぞれのコースの目的に応じて「行政システムコース」20 単位、「法律実践コース」20 単位、「スポーツ法学コース」10 単位のコース指定科目を設けている。

これらの必修・指定科目以外にも、法学部生に推奨する科目、職業を選択する際の資格につながる科目等を「専門科目」「関連科目」「進路支援科目」「自由科目」として配置している。このうち「進路支援科目」には、法律関係の各種試験を目指す学生のための科目をカリキュラムに加えている。

また、教職に関する専門科目群が 1 年次から順次開講されている。

《経営学部》

経営学部は、学部の教育課程の編成方針に即して、科目群を 1 年次の基礎科目、2 年次の発展科目、3・4 年次の応用科目に区分し、段階的に力をつけていくことができるように編成している。

必修・選択科目という区分で見ると、学部必修科目と選択科目からなり、選択科目の中にコース指定科目がある。

学部必修科目は経営学部の人材育成に欠かせない「基礎専門科目」と、進路支援及び専門能力養成のための「演習」からなっている。

また、それぞれのコースの目的に応じて「総合経営コース」16 単位、「金融マネジメントコース」24 単位、「スポーツマネジメントコース」10 単位のコース指定科目を設けている。「金融マネジメントコース」では、金融・経済系の専門科目を多く設け、金融業界において即戦力として活躍できるよう科目設定に工夫をしている。

また、教職に関する専門科目群が 1 年次から順次開講されている。

《総合教育科目》

次のような区分で科目が配置されている。基礎学力の向上を目指す「総合講座（V コース）」、情報化社会に対応する基礎的能力を身につける「情報」、外国語能力を高める「外国語」、幅広く深い教養を培う「人間形成」、健康な身体を育む「スポーツ・健康」、そして「留学生対応科目」である。このうち「人間形成」区分は、人文・社会・自然の 3 分野にわたって科目が設定されている。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

各学部はそれぞれの教育課程の編成方針に従い、データ編【表 3-1】の通り授業科目を開設している。平成 20(2008)年度以後の入学生に適用している教育課程と授業科目、授業内容について述べる。

《法学部》

法学部で何を学ぶかを理解させ、大学教育への導入を容易にするために、1年次に「法学概論」「憲法（人権）」「民法総則」「刑法総論」を必修科目として学習する。まず「法学概論」において、法律学を学ぶ上で理解しておくべき基礎知識を習得する。「憲法（人権）」では、高校までに学習してきた「日本国憲法」について、より専門性の高い内容を学ぶことにより、大学における本格的な法学教育とはどのようなものであるかについて、学生の理解の促進を図る。さらに「刑法総論」において、法律学における理論とはどのようなものであるかを理解する。そして、六法で多くの部分を占める「民法」に学生が親しみやすいように、「民法総則」を1年次の必修科目として配置している。

4年間の学部教育では、学生の進路、希望を前提に3コースを設定している。「行政システムコース」においては公務員志望の学生を対象に、「法律実践コース」では法科大学院進学希望者や司法書士・行政書士等の国家資格取得希望の学生を対象に、「スポーツ法学コース」ではスポーツ指導員を目指す学生を対象に指定科目を設定し、それぞれの進路に応じた授業科目を示している。コース指定科目は表3-2-1の通りである。

表3-2-1 法学部コース別指定科目

コース	コース指定科目
行政システムコース	「憲法（統治機構）」「行政法総論」「行政法各論」「公務員法」「地方自治法」「地方自治論」「地方経営論」
法律実践コース	「憲法（統治機構）」「物権法」「債権法総論」「債権法各論」「民事訴訟法」
スポーツ法学コース	「スポーツ法学」「スポーツ行政学」「スポーツ経営論」「スポーツマーケティング」「スポーツ産業論」

コースは学生が入学時に選択し、その後、進路に応じて変更を認めている。1年次のカリキュラムには、各コースの基礎的な科目を配置している。

《経営学部》

経営学部で何を学ぶかを理解し、大学教育への導入を容易にするために、1年次に「経営学総論A・B」「簿記論I・II」（もしくは「上級簿記A・B」）「コンピュータ概論I」を必修としている。さらに、平成18(2006)年度のカリキュラム改革により、「情報倫理」「プレゼンテーション演習」を学部の必修として加えている。「情報倫理」は、インターネット上の倫理だけでなく、メディア倫理、医療倫理、ビジネス倫理を含んでおり、情報処理能力向上のために有用である。また、「プレゼンテーション演習」は、「専門演習」や講義での報告・発表はもとより、ビジネスにおける円滑なコミュニケーションを念頭に置き、その基礎的なスキル獲得を意図している。コース指定科目は表3-2-2の通りである。

表 3-2-2 経営学部コース別指定科目

コース	コース指定科目
総合経営コース	「マーケティング論 A・B」「経営管理論 A・B」「会計学 I・II」「経営情報論 I・II」
金融マネジメントコース	「ファイナンス数学 I」「経済原論 I・II」「金融論 A・B」「ファイナンス A・B」「ファイナンシャルプランナー演習 I・II」「経営分析 A・B」「国際ファイナンス A」
スポーツマネジメントコース	「スポーツ経営論」「スポーツマーケティング」「スポーツ産業論」「スポーツ法学」「スポーツ行政学」

コースは学生が入学時に選択し、その後、進路に応じて変更を認めている。1年次のカリキュラムにおいて、「総合経営コース」には「アルゴリズム I・II」「会計学 I・II」を、「金融マネジメントコース」には「ファイナンス数学 II」「投資教育論」「経済情報分析」等の基礎的な科目を設置し、早い段階から当該分野の知識を身につけられるようにしている。そして「スポーツマネジメントコース」では「総合教育科目」の中に「スポーツ指導論 A・B」「トレーニング科学 A・B」「スポーツ医学 A・B・C」等を設けている。

なお、簿記や情報処理に関しては、習熟度別クラス編成を導入することで、きめ細やかな教育を心掛けている。簿記については、日本商工会議所主催簿記検定試験 2 級以上の取得者には「上級簿記 A・B」科目を履修させ、情報処理関係のスキルの高い学生には SA(Student Assistant)として活躍させるなど、より高度な専門性を獲得しうるよう配慮している。

《総合教育科目》

両学部共通の「総合教育科目」では、表 3-2-3 に示した区分で、科目が配置されている。

表 3-2-3 総合教育科目の区分

区 分	目 的
総合講座(V コース)	専門演習の導入教育として、また就職の際に求められる基礎的な学力の向上を目指す
情報	情報化社会に対応する基礎的能力を身につける
外国語	外国語の運用能力の向上を図るとともに、言語の背景にある、その国の社会・文化についての理解を深める
人間形成	人文・社会・自然の各領域にわたり、社会人として求められる幅広く深い教養を養う
スポーツ・健康	実技を通して健康な身体を育むとともに、スポーツ指導の資格取得のために必要な内容を学ぶ
留学生対応科目	日本語の運用能力の向上を図るとともに、日本での生活・学習が円滑にできるよう、日本の社会・文化についての理解を深める

「総合講座（V コース）」区分の授業内容については、基準 3-2-⑥で示す。

「外国語」区分では、英語に苦手意識のある学生が少なくないため、必修の「英語 A・B」を能力別にクラス編成し、きめ細かな指導を行っている。外国語学習への抵抗感を軽減して、国際化社会への対応力を育成する。

「人間形成」区分では、幅広く深い教養や豊かな人間性を涵養することを目指し、多様な科目を配置して、学生が自由に選択できるようにしている。

また「スポーツ・健康」区分には、教員免許法施行規則に定める「体育」に対応する科目とともに、法学部の「スポーツ法学コース」、経営学部の「スポーツマネジメントコース」を選択した学生が、将来、スポーツ指導者となれるよう、「トレーニング科学 A・B」「スポーツ指導論 A・B」「スポーツ医学 A・B・C」「スポーツ栄養学」「スポーツ心理学」「スポーツ社会学」を開設し、その基礎力を育成している。これらの科目と、各学部の専門教育科目のうちコース指定科目を履修することで、財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者、財団法人日本障害者スポーツ協会公認初級スポーツ指導員の資格を取得できるようにしている。

なお、「外国語」区分では、地方における非常勤講師の確保の問題、一定数以上の受講生の確保といった問題のため、「中国語 I・II」「ハングル I・II」の科目を設けているものの、現在、未開講となっている。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

本学は、学則第 8 条において、学年を 2 学期に分け、前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと定めている。これに基づき、年間学事予定を学事暦として「履修ガイド」に掲載し、学生・教職員に配付している。学事暦には授業期間、定期試験の期間、夏季・冬季の休業期間の他、入学式、新入生オリエンテーション、定期健康診断、学位記授与式等の主要行事が記載され、周知されている。

授業期間は、講義期間と定期試験期間を含めて、前期・後期とも各 15 週を確保している。なお、講義日が国民の休日の関係で不足するなど 15 週に満たなくなる場合は、曜日を振り替えて 15 回を確保するよう調整している。また、年間学事予定は、ホームページにも掲載されている。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

「法学部履修規程」及び「経営学部履修規程」において、単位の認定及び卒業の要件が適切に定められ、厳正に適用されている。

《単位の認定》

履修科目の単位の認定とその成績は、定期試験、追試験または再試験の試験成績を主とするが、平常の学習状況、レポート及び小テストの成績を加味して各科目担当者が評定している。

各科目の目標、概要、評価方法、講義計画並びに授業の方法等は、「履修ガイド」によりあらかじめ学生に明示しているが、演習科目は評価方法を明示していない。

成績評定の結果は、表 3-2-4 に示す通り、秀、優、良、可、不可の 5 段階であり、可
以上をもって所定の単位を認定している。

表 3-2-4 成績評定

評 定	評 点	判 定
秀	100 ～ 90 点	合 格
優	89 ～ 80 点	
良	79 ～ 70 点	
可	69 ～ 60 点	
不可	59 点以下	不 合 格

なお、通年科目については、前期定期試験終了後に中間評価を、A=特に良好、B=良好、
C=普通、D=努力を要する、E=改善を要する（単位修得困難）の 5 段階で表示したもの
を受講生に通知している。

学則第 24 条において、本学が教育上有益と認めるときは、入学前に他の大学または短
期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において履修した授業科目について修得した単
位（科目等履修により修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修とみなすと
定めている。

また、同第 24 条第 2 項で、同じく高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学
大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定すること
ができるよう定めている。なお、これら単位の上限は合わせて「大学設置基準」の第 28 条・
第 29 条・第 30 条に基づき 60 単位までとしている。

学生が在学中に他の大学等において授業科目を履修できる単位互換制度がある。それら
には、本学と大学間協定を締結しているもの、高等教育コンソーシアム宮崎に加盟する各
教育機関との間のものがある。なお、本学の法学部と経営学部との間の単位互換も行って
いる。

本学以外で履修した科目及び単位の取り扱いについては、両学部の「履修規程」及びそ
れぞれの制度にかかる規定に細目を定め、学習教育内容及び本学の教育課程と照合の上、
拡大教授会の議を経て単位の認定を行っている。

《進級の要件》

両学部とも、進級に制限は設けていない。学生の学業努力によって、在学期間内で定め
られた卒業要件を満たす単位取得を可能とさせるためである。

《卒業の要件》

学則第 42 条に、「本学に 4 年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、136 単位以上
を修得した者については、教授会及び大学協議会の議を経て学長が卒業を認定する」と規
定し、この 136 単位は「総合教育科目 36 単位以上」「専門教育科目 100 単位以上」と定め
ている。この学則に基づき各学部は「法学部履修規程」「経営学部履修規程」において、

表 3-2-5 に示す単位を満たすことと、4 年以上 8 年を超えない期間の在学を卒業要件として規定し、拡大教授会で卒業判定を行っている。

表 3-2-5 卒業に必要な総単位数

学 部	学 科	科 目 群	卒業に必要な単位数		必修単位数
法 学 部	法律学科	総合教育科目	136	36	必修 12 単位含む
		専門教育科目		100	必修 38 単位含む
経営学部	経営学科	総合教育科目	136	36	必修 12 単位含む
		専門教育科目		100	必修 36 単位含む

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

「法学部履修規程」「経営学部履修規程」において、各学年において履修登録できる単位数の上限は、前期・後期合わせて 50 単位までと定めている。開講科目がすべて半年完結科目である経営学部では、前期の上限は原則として 28 単位、後期の上限は原則として 22 単位と定めている。学生はこれに従って 4 年間の履修計画を立て、毎年度はじめに履修登録をする。また、前期の履修状況に応じて、後期の開始前の履修登録変更期間に履修制限を超えない範囲内で登録科目を変更することを認めている。

このように上限を多めに設定しているのは、本学では卒業に必要な単位数を 136 単位と定めていること、また計画通りに単位取得ができなかった学生が、その後の努力によって挽回する余地を与えるためである。

なお、履修登録単位数の制限は、卒業単位数に加算される授業科目を対象としている。両学部で「自由科目」に配置している教職に関する科目は、卒業要件に参入される単位数が最高 20 単位までであり、それ以外は卒業要件に含まれない。そこで教員免許状取得のため「自由科目」については例外的に、制限単位外の履修登録を認めている。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

《「進路研究演習（Cナビ）」と各学部の「専門演習」との連携》

「進路研究演習（Cナビ）」は、入学から卒業までの 4 年間の進路支援を目的として平成 15(2003)年度に開講された必修の演習科目である。この演習科目を設けることにより、在学中に複数の担当教員が 1 人の学生を支援する体制をつくることができた。学生は 2 年次から各学部の専門教育の演習に所属するので、1 年次から始まる「進路研究演習（Cナビ）」担当教員と「専門演習」担当教員の 2 人体制で学生の学習面、進路面などの支援にあたっている。

また「進路研究演習（Cナビ）」のプログラム（IV. 特記事項を参照）には、企業を経営学または法律学的立場から研究する演習（1 年次「社会と職業」、2 年次「社会と学問」）が設けられており、2 年次から本格的に始まる専門分野へのスムーズな移行を図ることもねらいとしている。

《「総合講座（Vコース）」による基礎学力の底上げの取組み》

「Vコース」とは、「総合教育科目」の「総合講座」の通称である。“V”は“version up”や“victory”などを意味する頭文字であり、また学内で受講できるWスクール（詳しくは、IV. 特記事項を参照）を受講する前段の準備という意味も込めている。昨今では大学生の基礎的な学力の低下が問題視されていること、また就職という出口においては高校までの教科の内容を習得しているかどうかことが重要視されることから、基礎学力の底上げを目的として平成16(2004)年度より開講された。具体的には、「日本語理解A・B」「論理的思考A・B」「数量的処理A・B」の6科目より2科目4単位を履修することが卒業要件となっており、1年次から開講されている。2年次以降さらにワンランクアップの学力をつけたい学生のために、「日本語理解C・D」「論理的思考C」「数量的処理C」の4科目が設けられている。各科目の学習内容と目的については、表3-2-6に示した。

表3-2-6 総合講座の科目概要

	科目名称	学習内容と目的
1	日本語理解 A (国語総合)	高校「現代国語」「文章表現」に準拠し、言語事項・文章読解・文章表現・口語文法・文学史等の総合的学習内容を、大学における教養教育的知見も加味して再構成した講座。
2	日本語理解 B (散文読解)	日本語表現の多様性を理解するために、各種活字媒体(新聞・雑誌・小説・評論・批評等)をテキストとして用いることによって、日本語で書かれた多彩な文章の読解を行う講座。
3	日本語理解 C (主題と構造)	専門学部におけるテキスト理解を円滑に行うため、社会科学分野における論理的文章の主題と構造との関係を意識的に読解していくことを通して、論理の展開を把握する講座。
4	日本語理解 D (文章表現)	現代社会に関わる多種多様なテーマについて思考を巡らし、論点を明らかにしつつ、その論証過程を日本語表現として論理的整合性のある文章としてまとめていく講座。
5	論理的思考 A (歴史の論理)	歴史の基礎的事項を学び、背景となる事象を論理的に考察する力を養うとともに、欧米主要国の歴史を通して今後の社会のあり方や私たちの行動についての考察を深める講座。
6	論理的思考 B (政治経済の論理)	ヨーロッパにおいて近代市民社会が形成された歴史を振り返り、それを支えた社会思想を踏まえながら、現代社会におけるその運用としての政治・経済の論理と仕組み、問題点について考察する講座。
7	論理的思考 C (地域の論理)	現代の民族・領土問題、環境問題、資源・エネルギー問題等について、地域性を踏まえて広い視野から考察し、現代世界の諸問題についての理解と認識を深める講座。
8	数量的処理 A (基礎数学)	高校1年生程度の数学の問題をじっくり考えて解かせることにより、数学の論理性を少しでも身につけさせ、将来の可能性を探る一助にするための講座。

9	数量的処理 B (判断推理)	論理、集合、対応、順序、空間等を把握するために、問題群をできるだけ小さな構成要素に分解し、それらの要素の関係性、規則性を見出すことの必要性を学ばせる講座。
10	数量的処理 C (数的推理)	中学から高校1年生までの数学を復習するために、方程式、不等式、比・割合、虫食い算、数列、立体図形等について、公務員試験の問題を題材として解く講座。

《神戸親和女子大学・星槎大学との通信教育提携プログラム》

本学の教育課程では、小学校教諭・幼稚園教諭・特別支援学校教諭一種免許状を取得できないが、神戸親和女子大学及び星槎大学との提携により、本学での教職課程履修者は小学校教諭・特別支援学校教諭を、また教職履修者に限らず本学学生は幼稚園教諭一種免許状を取得することができる（IV. 特記事項の「教員養成塾」を参照）。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学は通信教育を行っていない。

(2) 3-2の自己評価

教育課程は、両学部それぞれの教育目的に沿って体系的に編成しており、「履修規程」に基づいて適切に運用している。教育課程の編成方針に即して、両学部ともに科目を体系的に区配置しており、年次順に基礎科目、発展科目、応用科目が履修できるように編成している。また、学問体系に沿って授業科目を適切に配置し、内容的にも充実している点は評価できる。

年間学事予定や授業期間は、「履修ガイド」や掲示等で、学生・教職員に明示している。

各科目の目標、概要、評価方法、講義計画は「履修ガイド」に示しているが、演習科目については評価方法を明示した形にしていけないので、今後検討する必要がある。

年次ごとの履修科目の上限や卒業要件は、各学部の「履修規程」に規定しており、この規定に則り公正に運営している。

《法学部》

学生に法律の基礎知識を身につけさせ、学部卒業生として恥ずかしくない一定の成果を上げているが、さらに高度の専門知識を有する学生を育てるため、これまでのあり方を検証している。

また、1年間に履修可能な単位の上限は50単位であるが、予習・復習等教室外での学習時間の確保という観点から、現在、改善のための検討をしている。

法学部では、学部教育の中で十分な法律学の基礎知識を身につけた上で、学生が希望に沿った進路へ進むことを念頭に教育をしている。法律学の理解に必要な論理的な思考能力をはじめ、専門分野においても学生が講義などで理解した結果をもとに、さらに自分で発

展的に自学自習するための e-learning の導入を検討している。

以上のような方向性を保持しつつ、宮崎県内における唯一の法学部として、地域住民の期待に応える学部を目指し努力していく。

《経営学部》

平成 18(2006)年度にカリキュラムとコースの改革を行って以降、着実に成果が出始めている。地域社会や学術研究の動向を踏まえた教育課程は、社会からも受け入れられ、多くの学生が県内を中心に一般企業への就職を決めている。学生は、経営学部において得た経営学全般の知識と、各コースで習得した応用的な知識をもって、広く活躍の場を得ている。また、県内に社会科学系の学部学科がないことから、地域社会を担う意味でも大きな役割を担っている。このように、経営学部の教育課程を終えた学生の動向をみると、有意義な人材を輩出するという本学の責務は果たされているといえる。

一方で、経営学部では各コースを充実させたために科目数が多く、教員の負担になっている。そのため、科目を集約し、コースに適合した密度の高い科目づくりを行っていくことが必要である。今後は、社会の急速な変化に対応するために、教育課程を中心に組織改善を継続的にを行い、また各コースの特性をさらに強めていくことが重要と考えている。

《総合教育科目》

外国語区分に「中国語Ⅰ・Ⅱ」「ハングルⅠ・Ⅱ」の 4 科目を設定しているが、現在未開講となっている。地方における非常勤講師の確保の問題が大きな要因であるが、今後、開講科目全体の見直しとともに検討する。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

各科目の評価基準並びに評価方法については、平成 23(2011)年度の「履修ガイド」において改善を図る。

単位制度の実質化を考慮し、授業時間外の学習時間の増大を図るため、履修登録の上限の設定について検討を行う。また、学生が自学自習するためのシステムの構築にも取り組む。各科目における半期の授業回数は、授業(15回)に加えて定期試験(1回)分の日程を確保することを検討する。

《法学部》

法科大学院は設置しないものの、すでに述べた学部 4 年間で達成可能な国家資格の取得には、今後も一層の努力を傾注する。これまで弁護士でなければできなかった仕事の一部が、法律の改正により司法書士でもできるようになってきた。現実に最近の司法書士の仕事の多くは、多重債務の処理と、高齢者の財産管理のための成年後見制度に関するものになってきている。こうした時代の要請に学部として応えるべく、学部 4 年間で可能な国家資格取得を今後も重要視した学部教育を展開する。

宅地建物取引主任者試験は、法律専門科目を身につけた上で挑戦できる、もっとも手の届きやすい国家資格である。民法を中心とした科目の実力がどの程度身についたかを知る上でも良い機会であり、ある程度の成果は出せるようになってきている。今後も学生の指

導を強化し、さらにより結果を出すよう取り組む。また、公務員試験受験希望者のための支援体制をさらに充実させる。

《経営学部》

県内の経済状況の厳しさが増す中、企業や社会から求められる人材のレベルも高くなっている。経営学部は、もっとも実学に近い分野として、企業や社会から必要とされる人材をいかに育成するかという課題を常に問われている。そうした状況において、経営学部では「実学の精神」に則り、理論、実務、資格などをバランスよく教育することで企業の即戦力となり、さらには卒業後も継続的に活躍できる人材を育成する。そのために、現在行われている教育課程を常に見直し、より充実した教育内容・教育体制の継続的な検討を図る。まずは科目の集約に向けた見直しに早急に着手する。

《総合教育科目》

現在未開講となっている科目の対応を協議するとともに、総合教育科目全体にわたる科目配置の検討を行っていく。また、科目名称が学生にとって内容がわかりやすいものになっているか、検討していく。

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

《学生の学習状況・意識調査》

各学部にはFD検討委員会があり、前期・後期に学生による授業評価アンケートを実施している。学生の授業に対する評価項目だけでなく、理解度や、学生自身の学習時間、出席状況もアンケート項目に含めている。

運動部学生指導委員会は、毎年6月中旬・11月中旬に、開講している全授業科目で履修状況調査を実施し、全教員にその結果を配付している。これらから、学生の現状を学期中・学期末に把握するよう努めている。

また、前期・後期試験の終了後、成績表を本人及び保護者に郵送し、保護者が直接学生の学習成果を把握する体制をとっている。

なお、在学生対象の履修ガイダンス時には、「専門演習」担当教員が学生の成績表を参考にし、履修届のチェック及び今後の学習アドバイスを個別に行っている。

「進路研究演習（Cナビ）」と「専門演習」は、本学の建学の精神である「師弟同行」の中核的な役割を果たしている。「進路研究演習（Cナビ）」担当教員と「専門演習」担当教員が1人の学生について相談しながら指導することで、学生の客観的な自己理解を促し、学生指導の有益な手段となっている。この4年間必修の「進路研究演習（Cナビ）」では、1年次から、自己発見レポート、内田クレペリン検査、職業興味適性検査（VPI）などの各種検査や自己分析を継続して行い、また年度末には学生自身の「1年を振り返って」と、演習独自の授業アンケートを実施し、学生の意識の把握と指導に努めている。

《資格取得》

法学部では、宅地建物取引主任者試験の受験を推奨しており、合格・不合格に関わりなく、各自の自己採点結果などにつき学生から聞き取りを行っている。経営学部では、ビジネスコンピューティング、税理士、MCAS、販売士、総合旅行業務管理者の資格取得を目指す学生に対して、それらに対応した「進路支援科目」を設けている。受講生には受験を促すとともに、受験の可否に関する聞き取り調査をしている。

また、「Sun18° 塾（学内塾）」に統括されている資格取得のための塾、すなわち「国家大計塾」「税務会計塾」「教員養成塾」「リーガルマイスター養成塾」「宅建チャレンジ塾」「青年実業家養成塾」「ITリーダー塾」が活動しており、各担当教員が塾生を直接指導し、学生の学習状況や理解度、資格取得の状況を把握している（IV.特記事項を参照）。

《就職状況の調査》

就職総合支援センターと「進路研究演習（Cナビ）3」が協同し、3年次の就職活動支援を行っている。3年次では「Cナビ3」において「就職・進路登録票」を作成し、担当教員がクラス分をまとめて就職総合支援センターに提出することになっている。

また、「Cナビ3」の授業のひとつである「就職ガイダンス」は外部講師を招いて行うが、担当教員も聴講し、学生とともに最新の就職戦線の状況を把握している。

就職総合支援センターは、3年次・4年次の学生に就職活動報告を義務づけるとともに、公務員採用試験報告書、就職内定届（就職現況報告書）、就職決定届を提出させている。また随時、「進路研究演習（Cナビ）」担当教員や「専門演習」担当教員と学生の現況について情報交換や報告をしている。

《就職先の企業アンケートなど》

企業訪問担当教員が九州地域を中心に関西・関東地域にも企業訪問し、就職先開拓を行っている。その際、過去に本学学生が就職した企業に対しては、当該卒業生の現状について聞き取り調査をしている。企業訪問の結果は、就職総合支援センターに報告され、その結果を学生の閲覧に供している。

3年次を対象として毎年実施している「学内合同企業説明会」を、平成21(2009)年度は平成22(2010)年2月18日に開催し、参加企業24社、参加学生137人であった。この説明会には教員全員が出席している。この際にも、参加企業と参加学生に対しアンケートを実施している。

定例で開催している就職総合対策本部会議では、企業求人開拓、就職状況の報告、就職関連行事の結果報告、「総合講座（Vコース）」「特別講座A・B（Wスクール）」受講生の学習状況の報告をそれぞれの担当教員が行っている。

（2）3-3の自己評価

入学より在学期間中、就職活動時及び就職内定後と、一貫して学生の学習状況・資格取得・就職状況や意識を把握するシステムがあり、教育目的の達成状況の点検・評価のための努力を行っている。

学生は履修ガイダンスを受けた後に、「専門演習」担当教員から履修届のチェックを受

けるが、状況に応じて担当教員からアドバイスを受け、履修計画を見直す機会となっている。4年間の在学期間で卒業要件を満たすことに効果を上げている。

学生による授業評価アンケートや、6月・11月に行われる履修状況調査は、学業への取組みが芳しくない学生を早い段階で認識できるとともに、全教員がその情報を共有し、当該学生に対し早期に学習態度改善を促すための一助としている。授業評価アンケートにおいては、講義科目に対する回答はまとめられ公開されているが、学生自らの講義科目に対する態度の項目への回答はまだ分析されていない。

学内合同企業説明会に参加した学生からのアンケートと企業からの聞き取り調査の結果も、本学を取り巻く状況の把握と学生指導に役立っている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価アンケートにおける学生自らの講義科目に対する態度の項目は、学生のインセンティブを点検・評価するためにも必要なものであるため、今後分析して改善の資料とするとともに公開する。

また学生に、学問にチャレンジするインセンティブを持たせるよう努力する。学生の学習意識を高め、より高度な知識・技能を修得させ、地域に貢献しうる人材を育成することは本学の重要な役割であるが、「進路研究演習（Cナビ）」「専門演習」を中心に、「Sun18°塾（学内塾）」との連携を密にして各学生の学習状況の点検・評価を適正に行う努力を継続する。

さらに学内 LAN の一層の活用により、教育目的達成状況の点検・評価の効率性を高めていく。

【基準3の自己評価】

建学の精神と学生のニーズや社会的需要に基づき、学則第4条の2に各学部の教育目的が規定され、その達成のための教育課程が各学部で適切に編成され、教育方法にも反映されている。また、教育課程の編成方針に即して、教育課程が体系的かつ適切に設定されている。

一方、各学部の教育目的については、ホームページには掲載しているが、「キャンパスガイド」及び「大学案内」にも公表する必要がある。

教育目的の達成状況を点検・評価するための努力も行われている。

また、演習科目の単位認定の評価方法を「履修ガイド」に明示することや、履修登録の上限設定、単位の実質化のための自学自習のシステム、総合教育科目における未開講科目や科目名称などが、今後検討しなければならない課題である。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

学則第4条の2に規定されている各学部の教育目的を「キャンパスガイド」及び「大学案内」に平成23(2011)年度より掲載する。

各科目の評価基準並びに評価方法について改善を図り、平成23(2011)年度以降「履修ガイド」より掲載する。

単位の实質化を考慮し、履修登録の上限設定の見直しについて検討する。また、学生が

自学自習に向けて教師との情報伝達を可能とするシステム（例えば、Moodle の積極的な活用）について検討を開始する。

総合教育科目における未開講科目や科目名称などについて検討を開始し、改善に向けて取り組む。

教育目的や教育課程の編成、教育方法については、学生・地域社会のニーズの変化に対応していけるよう、今後も引き続きアンケート調査などから客観的な点検・評価を行い、検証と見直しを行う。

基準4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

学生募集や入学者選抜におけるアドミッションポリシーは、表4-1-1に示した通り明確である。このアドミッションポリシーは、「大学案内」「入学試験要項」、及びホームページで公表している。受験生に対しては、各都市での大学進学ガイダンス、オープンキャンパスで説明している。高校進路指導担当教諭に対しては、教員対象の大学説明会、高校訪問を通じて告知している。

表4-1-1 アドミッションポリシー

1. 法学部においては、専門教育を通して、地方行政、司法に関わる職業への就職を強く志すとともに、国家試験等資格取得にも意欲的に取り組まんとする人材を募集する。
2. 経営学部においては、経営、情報、金融、観光等の専門科目を通じて、次代の地域産業におけるニューリーダーをめざし、さらに会計・情報系資格取得にも積極的に取り組まんとする人材を募集する。
3. 法学部、経営学部ともに、共通する枠としてスポーツ競技の能力を大学において高め、将来、スポーツ競技における指導者として志し、さらには教育者として義務教育機関、高等教育機関への就職を熱望する人材を募集するものである。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜が適切に運用されているか。

アドミッションポリシーに沿い、多様な入試区分を設け、入学者選抜は入学試験審議会と入試広報課との連携のもとに適切に運用している。

入試区分については、一般入試（前期、中期、後期、総合・専門科生選抜）、推薦入試（特待生、指定校推薦、公募制）、大学入試センター試験利用入試（前期、後期、総合・専門科生選抜）、特別入試（併設校、編入学、社会人、帰国生）、外国人留学生入試を設け、多様な学生に対応している（表4-1-2参照）。募集人員、出願資格、選抜日程、試験科目、出願方法、入学手続方法については「入学試験要項」にて公表している。

入学者選抜試験の実施については、学長の下に入学試験審議会を置き、「入学試験要項」や入学者の選抜等重要事項の審議を行い、審議結果を拡大教授会及び大学協議会に諮る。さらに小委員会として、入学試験審議会委員の互選からなる試験問題作成委員会、書類審査・面接委員会を設置している。試験区分毎に試験本部を置き、学長が本部長となる。本学及び地方試験場の設置・準備については入試広報課が担当する。

宮崎産業経営大学

表 4-1-2 選抜方針・方法

	入試区分	選抜方針・出願資格等	選抜方法
推薦	A 特待・B 特待	本学の指定校の生徒で現役 普通科：評定平均値 4.4 以上 その他の学科：評定平均値 4.5 以上	国語（小論文含む）、面接
	スポーツ特待 (A 種・B 種)	硬式野球、サッカー、バスケットボール、剣道、柔道、空手道、新体操、サーフィン、陸上競技を対象とする。 現役で評定平均値 3.0 以上 書類及び実技（技能検査）による事前審査有り	小論文、面接
入試	指定校	現役で評定平均値 3.0 以上	面接
	公募専願 (A1 方式)	総合・専門科の生徒で現役と一浪まで	小論文、面接
	公募専願 (B1 方式)	普通科の生徒で現役と一浪まで	小論文、面接
	公募専願 (C1 方式)	スポーツや資格取得において優秀な人物で現役と一浪まで	志望理由書、面接
	公募併願 (A2 方式)	総合・専門科の生徒で現役と一浪まで	小論文、面接
	公募併願 (B2 方式)	普通科の生徒で現役と一浪まで	小論文、面接
	公募併願 (C2 方式)	スポーツや資格取得において優秀な人物で現役と一浪まで	志望理由書、面接
	一般入試	総合・専門科生選抜	総合・専門科の生徒対象：本学の出題する学力試験により基礎学力を評価する
前期日程		本学の出題する学力試験により基礎学力を評価する	2 科目
中期日程			
後期日程			
センター利用入試	総合・専門科生選抜	総合・専門科の生徒対象：センター試験で受験した科目のうち、国語、外国語と高得点の 1 科目の成績を評価する	3 科目、調査書
	前期日程	センター試験で受験した科目のうち、国語、外国語と高得点の 1 科目の成績を評価する	3 科目
	後期日程		
特別入試	併設校	鵬翔高校の生徒で現役と一浪まで	面接
	併設校 (A 特待・B 特待)	鵬翔高校の生徒で現役 英数科：評定平均値 4.4 以上 その他の学科：評定平均値 4.5 以上	
	編入学	大学・短期大学・専門学校を卒業又は在学中の者	小論文、面接
	社会人	合算 4 年以上の定職の経験のある者	小論文、面接
	帰国生	日本国籍を有し、外国の学校で学んだ者	小論文、面接

<p>外国人留学生入試</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国籍を有しない者で、在留資格「留学」または「留学」に変更できる在留資格を有する者 ・ 日本留学試験 [日本語 (読解、聴解及び聴読解の合計)] 200 点以上の成績を有する者、あるいは日本語能力試験 2 級の合格実績を有するか、1 級を受験しスコアが 230 点以上の者 ・ 経済的負担に支障のない者 	<p>日本語読解、面接</p>
-----------------	--	-----------------

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

平成 22(2010)年 5 月 1 日現在、大学全体の収容定員 800 人に対し在籍学生数は 991 人、在籍比率 1.24 倍と良好で、適切に管理されている。同時点の各学部の収容定員に対する在籍学生数の比率は、法学部 1.14 倍、経営学部 1.35 倍であった。なお、在籍学生全体の男女比は約 8 対 2 である。平成 22(2010)年度入学者の構成についてはデータ編【表 4-1】に示したが、募集定員に対し法学部 1.31 倍、経営学部 1.29 倍である。

また平成 18(2006)年度から平成 22(2010)年度の 5 年間における入学者数についても適切に管理されている (データ編【表 4-2】参照)。この 5 年間の平均入学者数は、募集定員に対し法学部 1.06 倍、経営学部 1.31 倍であった。

授業を行うクラス規模は概ね適切に管理されている。ゼミナール形式の授業の場合、受講者数は 1~18 人の間で、平均 12.2 人である。講義形式の授業の場合は、受講者数 2~201 人の間で、平均 52.0 人、50 人以下は全体の 65.6%である。

(2) 4-1の自己評価

アドミッションポリシーは明確で、その内容は「大学案内」及びホームページで説明している。また、進学ガイダンス、大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問を通じて伝えている。オープンキャンパスに参加した生徒や、大学説明会に参加した高校の生徒が多く入学していることから、本学のアドミッションポリシーはこれらを通じて高校生、高校教員、保護者に広く理解され、認知されていることがうかがえる。

アドミッションポリシーに沿い、多様な入試区分を設け、入学者選抜は、入学試験審議会と入試広報課との連携のもとに適切に実施されている。一方で、入試の多様化や地方試験場の設置に伴う教職員の負担の軽減について検討する必要がある。

入学者数は平成 17(2005)年以降着実に増加し、平成 20(2008)年度より法学部においても定員を充足するようになった。本学の取組みに対する高校側の理解を得る中で、本学の理念・教育体制についての認知度が増したことの表れと考えている。

授業のクラス規模については、ゼミナール形式や講義形式の授業ともに概ね適切な規模で管理している。

(3) 4-1の改善・向上方策 (将来計画)

両学部においては、特色づくりを一層推進するとともに、本学のアドミッションポリシー

一を学外にさらに広くアピールし理解を得るための活動を引き続き行う。特に、普通科課程の高校生に向けてのPRを強化する。そのために、普通科高校に対して積極的に資料の配付を行い、保護者の理解を促進するための資料の充実も図っていく。

また、現在男子学生の比率が高いが、今後は女子学生の在籍比率を高める工夫をする。

授業のクラス規模については、より適切な学習環境を目指し、さらにカリキュラム編成について検討や見直しを進める。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明(現状)

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

学生への学習支援体制については、いくつかの支援組織と設備が整備され、授業だけでなく課外でも支援が受けられるよう適切に運営されている。以下に示すA~Iは、具体的な取組みであるが、CとDについては退学者防止を視野にいれている。また、F、G、Hは学習意欲の高い学生のための支援である。

A. 「進路研究演習(Cナビ)」と「専門演習」の各担当教員による学生サポート

平成15(2003)年に開設した必修科目「進路研究演習(Cナビ)」(IV. 特記事項を参照)は少人数のゼミナール形式の授業であるが、同じ担当教員が4年間持ち上がりで担当する。従って、学生一人ひとりの状況を把握することができ、必要に応じて履修や学習面の相談に乗るなどの支援を行っている。さらに、2年次からはじまる「専門演習」の担当教員と「進路研究演習(Cナビ)」担当教員とが必要に応じて連絡を取り、学生の状況を捕捉している。学生側も学習上の問題だけでなく、学生生活上の悩みについても、日常的にどちらかの教員に相談することができるシステムとなっている。

B. オフィス・アワーの設定

各教員はオフィス・アワーを研究室ドアに掲示することになっている。その時間帯に研究室を訪問すれば、学生は個別に学習面や学生生活上の問題について相談することができる。

C. 履修状況調査の実施

学生部は、6月と11月の2回、全学生を対象として各科目の履修状況調査を行っている。この調査結果は、出席状況の芳しくない学生に早期に対応するための資料として各担当教員が活用している。中でも運動部に所属している学生は、練習や遠征試合のため学習時間等の面でハンディを背負い、学業とスポーツの両立に支障をきたしやすい。従って、運動部の部長・監督は、この調査結果をもとに彼らの抱える問題の相談に乗り、親身な指導を行うようにしている。

D. 社会探訪塾

「進路研究演習(Cナビ)」のクラスのひとつとして設けられている。大学生活や集団への適応に困難さを感じている、もしくはなんらかの理由で学業に対する意欲が低下してい

る学生を対象としている。少人数体制で、内容も通常の授業よりもゆるやかにし、心理面のサポートとともに学習支援を行っている。担当教員には、学生相談室を担当する教員も加わっている。入塾においては、学生が所属する「進路研究演習（Cナビ）」クラス担当教員あるいは「専門演習」担当教員からの履修状況や出席状況などの情報提供が重要である。塾では、リレー小説執筆などのワークショップや大学祭での模擬店出店、野外レクリエーション等を通じ、対人関係の回復や社会性の体得を図っている。同クラスは、社会につながるきっかけを掴むという意味から「社会探訪塾」と称しているが、入塾後の学生の出席率に改善が見られ、退学防止策としても有効である。現時点では、法学部3人、経営学部3人の合計6人の塾生がいる。

E. 情報センターの活用

情報センターは、情報機器の整備・維持管理とともに、情報関連の授業と課外授業の支援サービスを行っている（基準9参照）。また、朝日新聞や判例検索の有料サービスと契約し、学生が自由に利用できる環境を提供している。経営学部はノートパソコンが必携のため、学生自身が設定やWebメール、ファイルサーバなどを有効に活用することができるように大学ホームページ「学内専用サービス」（学内のPCからのみアクセス可能）でマニュアルを呈示している。

また、「CALLシステム」は従来のLLをコンピュータに組み込んだもので、平成13(2001)年から導入されている。外国語授業で活用され、音声学習や外国文入力の練習のほか、外国の情報をリアルタイムで受信することを通じて、語学教育の果たすべき教養教育的側面を補強することにも役立っている。

F. 「Sun18° 塾（学内塾）」

進路指導・キャリア形成支援体制のひとつとして「Sun18° 塾（学内塾）」を設置している。7つの「塾」があり、それぞれに専任教員2～3人がついている。通常、学生の自習室、講義室、研究棟の研究室で自習または指導を行っている（IV. 特記事項を参照）。

G. 表彰制度

学業、スポーツ、クラブ活動、社会活動等の分野において表彰に値する顕著な功績があり、かつ他の学生の模範になると認められた者及び団体に対して学長が表彰を行っている。資格・検定試験の対象としては、司法試験、司法書士、日商簿記1級等の合格である。

選考手続きは、「進路研究演習（Cナビ）」担当教員、「専門演習」担当教員、クラブ活動等の部長が推薦状を作成し、学部長または学生部長を通じて学長へ提出する。学長が、表彰に値すると判断した場合、理事長に推薦する。理事長は、学長の推薦を踏まえ表彰に値すると判断した場合、賞状及び副賞である奨励金を50万円の範囲内で決定し、適時表彰する。

H. 海外語学研修制度

平成21(2009)年12月にオーストラリアのボンド大学と語学研修に関する提携を行った。具体的には同大学の英語学校BUELI(Bond University English Language Institute)語学

研修プログラムへの参加である。現在、平成 22(2010)年度夏季の初年度実施に向けて準備段階である。

I. 外国人学生に対する支援

外国人学生に対しては、これまで次の支援を行ってきた。正課に日本語・日本語事情科目を開設し、専門教育への導入としての言葉の運用能力の涵養、さらに社会背景や文化に関する情報提供に配慮してきた。法学部の場合、出身国の法制度との相違や専門用語の特異性という点から、外国人学生のためのゼミナールを編成するなど工夫を凝らしてきた。しかし、最近を受験資格の厳正化、また外国人学生の日本語能力の向上により支援を必要としない状況にある。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学は、通信教育を行っていない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生の学習支援に対する意見等を汲み上げる仕組みは適切に整備されている。

学生による授業評価アンケートを、前期・後期それぞれ各科目で実施している。学生によるアンケートは無記名で、選択肢による回答以外に記述欄が設けられており、学生は自由に意見を述べることができる。学生による授業評価のアンケートの結果及び学生の意見に対する教員の改善策については、両学部の FD 活動報告書にまとめ、附属図書館に置いて閲覧を可能としている。

「進路研究演習 (C ナビ)」担当教員または「専門演習」担当教員に、学習上の問題や学生生活上の問題について授業時間外でも相談することができる。

各教員は、オフィス・アワーの時間帯に、学習支援のあり方についての学生の希望があれば聴取するようにしている。履修状況調査結果をもとに、学生の抱える問題に個別に相談に乗り、ふさわしい学習支援の方法を講じている。

(2) 4-2の自己評価

学生への学習支援体制については、個々の学生が必要に応じて支援を受けられるよう適切に運営されている。

「進路研究演習 (C ナビ)」や「専門演習」におけるきめ細やかな学習指導を中心に、個々の学生の置かれた状況に則した学習支援を心がけている。その中で、適応困難や意欲が低下している学生については、状況をみながら教員側からの働きかけによる支援も行っているが、対応には教員によって温度差がみられる。運動部の学生に対しては、履修状況調査をもとに、部長・監督が指導を行っている。

意欲のある学生の学習支援については、「Sun18° 塾 (学内塾)」、表彰制度、海外語学研修制度を設けている。しかし、表彰制度や海外語学研修制度については、全学生に周知されているとはいえない。

また、学生の学習支援に対する意見等を汲み上げる仕組みは、授業評価アンケートやオフィス・アワーを利用することにより適切になされている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

学生が学習支援を受けるにあたっては、自分に適した支援システムを自主的かつ有効に活用するためのガイダンスを行う。特に平成 22(2010)年度より海外語学研修制度を導入したが、できるだけ多くの学生がこの制度を利用するよう啓発し、研修先での学習がより効果的であるための参加者向けの語学補習等を渡航前に実施する。

学習支援の対応について教員間で差がみられることについては、学生が多様化している現実もあり、学生理解のための教員向けセミナーを継続的に開催する。また、教員の教授能力を向上させるため、FD 活動を一層充実させる。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生サービス・福利厚生の側面から学生生活を支援する組織としては、学務課学生係が設置され、適切に機能している。学生部長を委員長とし、両学部から選出された学生部委員が学生部委員会を構成し、学生の福利厚生と学生生活の充実に関する事項について定期的及び臨時に会議を開催している。学生サービス等に関する審議事項は、必要に応じて両学部の拡大教授会、大学協議会に諮っている。学生部委員会の小委員会には、福利厚生棟運営委員会、キャンパスマナー委員会、表彰委員会、カルト対策委員会がある。学務課学生係の業務内容は表 4-3-1 の通りである。

表 4-3-1 学務課学生係の業務内容

1. 学生サービス全般に関すること
2. クラブ活動・サークルに関すること
3. 学生の集会、掲示及び広報活動に関すること
4. 学生の表彰及び懲戒に関すること
5. 奨学金に関すること
6. 通学定期券及び旅客運賃割引証（学割証）に関すること
7. 学生アパート、下宿等あっせんに関すること
8. 遺失物、拾得物に関すること
9. アルバイトに関すること
10. 通学車両の規制に関すること

学生サービスのための施設としては、福利厚生棟とサークル棟などがあり、福利厚生棟には学生食堂、売店、保健室、学生相談室、女子学生談話室がある。

学生食堂と売店は、本学関係者が経営する企業が運営し、必要に応じて学生部委員会と連携して、学生へのサービスを行っている。例えば、学生部委員会で学生にアンケート調

査を実施し、学生食堂のメニューや価格の検討を行った。

女子学生談話室は、授業時間外に寛げる空間を提供してほしいとの女子学生の要望に応えたもので平成 20(2008)年度に設置した。また、男子学生も利用できる学生談話室を 4 号館 1 階に置いている。

ボンド大学 BUELI 語学研修プログラムについては、住居の選定、現地への本学教員の随行など安全対策を考慮した支援体制をとるべく準備中である。

外国人学生については、学業並びに生活支援全般の拠点となる国際交流センターを設置し、学務課学生係の職員が相談に応じている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生に対する経済的支援は次の通り適切になされている。まず、奨学金の利用については、学務課学生係を窓口として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体の各種奨学金（宮崎県育英資金、鹿児島県育英財団、福岡教育文化奨学財団、あしなが育英会、壽崎育英財団）の申し込みを受けつけている（データ編【表 4-10】参照）。また、総務課を窓口として学外業者（民間の金融会社）による学費分納制度などを紹介している。さらに、入試区分に特待生や、センター入試利用による学費免除制度を設けている。この他、学務課学生係によって、必要に応じて学生に適切なアルバイト情報を提供している。

学生寮については、「学修寮」を平成 19(2007)年度より整備し、特に沖縄・鹿児島の離島出身者や、運動部学生の便宜に供し、1 年生を対象に経済的負担の軽減を図っている。寮の管理は総務課が行い、教員 1 人を寮監として置いている。平成 20(2008)年度より寮に準じる形で大学近辺のアパートを大学が借り上げ、低家賃で学生に提供している（男子用 1 棟、女子用 2 棟）。平成 22(2010)年度のアパートも含めた全寮生の人数は 47 人、うち男子が 36 人、女子が 11 人である。この他、近隣の安価なアパート・民間の下宿の斡旋を学生係で行っている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学生の課外活動への支援は、次のように適切になされている。各クラブ・サークルは、学友会に所属している。学友会は学生の自治組織であり、学生自身が企画立案しつつ、クラブ・サークルの運営や大学祭の実施にあたっている。学友会は、組織上合同役員会、文化団体連合会、体育会に分かれている。文化系クラブは 11 団体あり、体育会のクラブは 16 団体が所属している。さらに同好会が 11 団体あり、様々な分野で活躍している。学友会への支援として、経済面では特待生・推薦入試の対象となる 9 つの運動部（硬式野球部・サッカー部・バスケットボール部・柔道部・剣道部・空手道部・新体操部・サーフィン部・陸上競技部）に対しては、助成補助費 350 万円の支給を行っている。本学の後援会からは、遠征費用にあたるスポーツ奨励金を支給している。これらのクラブのいくつかは、毎年全国大会、九州大会において優秀な成績を収めている。大学からのその他の支援として、各部にサークル棟を提供し、運動部にはトレーニング室の自由な活用を許可している。

また、大学祭では、駐車場や各教室をはじめキャンパスを学生・一般に開放し、大学祭の充実・活性化を援助している。毎年 1 回行われるスポーツ祭に対しても本学の後援会か

ら支援が行われている。

外国人学生については、国際交流センターの職員が日常的に様々な支援を行う体制をとっている。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

学生の健康面、心理面、生活面での相談や支援については、福利厚生棟2階にある保健管理センターと学生相談室、5号館の学務課学生係が主たる窓口として対応している。

保健管理センターは、“保健室”として学生が気軽に利用できるようになっている。けがによる応急処置や急な心身不調への対応はもちろんのこと、休養のため気軽に訪れて過ごせるスペースとして活用されている。担当者は女性の看護師で、常時待機して健康面の指導や相談などに応じている。適宜、「保健管理センターだより」を学生向けに発刊、掲示している。4月に健康診断を実施し、学生に結果を返却するとともに、必要な学生には健康管理の指導を行っている。また心的支援が必要と思われる学生には、学生相談室カウンセラーにつなぐ役割をもち、ケースに応じて連携をしている。

学生相談室は、保健管理センターに隣接している。カウンセラーは、教員兼任の臨床心理士である。また今年度から、教員がキャリアコンサルタントとして就職や進路の相談に応じることになった。学生相談室は原則として予約制で、保健管理センターで申し込みができるようになっている。予約制に加えて、今年度より週に2日間、担当者が交代で相談室開放時間を昼休みに設けることになった。学生相談室の利用方法については、新入生には入学時のオリエンテーションで、在学生には掲示板で連絡している。また、新入生にはストレスチェックをあわせて実施している。

心的支援を主として授業を行っているのは、「社会探訪塾」である(基準4-2-①参照)。担当教員は、学生相談室を担当する教員(臨床心理士)を含めた3人で、学習支援とともに心理面のサポートを行っている。場合によっては、学生の家族や医療機関とも連携する。

また、父母懇談会を毎年開催し、希望する保護者に対して「専門演習」及び「進路研究演習(Cナビ)」担当教員が個別に面談を実施し、学生と保護者に対して支援を行っている。

ハラスメントの問題が生じた場合の対応としては、規定を整備し、相談員を置いて学生の相談に応じられるようにしている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、「進路研究演習(Cナビ)」や「専門演習」の教員が、授業や授業評価アンケート、オフィス・アワーを通じて学生から学生サービスに関する様々な意見や要望を汲み上げ、進路研究演習運営委員会や学生部委員会に報告して審議・検討し、必要に応じて各関係委員会でも検討を行うなど適切に整備されている。そのほか、学生の意見・希望を聞き、協議する場として学生部委員会内に福利厚生棟委員会、キャンパスマナー委員会等の小委員会が設置され、円滑な運営を行っている。

課外活動関係については、学友会の学生代表と学生部長・学生部委員・学務課学生係が、クラブ活動の運営やスポーツ祭・大学祭の企画・実施等について適宜意見交換を行っている。

る。また、学友会の議決機関である合同役員会には、学生部長、学生部委員 1 人及び事務局長が、学生代表 4 人とともに常任の委員として参加している。

(2) 4-3の自己評価

学生サービス・福利厚生の側面から学生生活を支援する組織としては、学務課学生係が設置され、適切に機能している。また学生部委員会は定期的開催され、学生サービスに関する様々な問題を審議し、必要に応じて両学部の拡大教授会や大学協議会に諮っている。その結果、福利厚生棟の学生食堂、売店、保健室、学生相談室、女子学生談話室が徐々に学生のニーズに応じて充実してきている。

学生に対する経済的支援は、各種奨学金の紹介、適切なアルバイトの紹介、特待生や大学入試センター利用入試による学費免除制度、学生寮、アパート・下宿の斡旋を適切に行っている。

学生の課外活動への支援については、学生が主体的に運営している学友会を、学生のニーズに応じて大学側が財政面や設備面などで支援を適切に行っている。

学生の健康面、心理面、生活面での相談や支援については、保健管理センターと学生相談室、学務課学生係の連携のもと対応している。保健管理センターは、学生の利用も多く、健康面の支援として機能している。特に心的支援が必要な学生については、学生相談室担当者と連携し対応している。最近では人間関係を構築できない、社会参加に自信がないといった学生が増えていることが指摘されているが、保健室を訪れる学生の中には身体的不調といいつつも心的支援が必要な学生も多い。しかし、そのような学生が学生相談の申し込みをすることに気後れを感じる場合も少なくなく、今後は、保健室担当者から学生相談室につながることに一層の工夫と連携が必要と考える。学生相談室は、学生の希望に応じて随時対応し、またキャリアコンサルタントとして教員が加わったことにより、多角的な相談室運営を検討できるようになった。しかし、両担当者は教員兼任であることから、時間面の制約が大きい。しかも教員という立場は、学生にとり心理的防衛が働きやすいため、相談室利用やカウンセリング効果を上げるためには配慮や対策が必要である。

また、ハラスメントへの対応については、学生・教職員に対してセミナー実施等の十分な周知・徹底がなされていない。

学生サービスに対する学生の意見は、授業や授業評価アンケート、オフィス・アワーを通じて汲み上げる体制となっている。要望や意見は必要に応じて進路研究演習運営委員会や学生部委員会で検討される。課外活動関係については、学友会の学生代表と学生部長・学生部委員・学務課学生係が、適宜意見交換を行っている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

現在、退学者の 6 割が経済的問題という理由によるものである。同じ理由から、運動部に所属しながら遠征に参加できない学生もいる。各種奨学金は、一定の学業成績を修めていない者には貸与されない。家計が逼迫しアルバイトに追われるため十分に授業に出席できず、成績不振となり奨学金を受けることができないという悪循環に陥る学生がいる。このような状況に対して、民間の金融会社との提携による学納金分割払いサービスの案内告知を徹底する。

学生に対する心的支援について、学生相談室で対応しているのは教員兼任のカウンセラーであるが、専任カウンセラーが対応すれば相談時間が拡大し、学生や教職員のメンタルヘルス啓発活動がより充実すると考えられるのでこれを検討する。

ハラスメントについても、周知を進めセミナーを開催する。

学生の課外活動への支援について、学外の運動部監督には手当が支給されているが、部活動の活性化、競技力の向上の面からも、活動状況に見合った経済的支援のあり方をさらに検討する。

「進路研究演習（C ナビ）」や「専門演習」担当教員への相談、また、学友会の代表と教職員との話し合いなどによって学生の声を大学運営に反映させることが可能であるが、それでも全学生の要望を十分に汲み上げているとはいえない。今後、学生生活の実態調査や、学生本位の大学作りのための意見の汲み上げの仕組みについてさらに工夫し検討する。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

就職・進学支援は、本学が最も重視している分野の一つであり、「IV. 特記事項」に詳しくまとめている。ここでは、概要を記載するにとどめる。

(1) 事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

就職・進学に対する相談・助言体制は、雇用情勢の変化や学生の就労意識の変化に伴い、学長を本部長とした就職総合対策本部会議を置き、平成 15(2003)年より就職・進学支援等の体制を抜本的に見直し整備を行った。具体的には、就職総合支援センターの設置、また正課に「進路研究演習（C ナビ）」を開講し、これら 2 つを連携させた形で相談・助言体制を整備し、適切に運営している。また、平成 16(2004)年度以降、教職員による求人開拓も積極的に行い、就職情報を速やかに学生に提供している。

就職総合支援センターでは、学部ごとに専任の相談員を置いている。就職情報の提供だけでなく、希望進路の吟味を学生とともにやり、また「専門演習」担当教員とも連絡を取りながら履歴書の書き方、面接の受け方等の相談、指導を行っている。2・3 年生に対しては「進路研究演習（C ナビ）」と連携し、年に数回の就職ガイダンスや、平成 20(2008)年度からは面接対策として「集団討論対策講座」を開講している。平成 17(2005)年度からは就職総合支援センターに「卒業生キャリアサポートセンター」を発足させ、卒業生のさらなるキャリア・アップないし離転職に関する相談に応じている。また、予約制による「夜間の就職相談室」を置き、保護者からの相談にも応えられるようにしているが、現在までのところ 2、3 件にとどまっている。

「進路研究演習（C ナビ）」は進路支援を重視して設置しており、通常の授業時間内はもとより、時間外にも担当教員は学生の相談に応じ、助言を行っている。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

キャリア教育のための支援体制については、正課の「進路研究演習（C ナビ）」を必修としており、その中で 4 年間一貫した支援体制が整備されている。

学生は入学時より「進路研究演習 (C ナビ)」の少人数クラスに配属され、様々な就職支援プログラムを通して、企業研修や職業研究などを行い、自己理解を深め、職業観を醸成、働く意味を理解し、実際の就職活動や職業生活に向けて課題発見・情報収集・自己表現能力など社会が求める基本的能力を高めていく。

また、正課においては、1年次より選択必修科目である「総合講座 (V コース)」では「日本語理解 A・B」「論理的思考 A・B」「数量的処理 A・B」、また公務員・教員採用試験受験のための「特別講座 A・B (W スクール)」を受講できる。2年次以降は各種「進路支援科目」、また「インターンシップ」が開講されている。

この他に、1年次から参加できる課外の「Sun18° 塾 (学内塾)」で、希望の進路に特化した教育を受けることが可能である。

外国人学生に対する就職・進学支援体制については、入学時から行う「進路研究演習 (C ナビ)」の授業プログラムを通じたキャリア教育に加え、就職課及び「専門演習」担当教員が就職相談を積極的に行うなど、一般学生と区別のない就職・進学支援体制を用意している。

なお、以上の取組みは、いずれも社会科学系の大学としての専門教育の内容に配慮しつつ、その基礎的な部分の補強ないし体験的授業を通じてこれを補完する役割も果たしている。

(2) 4-4の自己評価

就職・進学に対する相談・助言体制は、平成 15(2003)年より就職総合対策本部会議を置いて抜本的な見直しに取り組み、就職総合支援センターを設置し、正課に「進路研究演習 (C ナビ)」を開講して連携している。キャリア教育のための支援体制については、正課の「進路研究演習 (C ナビ)」を必修とし、4年間一貫した教育を行っている。実績においても本学学生の就職率は、平成 17(2005)年度から平成 20(2008)年度までは 98%を超え、平成 21(2009)年度は 97.8%であった。また、公務員・教員並びにそれに準じる JA 等採用試験の 1次合格者は、平成 20(2008)年度 53 人、平成 21(2009)年度 68 人であった。なお、平成 16(2004)年度以降進路未定者は出ていない。また、本学の取組みは、先進的な試みとして地元の報道機関はもとより、全国放送でも紹介された。

個々の学生の状況を踏まえた上で、より客観的な職業適性について自己理解を深める機会を増やすことや、多様化している職業についても理解や視野を広げていく新しいカリキュラムの設定や、より柔軟な支援体制を行うための支援者側の教育研修を継続して行うことも今後の課題と考えている。

また、少数ではあるが指導ベースに乗ってこない学生については、対応策はまだ確立されていない。学生一人ひとりの置かれている状況に配慮し、心の壁に分け入る指導が求められる。

(3) 4-4の改善・向上方策 (将来計画)

現状の支援体制に満足することなく、社会情勢に即したキャリア教育や就職・進路相談の体制の継続的な見直しを図る。

より質の高いキャリア教育を提供するために、また多様な学生に対応していくための支

援者側の教育的スキルの向上を目指した研修の機会を多く設定する。

【基準4の自己評価】

本学のアドミッションポリシーは明確であり、教職員、学生、保護者のみならず学外関係者にも広く認知されている。このことが、宮崎県はもとより九州各県の各高校での募集活動に大きく裨益していると考えられる。

入試の実施については、実施体制がしっかり生まれ、教職員が分担して運営がなされている。一方、教職員の負担も増加している。

平成22(2010)年度入学生の入学定員充足率は、両学部平均して130%であり、良好な受入れがなされている。クラス規模についても、概ね適切に管理されている。

学習支援については、施設・設備の面でも、また指導体制の面でも整備がなされ、学生の意見・要望を容れながら、概ねニーズに応えることができている。しかし、学習支援については、学生に対してもっと周知していく必要がある。

学生サービスについては、経済的支援、課外活動支援、心身の健康管理がほぼ適切になされ、学生の自立的自主的活動をバックアップする体制が整っている。心的支援については、教員兼任の担当者が行っており、今後は検討が必要である。ハラスメントへの対応については、規定を整備し、相談員の配置を終えている。

進路指導・キャリア形成支援は本学が最も力を注いでいる領域であり、学生一人ひとりの適性と能力に見合った進路へと導く体制が整備されているが、めまぐるしく変化する社会状況に則してサービスも随時更新していかなくてはならない。

【基準4の改善・向上方策（将来計画）】

入試形態の多様化、地方会場の設置、さらに学生募集活動を頻回に行う必要から教職員の負担が増大している。入学試験審議会では、毎年担当者の人選等につき調整を行っているが、役職者を中心に一部教員に負担がかかりすぎている面もあり、今後検討を行う。

入学者の多様化に伴い、学業のみならず学生生活全般にわたる教員の指導力強化が求められている。FD活動の実施等を通じて、学生の声を汲み上げるとともに、教員の相互啓発を図るものとする。

今後のハラスメントへの対応については、教職員・学生へ周知徹底を図るとともにセミナーを開催する。

進路指導・キャリア形成支援については、これまで多様な試みを行ってきた。今後は、「総合講座（Vコース）」や「特別講座A・B（Wスクール）」等と一層の有機的な関係の構築を図り、より効果的な指導体制を整備していく。また、この分野での取組みの姿勢や熱意に関しては、教員間にいわゆる温度差があるので、教員に対する啓発を行っていく。そして、支援プログラムの見直しを行いながら、教職員の教育研修を継続して実施する。

基準5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 事実の説明(現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学では、データ編【表F-6】に示したように、専任教員数は42人であり(授業を担当しない教員を除く)、大学設置基準に基づく必要な教員数40人を満たしている。

各学部の教員配置は次の通りである。

《法学部》

法学部では、学部の種類及び規模に応じ定める専任教員として16人、うち教授は8人である。これに加えて、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員12人のうち5人(うち教授は2人)が法学部に所属しており、合計21人となる。なお授業を担当しない教員として、学長及び法律経済研究所所長の2人も法学部に所属している。

《経営学部》

経営学部では、学部の種類及び規模に応じ定める専任教員として14人、うち教授は10人である。これに加えて、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員7人(うち教授は4人)が経営学部に所属しており、合計21人となる。

なお、本学の専任教員1人当たりの在籍学生数は、法学部21.5人、経営学部25.7人、全学平均で23.6人となっている。これは本学が小規模大学として目指す、学生の徹底した教育指導体制を整えていることを表すものである。

5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

本学では、両学部合わせて専任教員は42人、兼任教員は16人である。

「専門教育科目」の開設授業科目における専任教員担当率は、法学部法律学科88.9%、経営学部経営学科89.9%である。両学部ともに専任教員担当率が高く、兼任への依存率は低い。

また「総合教育科目」の開設授業科目における専任教員担当率は、全学で82.4%であり、「専門教育科目」と同様に高い専任教員担当率となっている。

専任教員の年齢構成については、表5-1-1に示した通りである。全学的には51歳から55歳が19%、46歳から50歳が19%となっており、これら2つの年齢層で全体の38%を占めている。なお、66歳以上の高年齢の教員が6人在職している。

また、専任教員の男女比率は、全教員42人のうち女性が8人(約19%)、うち教授は5人(教授全体の約21%)となっている。

宮崎産業経営大学

表 5-1-1 専任教員の学部ごとの年齢別構成（授業を担当しない教員を除く）

《法学部》

職位	71歳 以上	66歳 ～ 70歳	61歳 ～ 65歳	56歳 ～ 60歳	51歳 ～ 55歳	46歳 ～ 50歳	41歳 ～ 45歳	36歳 ～ 40歳	31歳 ～ 35歳	26歳 ～ 30歳	計
教授 (人)			2	2	3	2		1			10
(%)			20.0	20.0	30.0	20.0		10.0			100
准教授 (人)					1	1	1				3
(%)					33.3	33.3	33.3				100
講師 (人)					1	2	2		2	1	8
(%)					12.5	25.0	25.0		25.0	12.5	100
計 (人)			2	2	5	5	3	1	2	1	21
(%)			9.5	9.5	23.8	23.8	14.3	4.8	9.5	4.8	100

《経営学部》

職位	71歳 以上	66歳 ～ 70歳	61歳 ～ 65歳	56歳 ～ 60歳	51歳 ～ 55歳	46歳 ～ 50歳	41歳 ～ 45歳	36歳 ～ 40歳	31歳 ～ 35歳	26歳 ～ 30歳	計
教授 (人)	4	2		4	2	2					14
(%)	28.6	14.3		28.6	14.3	14.3					100
准教授 (人)					1	1	3		1		6
(%)					16.7	16.7	50.0		16.7		100
講師 (人)										1	1
(%)										100	100
計 (人)	4	2		4	3	3	3		1	1	21
(%)	19.0	9.5		19.0	14.3	14.3	14.3		4.8	4.8	100

《全学部》

職位	71歳 以上	66歳 ～ 70歳	61歳 ～ 65歳	56歳 ～ 60歳	51歳 ～ 55歳	46歳 ～ 50歳	41歳 ～ 45歳	36歳 ～ 40歳	31歳 ～ 35歳	26歳 ～ 30歳	計
教授 (人)	4	2	2	6	5	4		1			24
(%)	16.7	8.3	8.3	25.0	20.8	16.7		4.2			100
准教授 (人)					2	2	4		1		9
(%)					22.2	22.2	44.4		11.1		100
講師 (人)					1	2	2		2	2	9
(%)					11.1	22.2	22.2		22.2	22.2	100
計 (人)	4	2	2	6	8	8	6	1	3	2	42
(%)	9.5	4.8	4.8	14.3	19.0	19.0	14.3	2.4	7.1	4.8	100

専任教員の専門分野について、法学部には、公法分野では憲法(2人)、刑法(2人)、行政法(2人)、訴訟法(1人)、私法分野では民法(3人)、商法(3人)、社会法(1人)、さらに外国語、人文、社会、スポーツの分野の教員が適切に配置されている。経営学部には、会計系(2人)、経済・金融系(5人)、情報系(3人)、管理・組織系(1人)、生産管理系(1人)、マーケティング系(1人)、観光系(1人)、さらに外国語、人文、自然、スポーツの分野の教員が適切に配置されている。

本学では、各学部の演習科目、講義科目のうち「基礎専門科目」及び各コースの主要な科目は、すべて専任教員が担当しており、本学の教育課程を適切に運用するための教員の専門分野のバランスは保たれている。

(2) 5-1の自己評価

本学は、大学設置基準に定める必要な専任教員数を満たしている。また、教授の数も同じく必要数を満たしている。

演習科目は専任教員のみが担当し、講義科目においても専任教員による授業担当率が高く、専任と兼任の教員構成のバランスは適切である。

また、専任教員の年齢構成及び専門分野の構成についても、概ね適切なバランスが保たれているといえることができる。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の専任教員組織は、近年、中堅・若手層を採用していく方向で取り組んできている。なお、現在66歳以上の教員が6人在職しているが、これら教員の任期更新については、各自の専門性などを吟味しながら慎重に行っていく。

今後も教育課程の適切な運用を図るため、教員配置について、専任・兼任、年齢、性別、専門分野等のバランスについて点検を続け、適切な教員構成を維持していく。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明(現状)

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学教員の採用については、大学設置基準に定める教員の資格基準を満たすとともに、本学の建学の精神、大学及び学部の目的を十分に理解していることが重要であり、人格、研究・教育業績、職歴、教育経験、教授能力などを総合的に審査する方針を採っている。

教員の昇任については、教育者として優れた指導能力をもち、研究者として優れた研究業績の持ち主で、かつ各種委員会の委員として諸業務の職責を全うしていることが条件となっている。

また、本学は「実学の精神を尊重する」という建学の精神に基づき、学生に実社会で役立つ実務・実践能力を身につけさせることをも重視している。そのため実業界・官界出身の優秀な人材も採用してきた。特に、変動の激しい我が国の経済社会において刻々と変わる政治・経済界の動きを適確に把握し、これを学生の指導育成に生かしていくために、実務経験並びに指導法において実績をもった教員の登用を行っている。

なお、教員の新規採用については公募制を原則とし、本学ホームページにも掲載してい

る。

5-2-② 教員の採用・昇任に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

「宮崎産業経営大学教員選考基準」の規定において、教授・准教授・講師の採用については、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者を採用の対象としている。

教授の採用に際しては、

- (1)博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3)学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4)大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5)芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者として

准教授においては、

- (1)前条各号（教授の資格）のいずれかに該当する者
- (2)大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3)修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (4)研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5)専攻分野について優れた知識及び経験を有すると認められる者として

また、講師については、

- (1)第2条（教授の資格）又は前条（准教授の資格）に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2)その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者として

教員の採用については、学科長、教務委員長、総合教育科目主任が、各学部長に各分野において必要な教員の申し入れを行い、学長、学部長がその必要性和大学全体の教員数のバランスを考慮して採用人事を行うかどうかの決定を行う。人事に際しては、原則として公募によって募集し、優れた知識や経験を有する教員の候補者を決定している。

候補者を決定するにあたっては、「宮崎産業経営大学教員審査委員会規程」及び「大学教員の人事に関する審査手続内規」に基づき、学部長及び審査の対象となる当該専門分野の専任教授2人で構成された教員審査委員会で、学歴・職歴、研究教育における業績、あ

るいは実務における業績について審査を行う。その審査結果が教授会で報告され、審議される。その審議結果について、学部長が大学協議会で報告し、審議され、理事会が採用の可否を決定する。

教員の昇任については、各教員は毎年、教育研究業績・大学運営上の実績等を「教育職員調書」として学部長に提出している。これらをもとに昇格候補者が決定され、以下の手続により昇任の可否が決定されることになる。

昇任の手続きについては、「宮崎産業経営大学教員審査委員会規程」及び「大学教員の人事に関する審査手続内規」に基づき、学部長及び当該専門分野の専任教授2人の3人で構成される教員審査委員会において、人事案件そのものの適否、選考対象となる教員の教育・研究業績、教育能力等について昇任適格の可否を審査する。その後の手続きは、教員採用と同様である。適格であると判定された者については大学協議会の議を経た後、理事会に昇任人事を提案し、理事会承認の上で、理事長による発令を行っている。

名誉教授の称号の授与については、「宮崎産業経営大学名誉教授規程」に基づき行っている。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用・昇任については、規定に基づき厳正に行っている。

採用は、各学部のカリキュラム編成方針と学生のニーズにあわせ、教育内容をより充実させていくため、広く公募により適任者を選んでいる。

本学の学士課程教育は、人材養成に重点を置いているため、教員採用にあたっては教育歴・研究業績を重視するだけでなく、本学の建学の精神である「実学の精神を尊重」する意味からも、民間企業・官公庁等において優れた業績を有する人材の発掘にも力を注いでいる。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用に関しては、今後も学界のみならず広く産業界・官界にも人材を求め、本学の目的を達成するにふさわしい教員構成を維持するよう努める。採用スケジュールについては、次年度の講義計画などを踏まえ、できるだけ早い時期に決定するよう調整を行っていく。

教員の昇任については、前述の「教育職員調書」を厳正に処理するとともに、これが教員の自己啓発と努力につながるよう取り組んでいく。

また、現在、任期制教員が全体の約半数を占めている。彼らが教育研究活動に専念できる体制づくりをするため、現行の評価制度の見直しを行うとともに、再任延長等、将来の不安を解消できる採用を行い、教育指導を強化できる環境づくりに着手する。さらに、採用・昇任について、職位に応じ論文数・教育歴などを規定により明確にすることを検討する。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されてい

るか。

教員は、年間を通して週6コマを担当することを基準としている。

本学は、集中講義等の例外的講義を除いては、月曜日から金曜日までの5日間を授業日として、1限目から5限目までの授業時間（1授業時間90分）を設定している。各学部所属専任教員の1週当たりの担当時間数（最高、最低、平均授業時間数）は、表5-3-1の通りである。

表5-3-1 各学部所属専任教員の担当時間数（1週当たり）

《法学部》

	教授	准教授	講師	備考
最高	6.5 授業時間	7.0 授業時間	7.5 授業時間	1 授業時間 90 分
最低	4.5 授業時間	4.5 授業時間	3.5 授業時間	
平均	5.8 授業時間	5.5 授業時間	5.6 授業時間	

※法学部休職者1人については表から除外している。

《経営学部》

	教授	准教授	講師	備考
最高	9.0 授業時間	9.0 授業時間	7.5 授業時間	1 授業時間 90 分
最低	3.5 授業時間	5.5 授業時間	7.5 授業時間	
平均	6.5 授業時間	7.9 授業時間	7.5 授業時間	

担当時間について、最高・平均とも経営学部が高くなっているが、これは経営学部の科目数が多いこと、また情報関係の科目を少人数クラスで開設しているためクラス数が増えることによる。

授業のほか、各教員は学生が研究室に自由に訪問できるオフィス・アワーを設け、教室外での指導を実施できるようにしている。また、「Sun18° 塾(学内塾)」の担当時間は、上記担当時間数に含まれていない。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)等が適切に活用されているか。

本学では、TA (Teaching Assistant) に相当するものとして学部学生を活用しており、SA(Student Assistant)を置いている。従って、ここではSAについて記述する。

情報関係の科目、具体的には「情報処理論 A・B」「情報システム論」「情報活用論」「応用コンピュータ演習」等の授業には、SAを配置し実習等の支援にあたらせている。

さらに、学生が授業時間外のレポート作成や授業課題作成のために情報機器を使用できるよう自習室を設けており、情報センターにおいて常時事務職員とSAが待機し、学生指導とコンピュータのメンテナンスや操作について対応している。SAの配置は、当該学生の技術力・指導能力の育成という教育的配慮とともに、情報関係の科目におけるきめ細かい指導体制の確立という目的に基づいている。

なお、TA、RA 制度は設けていない。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

教員の研究活動のための研究費については、両学部全教員同額で、公平な配分支給をしている。その金額は個人研究費が年額で 30 万円、個人研究旅費が 22 万円である。研究費では、物品購入、図書購入、備品購入、通信費等の活用を認めている。その他 3,000 枚相当のコピーカードを支給している。なお、研究費支給についての規定はない。

(2) 5-3の自己評価

教員の 1 週当たりの授業時間数は、ほぼ妥当であると考えている。しかし、経営学部の科目数が多いこと、また情報関係科目を少人数クラスで実施していることにより、同学部教員の担当コマ数が多くなっている。通常授業については、学内において原則週 6 コマ担当を基準とする申し合わせがある。従って、6 コマを超過するコマ数に対しては、超過コマ手当を支給しており、教育研究目的を達成するための資源の配分は適正であると考えている。

また、教育研究活動に要する研究費の配分も適切になされている。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

教員の授業担当時間について、経営学部教員がやや多くなっていることについては、開講科目の見直しを早急に行う予定である。

本学の研究費配分は妥当であるが、今後は外部の研究助成金の導入などを積極的に図っていく。また、研究費の支給に関する規定を整備するべく検討する。

本学では、正課以外に「Sun18° 塾（学内塾）」として、資格取得等を目的とした自主参加の「学内塾」を開講しており、そのほとんどを専任教員が分担対応している。しかし、学内塾の講義時間はコマ数にカウントされておらず、教員の負担が過重になっていることが問題点として挙げられる。これに対する対応策として、「学内塾」の担当時間の上限を決めるか、あるいは正課と同じく教員担当時間数に算入することなどを検討している。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等組織的な取組みが適切になされているか。

本学では平成 19(2007)年度から各学部にて FD 検討委員会を設置し、学生による授業評価アンケートの実施、オフィス・アワーの設定と掲示等の教育研究活動の改善・向上に取り組んでいる。

平成 21(2009)年度には、教職員全体を対象とした FD 研修会を学長の主催により全学的に行った。この研修会では、FD 活動が平成 15(2003)年度に文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された宮崎学園短期大学から講師を招き、FD 活動の全学的な取組みについての紹介と質疑応答を行った。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

平成 21(2009)年度には、法学部・経営学部共通の学生による授業評価アンケートを各学部 FD 検討委員会により、原則としてすべての講義科目を対象にして実施した。授業評価アンケートは平成 19(2007)年度から毎年実施してきたが、これまでは実施予定科目の実施率が 100%にならないなどの問題があった。そこで平成 21(2009)年度末のアンケートは、科目担当者ではない教員がアンケートの配布・回収を行う体制をとったことで、予定したすべての科目で実施することができた。

このアンケートでは 10 の項目が設定され、学生は各項目を 5 段階で評価をするとともに、自由記述欄に授業に対する感想や意見を書くことができるようにした。アンケート結果は各学部の FD 検討委員会が集計し、レーダーチャートにして個別に科目担当者に届け、授業の方法や内容の改善・向上に役立てている。また専任教員には、担当科目の集計結果及び自由記述に対して「教員の対応策・改善策」の記入を求めた。これらの結果は学部別の冊子「法学部 FD 活動報告書」「経営学部 FD 活動報告書」に「授業アンケート集計結果」として収録し、附属図書館に配架して教員・学生・学外者が自由に閲覧できるようにしている。

また、法学部 FD 検討委員会は平成 21(2009)年度末に「法学部授業改善のための学内セミナー」を開催した。内容は、比較的多人数の講義科目で学生から高い評価を得た教員による「授業改善のためのシンポジウム」と、参加者による自由討論「私が見つけた良い授業のヒント」からなり、その記録を平成 21(2009)年度の「法学部 FD 活動報告書」に収録して、閲覧に供している。

経営学部 FD 検討委員会は、学生から優れた評価を得た教員の担当科目を中心に、授業の公開を行っている。経営学部教員には公開授業の見学を必須とし、見学した授業については、見学シートに「見学した講義の優れた点・改善点」「担当科目に生かせる点」を記入・提出することを求めている。平成 21(2009)年度の授業の公開は表 5-4-1 の通りであり、見学シートの記録とともに平成 21(2009)年度の「経営学部 FD 活動報告書」に収録した。これらの活動により、各教員の授業の改善を促している。

表 5-4-1 平成 21 年度 経営学部授業公開

日 程	担当教員	科 目
1 月 12 日 1 時限	山本 文枝	教育相談論
1 月 12 日 2 時限	長原 徹	経営分析 B
1 月 13 日 1 時限	森田 英二	簿記論 II
1 月 13 日 3 時限	浅井 重和	経営情報論 II
1 月 15 日 3 時限	武次 玄三	英語 B-5 (特)
1 月 18 日 1 時限	柚原 知明	経営管理論 B

教員の教育研究活動に関しては、平成 15(2003)年度から年度はじめに「教育の領域」「研究の領域」「管理運営の領域」「学外貢献」の 4 つの観点についてすべての専任教員が目標

を立て、10月に中間の、2月に年度最終の成果と課題を明らかにし、年度末には自己評価と合わせて所属の学部長へ提出するシステムをとっている（「教育職員調書」）。そして、毎年年度末に刊行する「教育研究者要覧」には、主な研究業績を掲載している。

（2）5－4の自己評価

教員の教育研究活動を活性化するため、FD活動をはじめとする取組みを行っていることは評価できる。学生による授業評価アンケートは、平成21(2009)年度末には両学部共通の様式と方法で実施した。しかしそれ以外の取組みは各学部独自に活動することが多く、平成21(2009)年度にも法学部では授業改善のシンポジウムを実施したが、授業の公開はできておらず、一方、経営学部では後者を実施したが前者のような取組みは行っていない。そこで平成22(2010)年度からは、両学部合同でのFD検討委員会を開催し、全学的取組みにしていくこととした。

学生による授業評価アンケートについては、科目担当者ではない教員が実施することで実施率が100%に達し、同時に厳密性を保証している点は評価できる。なお、「進路研究演習（Cナビ）」は、「IV. 特記事項」にも記しているように、別の質問項目で学生による授業アンケートを実施している。

授業の公開については、教員の話し方、板書、学生との双方向授業の様子など、専門外であっても得られる観点は多くあり、教育方法・技術の向上に役立っている。まだ公開が一部の教員・科目にとどまっている点については、今後改善していくことが課題である。また、法学部での「授業改善のための学内セミナー」では、多人数講義で各自が行っている工夫を披瀝し、より良い教授方法・技術についての情報交換の場となっている。

教員自身の教育・研究・管理運営・学外貢献に関する自己評価については、毎年3回「教育職員調書」の提出を義務づけており、各教員が明確な目標を定めて努力する体制を取っている。

（3）5－4の改善・向上方策（将来計画）

FD活動については、授業の公開を法学部においても開始し、さらに両学部の全専任教員が授業の公開を行うよう取り組む。学生による授業評価アンケートは、項目を見直しつつ継続して実施していく。その結果を生かすには各教員の自発的な自己点検が重要であるが、今後とも情報交換と研鑽ができるよう、学内セミナーなどの場を継続して設けていくこととする。

[基準5の自己評価]

教員の確保と配置については、設置基準に沿って適切に行っている。教員の専兼比率、年齢、専門分野等の構成についてもバランスがとれている。採用に際しては、原則として公募制を活用し、多数の応募者の中から総合的な判断のもとで適正に行っている。また、昇任の取扱いについては、「宮崎産業経営大学教員選考基準」「宮崎産業経営大学教員審査委員規程」及び「大学教員の人事に関する審査手続内規」に従い適正に行われている。

教育担当時間については概ね適切であるが、正課以外の資格取得等のための「Sun18°塾（学内塾）」の指導はほとんどが専任教員による自主的活動に頼っており、負担が過重と

なる傾向がみられる。

また、研究費等教育目的達成のための資源の配分は適切に行われている。

FD 活動については、各学部にて FD 検討委員会が置かれ、学生による授業評価アンケートの実施と教員へのフィードバック、授業公開、授業改善等のためのシンポジウムなどを実施している。これらの企画は、平成 22(2010)年度から両学部の委員会が協力して行う体制で運営しはじめている。

【基準 5 の改善・向上方策（将来計画）】

教員の採用・昇任については、職位・年齢構成に配慮し、適正配置を心掛ける。特に現在、66 歳以上の教員が 6 人在職しているが、今後はその専門性等に配慮しつつ、任期の更新を慎重に行うものとする。また、人事は今後も規定に則り、厳正に行うものとする。

経営学部教員の担当時間が多くなっていることについては、教務委員会が中心となり、科目の見直し・統廃合に取り組む。また、正規の講義以外に「Sun18° 塾（学内塾）」を担当している教員も多く、負担が大きくなっているが、担当時間の上限を設定するか、正規の担当時間として算入するなどの対応を検討する。

FD 活動については、平成 22(2010)年より FD 検討委員会を両学部合同で運営・活動しており、この体制を軌道に乗せていく。そして授業改善のためのシンポジウムや公開授業、あるいは教育方法改善のための研究会などを全学的なものとし、教員間の情報交換並びに相互啓発をより広範なものとしていく。

基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

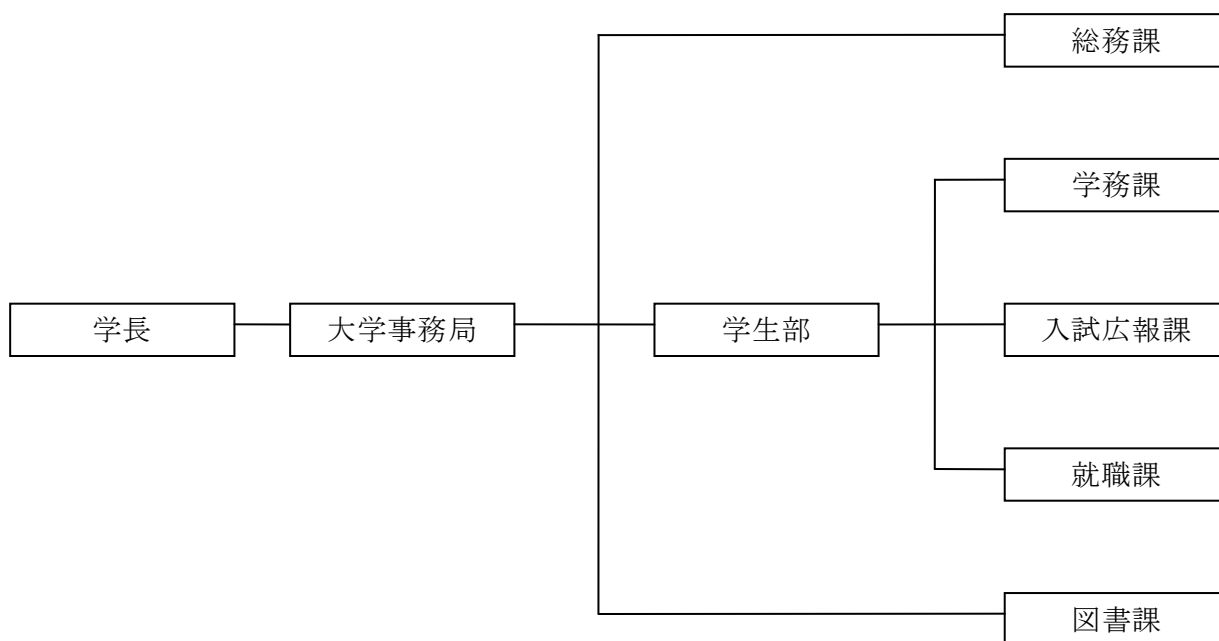
6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

大学における事務職員の組織編制については、本学が所属する学校法人大淀学園（以下本法人）の「大淀学園事務組織及び事務分掌規程」「宮崎産業経営大学事務組織規程」及び「宮崎産業経営大学事務分掌規程」に定めている。

事務組織は、現在、専任職員 31 人で構成され、学生支援を行う組織として学務課、就職課があり、さらに総務課、入試広報課、図書課に事務職員を適切に配置している。

なお、宮崎産業経営大学の事務組織図は、図 6-1-1 の通りである。

図 6-1-1 事務組織



6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

就業規則に定める服務心得や人事評価制度に則り、職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされている。

職員の採用については、人員配置が必要な部署に適正な人材を効率的に配置することを基本としている。このため、定期的な採用は行っておらず、欠員が出た場合に補充をしている。採用にあたっては、社会常識、学力のみならず、人間性を考慮し、本学の建学の精神を継承する人材を選考している。なお、本学の卒業生を積極的に採用している。

職員の昇任・異動については、人事考課、職務経験、年齢等の諸条件を勘案し、適材適所を基本として行っている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用さ

れているか。

職員の採用・昇任・異動については、本学園の「大淀学園就業規則」に基づき行われている。採用・昇任・異動に際しては、法人事務局長が、大学事務局長及び各課長と調整の上、原案を作成し、理事長が決定している。

採用については、欠員が生じた場合の補充採用を行っており、公募制による定期的な採用は行っていない。補充採用にあたっては、本学の卒業生を積極的に採用している。

また、昇任・異動については、人材育成と適材適所に配置することをねらいとし、また人事の活性化を目的として、職員の自己申告による「事務職員調書」及び各課の所属長が作成する「事務職員評価表」を参考に実施している。昇任に関しては、年功序列のみを念頭に置くのではなく、前述の「事務職員評価表」及び「事務職員調書」を参考に、本人の意欲や能力等を総合的に判断して行っている。各職員に対しての評価については、各部署の所属長が年間を通し、所属職員の業務に対する姿勢も含め評価を行い、その評価を事務局長が確認し、理事長へ報告するといった手順を踏んでいる。

(2) 6-1の自己評価

職員組織の編制及び配置は「大淀学園就業規則」に則り適切に行われている。また、職員の採用・昇任・異動についても「大淀学園就業規則」に則り「事務職員評価表」「事務職員調書」を通じて適切に行われている。

なお、学長室を設置し、広報並びに各部署の連絡調整の業務にあたっているが、事務組織としては整備中である。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

事務職員の編制や配置については、適切であると考えているが、時期的に繁忙を極めることもあり、依然課題として残る。このことについては、他課からの応援体制の確立や、ルーチンワークの効率化、電子化を促進するなどの方策により改善を図っていききたい。

また、「事務職員評価表」及び「事務職員調書」についても、より効果的な人事考課が行えるよう内容等の見直しを図っていく。

上記の学長室については、今後取り扱う事務内容についても、組織的な位置づけとともに検討する。

6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

設置する事務の各課において、上司や先輩が具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・態度などを計画的・継続的に指導し、習得させることによって、業務処理能力や力量を育成している。また、各課において文部科学省や私立大学協会等が行う研修会・研究会のうち業務遂行上必要性があると判断する場合は、努めて参加するようにしている。表6-2-1に示す通り、担当事務について、専門性を伴う場合は、その担当者を各種研修会・研究会へ派遣し、資質の向上に努めている。

宮崎産業経営大学

また、他大学との交流・研修の場を利用して、社会や周辺大学の置かれた状況を把握し、本学を取り巻く環境の変化に機敏に対応できるよう努めている。

表 6-2-1 平成 21 年度 参加研修会等一覧

開催日	研修会名称	主催者	開催地	担当
5月23日 5月24日	2009年度定期総会・研究大会	全国私立大学教職課程研究 連絡協議会	広島	学務課
5月28日 5月29日	2009年度定期総会・研究協議会	九州地区大学教職課程研究 連絡協議会	福岡	学務課
6月5日	第39回九州地区大学保健管理研 究協議会	全国大学保健管理協会九州 地方部会	熊本	学務課
6月12日	オープンハウス 2009 研究成果発表	国立情報学研究所	東京	学務課
6月18日 6月19日	平成21年度私立大学等経常費補 助金事務担当者研修会	日本私立学校振興・共済事 業団	福岡	総務課
6月22日	一般事業主行動計画説明会	宮崎県経営者協会	宮崎	総務課
8月21日	障害者雇用推進者講習	宮崎労働局	宮崎	総務課
8月26日	宮崎県大学図書館協議会・総会	宮崎県大学図書館協議会	宮崎	図書課
8月28日	学校法人におけるリスクマネジメント	(社) 私学経営研究会	大阪	総務課
9月12日 9月13日	教員免許事務研修会	全国私立大学教職課程研究連絡協 議会 教員免許事務検討委員会	大阪	学務課
9月17日 9月18日	自衛消防業務新規講習	(財) 福岡市消防協会	福岡	総務課
10月7日～ 10月9日	平成21年度大学経理部課長相当 者研修会	私学研修福祉会	神戸	総務課
10月23日	宮崎県大学図書館協議会・研修会	宮崎県大学図書館協議会	宮崎	図書課
11月21日	教員免許事務勉強会	全国私立大学教職課程研究 連絡協議会	福岡	学務課
12月3日	学術認証フェデレーション及び INET サービス説明会	国立情報学研究所	福岡	総務課
1月22日	会計基準研修会	(財) 宮崎県私学振興会	宮崎	総務課
1月22日	学校法人におけるコンプライア ンスと労務対策	(社) 私学経営研究会	大阪	事務局長
1月26日	学校法人の運営等に関する協議 会の開催	文部科学省高等教育局私学 部長	東京	学務課
2月19日	東京学芸大学「総合的道德教育 プログラム」全学フォーラム	国立大学法人東京学芸大学 総合 的道德教育プログラム推進本部	東京	学務課
2月23日	障害者雇用給付金制度事務説明会	宮崎県雇用開発協会	宮崎	総務課
2月25日	平成21年度「私立大学経営問題協議会」	日本私立大学協会	東京	総務課
2月25日	改正育児法・介護休業法説明会	宮崎労働局	宮崎	総務課

3月3日	国家公務員採用試験説明会	人事院九州事務局	宮崎	就職課
3月15日	新卒者就職応援プロジェクト説明会	宮崎県中小企業団体中央会	宮崎	就職課

(2) 6-2の自己評価

職員の資質向上のための研修の取組みは、外部の研修会等への参加が主なものとなっており、学内での組織的な取組みや、人材育成のこまかな配慮については必ずしも十分とはいえない。今後、大学を取り巻く急速な環境変化に対応するためには、各種研修を通じて業務能力の向上のみならず、業務に対する専門性を高め、学内での研鑽を通し、創意工夫ができるよう職員全体の資質向上に資する必要がある。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の影響で厳しい経営が見込まれる中、事務職員としての資質向上は、ますます重要となることが予想され、教育研究の高度化とも相まって、特に若手職員の育成がこれからの大学の充実・発展の鍵になるものと考えている。個々の職員が仕事に対するモチベーションを高める環境づくりの一環として、昨年度開催された「教員免許事務研修会」や「学校法人におけるリスクマネジメント」のような研修会に参加し、スキルアップを図る機会をより一層拡大するなど、SD(Staff Development)研修の活動を積極的に推進し、今後も全職員の能力開発をさらに進めていく。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教育研究支援のため、学務課、就職課、図書課、総務課を設置し、適切に機能している。

学務課においては、教育の支援として教務係が教育課程の編成、授業、学業成績、学籍異動、各種証明書等に関する教務事項の支援を行い、学生係では奨学金、クラブ活動など学生サービス全般に関することを行っている。情報センターでは学内ネットワークの維持管理、設置機器の運用及び管理を行い、保健管理センターでは学生の保健衛生、カウンセリングに関することを担当している。

就職課においては、就職指導、就職相談、求人開拓等の業務を担当している。

また、総務課においては、研究の支援として、研究費及び研究旅費、科研費、施設の維持及び管理を行っている。

図書課においては、図書資料の管理を担当し、教育研究の支援を担っている。

事務局長及び各課長は、大学の意思決定機関である大学協議会に出席し、事務部門としての意見を述べるができる。

また、教育研究活動を中心とした大学運営を円滑に進めるため、情報交換や意見調整を行う「事務連絡会議」を、事務局長ほか各課長が出席し、毎週開催している。

(2) 6-3の自己評価

上記のように、教育研究支援のための事務体制は整っており、教育研究に対する事務の

サポートは問題なく進められている。

学生への支援の面では、入学から卒業にいたるまで一連の業務をその時々に応じ学務課・就職課・図書課等各課が連携をとって行っており、効果を上げている。講義室の維持・管理などは、学務課を中心に業務を行い、教員の授業が円滑に行われている。

また、教育支援関係については学務課が、研究支援関係については総務課が中心となり、全学的な取組みを行っている。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の変化、社会情勢の変化に対応して、教育研究支援のため、全職員一丸となって取り組む。今後も、事務の効率化を一層推進し、教育支援の体制を構築していく。

[基準6の自己評価]

事務組織の運営及び職員の採用・昇任・異動については、「大淀学園就業規則」に基づいて適切に行われている。また、多様化・情報化する教育研究の支援に対応できているが、さらなる業務能力開発、人材育成に力を入れるものとする。

[基準6の改善・向上方策（将来計画）]

今後、平成15(2003)年度より実施している職員の自己申告による「事務職員調書」及び各課の所属長が作成する「事務職員評価表」の内容等について見直しを行い、より体系的な職員の昇任・異動を行っていく。

また、これからの教育環境の変化やIT環境に柔軟に対応していくため、職員の資質向上を図るSD活動を積極的に展開し、全職員の知識・技能の向上に努め、教育研究活動を効果的に支援していく。

基準7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されて

おり、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の目的を達成するための法人及び大学の管理運営体制は、「学校法人大淀学園寄附行為」及び「学校法人大淀学園寄附行為細則」に下記の通り明記されている。

また、「宮崎産業経営大学学則」、「宮崎産業経営大学大学協議会規程」及び「宮崎産業経営大学学部教授会規程」により教学部門の管理運営体制が定められている。

《学校法人の管理運営体制》

「私立学校法」第 42 条及び第 46 条の規定に基づき、「学校法人大淀学園寄附行為」に以下の事項が規定され、適切に運営されている。

A. 理事会

理事会の定員は、「学校法人大淀学園寄附行為」第 5 条の規定により 7 人以上 13 人以内としており、現在は 8 人の理事で構成され、学校法人の業務を決定している。理事会は毎年 3 回定期的に開催され、その他必要に応じて適宜開催する。

B. 評議員会

「学校法人大淀学園寄附行為」第 19 条の規定により評議員会が設置され、評議員数は同規程第 23 条に 15 人以上 30 人以内としており、現在は 18 人であり、理事数の 2 倍を超えて構成されている。審議事項は、「学校法人大淀学園寄附行為」第 21 条の規定により、以下の通りとなっている。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

C. 監事

法人のチェック機能として、監事 2 人が選任され、「学校法人大淀学園寄附行為」第 15 条に定める以下の職務を行っている。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

- (4)第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6)この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

D. 常務委員会

法人運営を円滑に行い、管理部門と教学部門の連携と意思統一を図るために常務委員会を設置している。同委員会は、「学校法人大淀学園寄附行為細則」第5条に定める通り理事長（学長兼務）、高等学校長（中学校長兼務）、事務局長及び理事長の推薦した者で構成され、毎月2回（第2・第4火曜日）開催され、下記の事項について、理事長の諮問に答えている。

- (1)学務に関する事項
- (2)財務に関する事項
- (3)人事に関する事項
- (4)学園内の連絡、学園の諸式及び行事に関する事項
- (5)理事会に提出する議案の整理に関する事項
- (6)その他必要な事項

《教学部門の管理運営体制》

教学部門における審議機関として、「宮崎産業経営大学学則」第58条の規定により法学部教授会、経営学部教授会が設置されている。各学部教授会は、「宮崎産業経営大学学部教授会規程」に基づき運営されている。また、「宮崎産業経営大学学則」第57条により、大学全般に関する重要事項を審議するために大学協議会が設置され、「宮崎産業経営大学大学協議会規程」に基づき運営されている。

A. 教授会

教授会は、「宮崎産業経営大学学部教授会規程」の定めにより、学部長及び教授をもって組織しているが、必要があるときは准教授その他の専任教員を加えて組織する（拡大教授会）ことができるとしており、年間を通してほとんどがこの拡大教授会により運営されている。拡大教授会は毎月定期的に開催され、その他必要に応じて適宜開催する。教授会における主な審議事項は、以下の通りである。

- (1)教員の人事に関する事項
- (2)学長の諮問に関する事項
- (3)学部長の選任に関する事項
- (4)大学協議会委員の選出に関する事項
- (5)学部における教育・研究の予算に関する事項
- (6)学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等教務に関する事項
- (7)学生の生活指導及び福利厚生に関する事項

- (8)学生の賞罰に関する事項
- (9)学生の就職斡旋等進路に関する事項
- (10)その他学部長が必要と認めた事項

B. 大学協議会

大学全般に関する重要事項を審議するために、大学協議会が設置されている。構成員は、学長、各学部長、学生部長、附属図書館長、総合教育科目主任、学科長、産業情報研究所長、情報センター長、国際交流センター長、各学部より選出された教授1人、その他学長が指名する者となっている。その他学長が指名した者として就職総合支援センター長及び事務局職員が出席し、大学運営が円滑に進むよう連絡調整を行っている。なお、大学協議会は以下の事項を審議する。

- (1)各学部間の連絡調整に関する事項
- (2)理事長の諮問に関する事項
- (3)大学の組織運営に関する事項
- (4)教育研究の予算に関する事項
- (5)教員の人事に関する事項
- (6)その他学長が必要と認める事項

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関することについては、「学校法人大淀学園寄附行為」、「学校法人大淀学園寄附行為細則」及び「宮崎産業経営大学大学規程」「宮崎産業経営大学学長選任規程」「宮崎産業経営大学学部長選任規程」「宮崎産業経営大学学長・学部長選考委員会規程」により定めている。

《法人役員》

法人の役員は、理事と監事により構成され、「学校法人大淀学園寄附行為」で役員の定員（第5条）、理事の選任（第7条）、監事の選任（第8条）、役員の任期（第9条）、役員の補充（第10条）、役員の解任と退任（第11条）について定めている。

《評議員》

「学校法人大淀学園寄附行為」により選任（第25条）、任期（第26条）、解任及び退任（第27条）について定められている。

《学長・学部長》

学長及び学部長は、「学校法人大淀学園寄附行為細則」「宮崎産業経営大学学長選任規程」「宮崎産業経営大学学部長選任規程」の各規程に基づき任命されている。

(2) 7-1の自己評価

「私立学校法」に則り「学校法人大淀学園寄附行為」及び「学校法人大淀学園寄附行為

細則」に明確に管理運営体制を定めている。また、その運営にあたっては、法人と大学が緊密に連携して運営方針を審議・決定し、円滑に各組織に伝達している。

また、事務局においても、毎週「事務連絡会議」を開催しており、大学協議会、教授会、拡大教授会の決定事項が、遅滞なく周知徹底されている。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

学校法人の管理運営においては、これからも理事会・評議員会等を通じて審議・決定をし、大学の目的を果たすべく適切にその機能を発揮していく。また、監事による監査においては、「私立学校法」に則り、適正に行われるようその役割、機能を継続していく。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

本学では、理事会のメンバーとして、教学部門を代表する学長及び「学校法人大淀学園寄附行為」第7条第3号に定める「宮崎産業経営大学学部長のうちから理事会において選任された者」として、現在経営学部長がその構成員として出席しており、さらに事務局長がメンバーに加わることによって管理部門と教学部門の連携が円滑に行われるようになっている。

また、評議員には学長、経営学部長、法学部長、総合教育科目主任が選任され、管理部門と教学部門の連携が図られている。

大学全般の重要事項を審議・決定する大学協議会には事務局長、各課長が出席し、教学部門と大学事務局の連携を行っている。

このように、管理部門の組織に教学部門の構成員を配置することによって両部門の運営が円滑に行くよう配慮している。

(2) 7-2の自己評価

管理部門と教学部門は円滑な連携を図るとともに、役割分担を適切に果たしている。理事会は、教授会、拡大教授会及び大学協議会の意思を尊重し、適切な運営を行っている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理運営体制を維持・継続し、今後も管理部門と教学部門の適切な連携を行い大学の目的を果たしていく。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学は、「宮崎産業経営大学学則」第1条の2において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自

ら点検および評価を行うことに努める」と定め、これに基づいて全学的な組織として「自己点検・評価運営委員会」を設置している。この委員会は、学長を筆頭に学部長、各学部より選出された委員をもって構成し、平成 10(1998)年度に「宮崎産業経営大学の現状と課題」と題する自己点検・評価報告書を刊行した。その後 2 年から 3 年間を目処として自己点検・評価を行い、報告書として公表を行っている。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価項目に従い、教育研究活動については、各学部の教務委員会や拡大教授会、大学協議会で、学生生活については、学生部委員会や拡大教授会、大学協議会で活用され、本学の運営に役立っている。また、近年 FD 活動が重要視されていることから、本学では学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観等を通して点検・評価を進め、FD 検討委員会をはじめ各委員会を通じて拡大教授会や大学協議会へ報告し、大学運営の改善・向上につなげている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

自己点検・評価運営委員会では、教育研究活動、学生生活、教育・教員組織、進路指導、管理運営などの項目について、具体的に点検・評価を進めた結果、これらを盛り込んだ報告書を次の通り作成し、公表してきた。

平成 10(1998)年度	「宮崎産業経営大学の現状と課題 (平成 7(1995)年度～平成 9(1997)年度)」
平成 13(2001)年度	「宮崎産業経営大学の現状と課題 (平成 10(1998)年度～平成 12(2000)年度)」
平成 17(2005)年度	「宮崎産業経営大学の現状と課題 (平成 13(2001)年度～平成 16(2004)年度)」
平成 19(2007)年度	「宮崎産業経営大学自己点検評価報告書 (平成 17(2005)年度～平成 18(2006)年度)」
平成 20(2008)年度	「宮崎産業経営大学自己点検評価報告書 (平成 19(2007)年度)」
平成 21(2009)年度	「宮崎産業経営大学自己点検評価報告書 (平成 20(2008)年度)」

平成 20(2008)年度版については、九州圏内の各大学及び県内の官公庁へ配付する。

(2) 7-3の自己評価

本学では、自己点検・評価のための恒常的な実施体制が整えられ、適切に運営されており、その結果は教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムとして構築され、適切に機能している。

また、「大学設置基準」の改正後から不断の自己点検・評価を行い、その報告書を公表している。ただし、現在ホームページでの公表は行っていない。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

今後とも自己点検・評価運営委員会が中心となり、引き続き積極的に点検・評価を行い、大学運営の質の向上を図る上での材料としていく。

特に学生へのアンケート等を通じて得られた結果を分析し、対応すべき委員会や事務の各部署において改善を行い、学生や地域社会のために役立てていく。なお、今後作成する自己点検・評価報告書については、ホームページで公表すべく準備をしている。

【基準7の自己評価】

法人及び大学の管理運営体制は整備され、規定に則り適切に機能している。理事長・学長のリーダーシップのもと、管理部門と教学部門は、良好な協力関係を築き、建学の精神を具現化すべく教育研究活動を展開している。また、管理部門でなされた意思決定を速やかに教職員に周知徹底する体制も構築されている。

自己点検・評価の実施体制は確立しており、改善策へとつなげる仕組みも整備されている。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

本学の管理部門と教学部門との関係については、それぞれの役割分担と機能の分化によって適切に運営されているので、今後とも両者の連携と調和を図りながら、本学の目的を達成するために最大限の努力をほらっていく。また、地域社会が求めるニーズに合致した教育研究体制を構築するためにも、自己点検・評価の実施体制を強化し、建学の精神を一層具体化していきたい。

さらに、本学の運営状況については、ホームページを利用するなど、広く社会に公開できるように努力を続けていく。

基準8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバラ

ンスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本法人は、現在、宮崎産業経営大学、鵬翔高等学校、鵬翔中学校を設置し、教育研究の維持、向上を図るよう努力している。

大学における当年度消費収支差額の状況は、平成13(2001)年度以降支出超過に転じ、都城キャンパスを処分した平成16(2004)年度をピークに、年々その額は減少している。また、大学を含む法人全体の当年度消費収支差額の状況も大学と同様である。

このように大学、法人ともに単年度の財務状況は収支バランスを損なった状況となっている。こうした傾向をこれまで受容してきた背景には、支出超過額は過去の蓄積を充てることによって十分補い得る余裕を有していたという事情がある。平成21(2009)年度決算において、翌年度繰越消費収支差額は15億6,900万円の収入超過であり、また消費収支準備金20億円を有している。

平成21(2009)年度における大学の消費収支計算書関係の財務比率について、主なものを抜粋すると次の通りである。

※平均値は、平成20(2008)年度「大学部門、単一学部、社会科学系」の数値である。

- ・人件費比率は、45.7%で平均値は55.0%である。
- ・人件費依存率は、57.4%で平均値は67.6%である。
- ・教育研究経費比率は、42.8%で平均値は35.6%である。要因としては、奨学金支出の増加が考えられる。特待生制度のあり方については、検討しているところであり、今後は一層の費用対効果を考える必要がある。
- ・借入金等利息比率は、0.4%で平均値は0.7%である。借入金返済に伴い、返済利息も減少している。(平成24(2012)年度完済予定)
- ・消費支出比率は、100.3%で平均値は112.1%である。支出超過となっており早急に収入、支出ともに改善が必要である。
- ・寄附金比率は、0.4%で平均値0.9%に比べ低比率であり、今後は指定寄附金の募集を実施するなど、収入確保の努力をしなければならない。
- ・補助金比率は、11.9%で平均値は9.9%である。今後もこの比率を確保するよう努める。また、法人における貸借対照表関係の財務比率は、全国平均に比べて良好な数値を示している。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

予算については「学校法人会計基準」及び「大淀学園経理規程」「大淀学園予算編成統制規程」に則り、資金収支予算書及び消費収支予算書を作成、評議員会の審議を経て理事会の承認を得ている。それらの予算書は、予算編成方針に基づき、関係部署より各事業等についてヒヤリングを行い、事業計画に基づき適正な予算を編成した上で作成されている。

会計処理については、「学校法人会計基準」及び「大淀学園経理規程」に則り適正な会計処理を実施している。会計処理上の問題点や疑問点が生じたときは、そのつど公認会計士や日本私立学校共済・振興事業団に確認を行い、遺漏の無いよう処理に努めている。また、

「私立学校法」や「学校法人会計基準」等の改正に伴う事務処理に対して、早急な対応ができるように各研修会等に参加し、業務の遂行に支障が出ないように努めている。

決算については、法人の監事及び公認会計士の監査を経て毎会計年度終了後2ヶ月以内に、事業報告書とともに理事会において審議、承認ののち、評議員会に報告している。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

本法人は、「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づき公認会計士2人による監査が行われている。

監事は、「私立学校法」第37条第3項に基づき監査を行っている。業務の監査については、理事会及び評議員会に毎回出席し、理事会運営及び法人の業務に関する監査を行っている。また、財産の状況等の監査については、公認会計士の監査に監事2人も年4回程度同席し、意見交換を実施している。決算書は「学校法人会計基準」に準拠して、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の監査を受け、理事会において審議、承認ののち、評議員会に報告している。あわせて監事による会計決算の監査報告を行っている。

また、文部科学省が毎年実施している「学校法人監事研修会」にも監事が出席している。

(2) 8-1の自己評価

平成18(2006)年度からは、入学定員を上回る入学者を確保しているが、消費収支計算書において当年度消費支出超過となっている。現時点で直ちに学園の存立に影響を及ぼす状況にはないとはいえ、保有資産には限度があり、何より財政運営上のアンバランスは速やかにその解消に努め、消費収支の均衡がとれるよう全力を挙げて取り組んでいく。今後の経営の安定を図り、教育・研究の充実を図るためには、学生在籍数の確保と固定経費の圧縮、計画的な教育施設の整備を行う必要がある。

会計処理に関しては、「学校法人会計基準」や「大淀学園経理規程」に準拠した適切な会計処理を行っている。また、会計監査等は、監事及び公認会計士によって適正に行われている。これまでの監査や検査で特段の指摘を受けたことがないことから、会計処理は、適切に行っているといえる。

(3) 8-1の改善・向上方策(将来計画)

財務の健全化を図るために、入学定員及び収容定員の確保による収入の安定と効果的な支出に努め、大学の目的とする教育研究を一層充実させ、かつ向上させていく。また、より安定した強固な財政基盤を構築していくため、年度毎の収支均衡と財政基盤の安定を図る。

会計処理については、「学校法人会計基準」に準拠した適切な会計処理を行っていくことはもちろんのことであるが、会計監査等においても、公認会計士や監事以外にも内部監査制度を設け、法人内での牽制機能の強化を推し進めることを検討している。それに伴い、監事・公認会計士・内部監査人が連携を密にし、それぞれの役割に基づき監査を実施することが重要である。今後も問題点の指摘や改善等の助言を受け止め、円滑な遂行に努める。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

「私立学校法」により、閲覧に供することが義務づけられた書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書）を事務局に備え置き、在学生及びその他利害関係者から請求があった場合には、これを閲覧に供する態勢を整えている。

また、財務情報の一般公開は、現時点では行っていないが、平成 21(2009)年 12 月開催の理事会において、平成 21(2009)年度の決算より一般公開していくことで承認された。

(2) 8-2の自己評価

財務情報の閲覧については、在学生その他利害関係者への周知が十分でない。また、財務情報の一般公開については、平成 21(2009)年度決算よりホームページを利用し、決算終了後、速やかに一般公開を行うこととなった。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

財務情報の一般公開について、平成 21(2009)年度決算よりホームページ上で公開ができるよう、また、閲覧者に財務内容等が理解できるよう実施に向け内容等を検討中である。

なお、在学生・保護者に対しては、本学学生の保護者で構成する後援会において、毎年発行している会報誌「リバティネット」に財務情報を掲載してもらうよう交渉中である。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。**(1) 事実の説明（現状）****8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。**

本学における外部資金の主なものは、文部科学省の私立大学経常費補助金、宮崎県からの委託を受けた「みやざき次世代経営者講座」、「教員免許状更新講習」などである。平成 21(2009)年度における外部資金の導入状況は、表 8-3-1 の通りである。

表 8-3-1 平成 21 年度 外部資金の導入状況

項目	申請件数	受入件数又は採択件数	金額（単位：円）
科学研究費補助金	1	2（継続 1 を含む）	1,430,000
受託研究	—	2	8,014,000
寄附金	—	3	2,166,000
教員免許状更新講習	—	12	615,000

※科学研究費補助金の受入件数又は採択件数 1 については、割愛による退職のために補助金なし。よって、金額は継続 1 の金額分のみ。

資金運用については、国債・地方債を中心に運用している。平成 21(2009)年度は、1,300 万円利息を受け入れている。また、施設の貸出による施設利用料収入も 400 万円受け入れている。

(2) 8-3の自己評価

本学の外部資金の導入については、ほとんどが補助金である。科学研究費補助金の申請が少ないことは改善していく必要がある。資金運用については、その原資が学生納付金収入や補助金収入が大部分を占めていることから、安全性を第一としながら安定的収入を確保していることは評価できる。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

国庫補助金については、今後減額となることも大いに予想されることから、一般補助金を含めて、特別補助金のシステムや助成を受けるための方策等を拡大教授会等に周知するなど積極的な対応を考えていきたい。

受託研究については、今後も県・民間企業からの委託を積極的に受けていきたい。

科学研究費補助金等の競争的資金について、今後教学部門と事務部門とのさらなる連携により、申請件数の増加に努める。本年度は、日本学術振興会に講師を依頼し、科学研究費補助金制度に関する説明会を実施する。

資金運用については、今後とも安全性を優先しながら安定した収入確保に努めていく。

[基準8の自己評価]

本学の財政状況を特徴的に記せば、ストック面は充足安定的であるが、単年度ではやや不安定な運営状況にある。特に収支のアンバランスにより生じる当年度消費支出超過額については、正常な姿に戻さねばならない。また、支出経費についても費用対効果を常に考慮する意識を全学的に定着させていく。

競争的外部資金の導入や研究委託等の導入については、財政的側面もさることながら、教育研究機関としての本質的な存在意義をより高めるために、全学的な取組みを進めていく。

[基準8の改善・向上方策（将来計画）]

少子化等私学を取り巻く状況は大変厳しい中にあり、今後健全な収支バランスに一層留意するとともに、綿密な中・長期計画を策定することが重要である。財政基盤の安定には、入学定員・収容定員を確保し、支出においても経費の節減や効果的・効率的事業計画の立案と予算執行に努め、費用対効果を勘案しながら教育水準の維持向上を図る。

会計監査については、早急に改善する点は見当たらないが、内部監査制度を設けることを今後検討していく。

財務情報の一般公開については、早急にホームページでの公開内容を検討し、平成21(2009)年度決算終了後、速やかに実施する。

また、科学研究費補助金やGPなど採択制補助金の申請と獲得に努力するとともに、寄附金の募集についても検討する。資金運用については、安全性を配慮しつつ、運用益を上げる工夫をする。

基準9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設

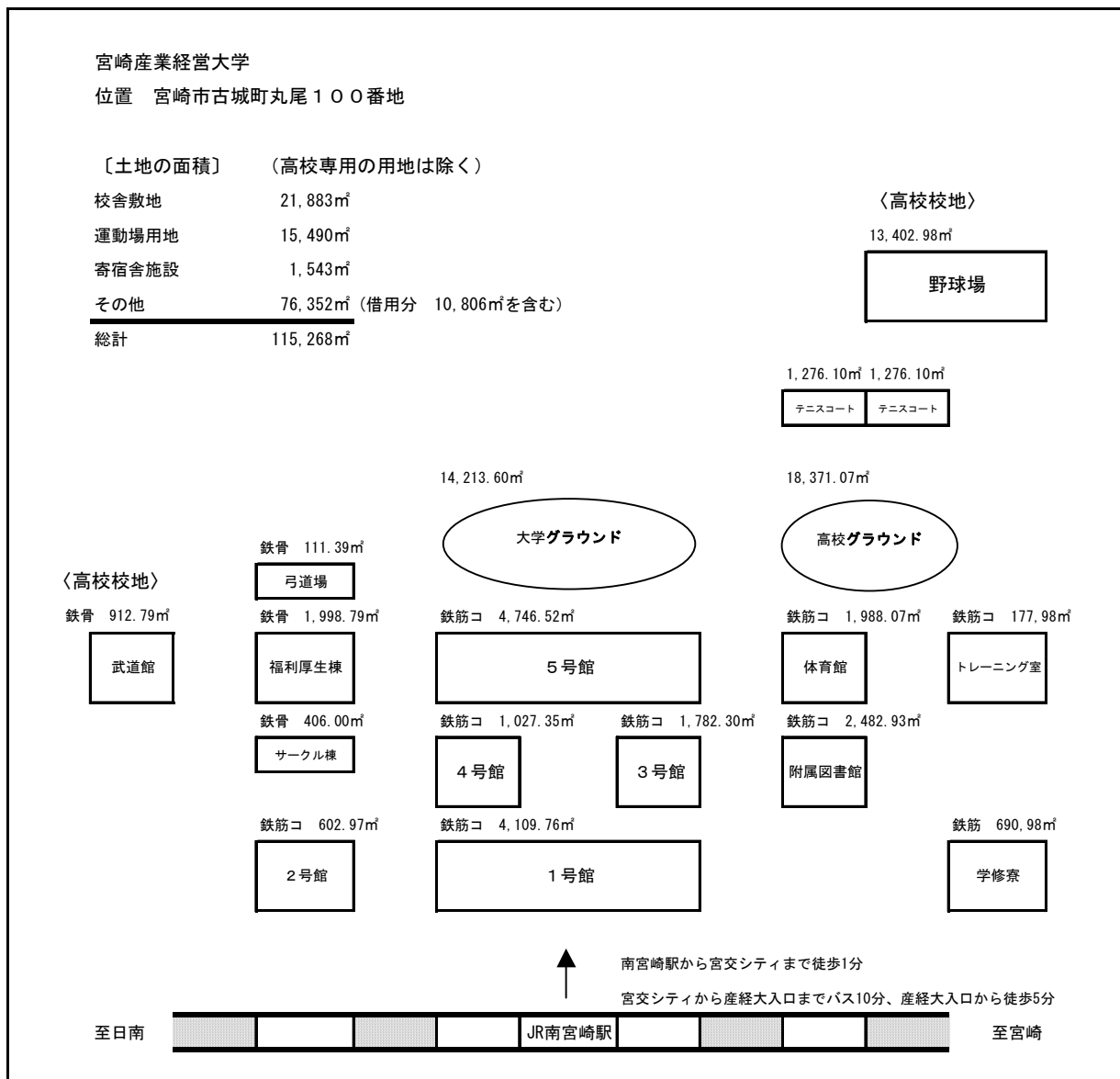
設備)が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 事実の説明(現状)

9-1-1 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学は、宮崎市南部の古城町に位置し、図9-1-1のような教育環境にある。

図9-1-1 宮崎産業経営大学の位置及び校地、校舎の配置概要



野球場・武道館については高校専用であるが、クラブ等で利用している。

表9-1-1 大学設置基準との校地・校舎の比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
------	-----------	------	-----------

宮崎産業経営大学

113,724.6 m ²	8,000 m ²	16,147.6 m ²	6,610 m ²
--------------------------	----------------------	-------------------------	----------------------

表 9-1-2 宮崎産業経営大学主要施設の概要

名 称	建物面積 (m ²)	構 造	主 要 施 設
1 号館	4,109.76	鉄筋 6 階	理事長室・学長室・学部長室・教員研究室・会議室・応接室・資料室・印刷室・講義室・作業室・総務課・入試広報課
2 号館	602.97	鉄筋 2 階	IT ソリューションセンター
3 号館	1,782.30	鉄筋 3 階	講義室・国際交流センター
4 号館	1,027.35	鉄筋 2 階	就職課・学生談話室・塾室
5 号館	4,746.52	鉄筋 4 階	講義室・ゼミ室・コンピュータ教室・情報センター・学生部長室・会議室・学務課
附属図書館	2,482.93	鉄筋 2 階	事務室・AV ルーム・会議室・研修室・談話室
福利厚生棟	1,998.79	鉄骨 3 階	学生ホール・学生食堂・売店・保健管理センター・学生相談室・女子学生談話室・後援会事務局
サークル棟	406.60	鉄骨 1 階	
体育館	1,988.07	鉄筋 1 階	アリーナ・会議室・倉庫
トレーニング室	177.98	鉄筋 1 階	
弓道場	111.39		
学修寮	690.98	鉄骨 2 階	
学修寮寮監宅	78.51	木造平家	
管理室・倉庫等	48.71		
合計	20,252.86		

《附属図書館》

附属図書館は、大学における教育・研究を支援するための中核となる機関である。そのためには、十分な図書資料を保有し、学生・教員等の学習・研究に適時応えられる体制が常に取られている必要がある。平成 8(1996)年に完成した附属図書館は、現在、職員が 3 人配置されている。また図書資料として、蔵書約 10 万 6,000 冊、収蔵雑誌約 200 種、DVD、ビデオや CD、電子資料など約 2,000 点を所蔵し、学生並びに教職員の学習・研究をバックアップしている。館内には、開架書架・閲覧コーナーともに比較的広い空間が確保され、視聴覚資料閲覧のための AV コーナー・AV ルーム、インターネットコーナーの他、教員専用研修室や会議室、談話室も併設されている。またブックディテクション（図書持ち出し監視）システムや図書館情報システム「NALIS」の導入により、図書資料の管理の合理化及びサービスの向上が図られている。

図書館情報システム「NALIS」とは、国立情報学研究所との SINET(学術情報ネットワーク)を活用した連携により、資料情報の入力や他大学との相互貸借等の簡素化を実現するシステムで、あわせて図書目録管理も行っている。また、Web 蔵書検索機能により大学所蔵資料の情報を教員や学生に提供することもでき、研究及び学力向上に寄与している。

附属図書館の開館日数(平成 21(2009)年度)は 237 日、開館時間は、開講期は月曜日から金曜日の 9 時から 19 時まで、休講期は 9 時から 17 時までである。平成 21(2009)年度の年間の入館者数は延べ 25,948 人となっている。なお、附属図書館は、学外者でも、登録することにより利用することができる。平成 21(2009)年度の外部登録者による貸出件数は 59 件であった。

《体育施設》

体育施設として体育館(1,998 m²)、トレーニング室(177 m²)、大学グラウンド(300 mトラック、14,213 m²)、テニスコート(全天候型コート 2 面、1,276 m²)、弓道場(111 m²)を有している。また、高校専用の施設である野球場(13,402 m²)、武道館(913 m²)をクラブ等で利用している。

体育館及びトレーニング室には職員を置き、管理・運営を行っている。体育の授業の他、運動部の活動、一般学生の利用に供している。課外活動での体育館の利用手続きとしては 2 ヶ月前から予約することが必要で、毎月行われる学友会の定例会議で許可される。この場合、学友会に所属している各クラブが優先的に使用できる。また、一般の学生・教職員は、その後で空いている時間があれば、体育館に直接申請を行い利用することができる。トレーニング室の利用申請も同じ方法をとる。使用状況については、体育館は、バスケットボール部・新体操部・空手道部が、トレーニング室は、サッカー部・硬式野球部・バスケットボール部の使用が多い。体育館、トレーニング室ともに、ほぼ毎日使用している。

また、外部への貸し出しも行っており、平成 21(2009)年度には、市内幼稚園の運動会、各種スポーツ大会等に貸し出しを行った。

《情報サービス施設》

情報教育の充実のために、学内に情報センターを設置し、以下の設備に含まれる情報機器の整備・維持管理、及び情報関連の授業と課外授業の支援サービスを行っている。

A. 設備

a. デスクトップマシン教室(有線 LAN)

本学には、教師用 1 台、学生用 32 台のデスクトップマシンを備えるコンピュータ自習室と、教師用 1 台、学生用 50 台のデスクトップマシンを備えるコンピュータ教室がある。学生の自習用に前者を開放しているが、講義でこの教室を使用する場合は後者の教室を自習室として開放し、原則としていつでもコンピュータを使用した自習が可能になっている。

b. ノートパソコン用教室(有線 LAN)

これらの教室がある 5 号館には、他に有線 LAN が整備されたノートパソコン用の教室

(定員 36 人) が 2 つと大教室 (定員 305 人) が 1 つあり、ここでは経営学部が必携としているノートパソコンを使用して、ネットワーク接続されたリソース (プリンタ、ファイルサーバなど) を利用することができる。

c. ゼミナール室等 (無線 LAN)

平成 21(2009)年度から 5 号館の全域で、無線 LAN 機能を持つ情報機器からのネットワークアクセスが可能となった。以前は貸出 LAN カードを使い、3 階以上のゼミナール室においてのみネットワークへの接続は可能であったが、無線 LAN 機能を持つ情報端末の普及を考え、認証を受ければネットワークへのアクセスできるよう 5 号館の全域をカバーするアクセスポイントを構築した。

d. 認証システム

これらの教室はいずれも ID とパスワードを使った認証システムにより、ネットワークにログインすることができる。

e. ファイルサーバ

上記のファイルサーバは、教職員、学生の全員が使用でき、教室、研究室、附属図書館等学内からであればいつでも利用することができる。

f. 宮崎産業経営大学 SNS

平成 19(2007)年度から「宮崎産業経営大学 SNS」を開設し、学生・教員間のコミュニケーションを図っている。これは、携帯電話へのメール機能を持ち、携帯電話からもアクセス可能であるため、全学的な情報 (例えば休講情報) を即時に伝達することで、情報の共有を可能としている。

g. Moodle

平成 19(2007)年度から Moodle (コンピュータによる教師と学生間での双方向の情報伝達を実現した教育支援システム) を設置した。これにより、Moodle を利用した授業の場合、授業の進捗の確認、ネットワークを通じた課題提出という自学自習が可能となった。

B. サービス

大学のホームページに「学内専用サービス」(学内の PC からのみアクセス可能) のリンクを張って、以下のような情報を参照できるようにしている。これらのマニュアルにより、経営学部で必携としているノートパソコンの設定を学生自身が行うことが可能となり、Web メールやファイルサーバを有効に活用することができるようになっている。また、朝日新聞や判例検索の有料サービスと契約し、学生が自由に学習に利用できる環境を提供している。なお、マニュアルは次の内容を含んでいる。

- ・ネットワーク設定 (個人所有のノートパソコンを学内で使用する際)
- ・メール設定
- ・プリンタ設定

- ・ Web メール の 使 い 方

- ・ ファイルサーバの使い方

本学が契約している有料サービスとしては次のものがある。

- ・ 朝日新聞データベース（聞蔵）

- ・ 判例検索（D1-law）

平成 21(2009)年度のコンピュータ自習室の利用者数は、延べ 2,125 人である。

同じく情報センターが管理運営する「CALL システム」は、従来の LL をコンピュータに組み込んだものであり、平成 13(2001)年度から導入されている。外国語の授業で活用され、音声学習や外国文入力の練習の他、外国の情報をリアルタイムで受信することを通じて、語学教育の果たすべき教養教育的側面を補強することにも役立っている。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

本学の施設設備等の維持・運営については、教員及び各部署から寄せられる施設設備の改修や改善の要望に基づいて、総務課が行っている。また、日常的な施設設備の修繕等についても、各部署からの依頼により同課が対応している。

施設設備の保守点検業務は、外部に委託しており、各教室の清掃、ゴミの収集、エレベータ保守、緑地管理、電気設備保守、空調設備・消防設備・高架水槽の清掃・点検の契約を結んでいる。また、防火訓練は、所轄の消防署の指導・助言を得て毎年実施している。

(2) 9-1 の自己評価

校地・校舎については、大学設置基準を上回る面積を有しており、適正である。

講義室、演習室、体育館、附属図書館等は、高等教育にふさわしい環境を整えている。特に近年は、マルチメディア活用型の教育環境の整備と情報関連教育に対応した設備機器の充実に努めている。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

情報教育施設の教育環境の整備については、毎年度実施している。施設の利用状況等の調査を行い、学生・教員の意見を聞き、取り入れることが重要で、教育・研究に支障がないよう施設・設備の効率性の追求及び年次計画による整備を今後も進めていく。

附属図書館については、図書館利用アンケートを実施し、利用者へのサービスに努めたい。また、図書資料が紙媒体から DVD や CD-ROM、インターネット上の電子資料と変化しており、図書資料の質の変化に対応した設備の更新・変更を進めていく。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

障がい者への対応については、スロープ、障がい者用トイレ、エレベータ、渡り廊下、教室、専用駐車場等に配慮がなされているが、すべての施設に対応しているわけではない。

アスベスト問題については、平成 17(2005)年度に調査を実施し、アスベストを使用して

いる施設は無く、安全であることを確認している。

また、耐震性については、旧「建築基準法」に基づき建築されている建物として、3号館・4号館があり、平成22(2010)年度に耐震診断を実施することとなっている。

学内のエレベータについても耐震基準に対応しており、遠隔監視診断装置により24時間安全管理されている。

平成20(2008)年度から、玄関にAED(自動体外式除細動機)を設置し、緊急の事態に備え教職員や学生を対象に実技講習会を行った。

(2) 9-2の自己評価

学内の施設・設備等の維持管理、日常のメンテナンス業務については、総務課により適正に行われている。さらに、業務委託業者と連携をとりながら、法令に基づき定期点検、保守を行い、適切に安全確認がなされている。特にエレベータや電気設備の安全性には留意している。

(3) 9-2の改善・向上方策(将来計画)

旧「建築基準法」に基づき建築されている3号館・4号館については、耐震診断の結果を踏まえ、必要性があれば耐震補強工事を実施する予定であるが、現在、3号館・4号館の建て替えも視野にいれており、平成21(2009)年度より2号基本金の組入れを行っている。

障がい者への対応については、すべての施設について配慮されているわけではないので、今後、細かい配慮・改善等を進める。また、AEDの設置台数を増やし、年1回の講習会を実施していく。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

(1) 事実の説明(現状)

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

構内の中心にある4号館には、就職総合支援センター、「Sun18°塾(学内塾)」室等、進路支援に関わる施設を配置し、就職総合支援センターの横には学生談話室を置き、入り口にベンチやテーブルを設置するなど、学生が気軽に就職総合支援センターに立ち寄りやすい環境整備をしている。また福利厚生棟には、学生食堂(座席数254席)・売店・保健室・学生ホール・学生相談室・女子学生談話室・テラスがあり、学生の憩いの場を提供している。福利厚生棟前にはサークル棟を置き、クラブ活動を行う学生の便宜に供している。

自動車や自転車・オートバイによる通学通勤者のために、駐車場に400台、駐輪場に400台のスペースを確保している。

本学は、建物内及び指定場所以外を禁煙として、ガイダンスや掲示板等を利用し分煙指導を行い、学生・教職員の健康維持を推進している。また、学内各所に分別ゴミ箱を設置し、クリーンなキャンパス環境の保持に努めている。

構内は、委託業者により樹木の剪定や草刈りなど常に管理されており、快適な空間が維持されている。

(2) 9-3の自己評価

アメニティを考慮した教育環境としては、比較的ゆとりのある空間及びキャンパス面積が確保されており、学生プラザやベンチの配置等の配慮がなされている。

これらは、父母懇談会やオープンキャンパス等に出席する保護者及び生徒、施設の利用者等から非常に高く評価されている。また、学生のニーズにより建設したトレーニング室には、管理者を置き、クラブ活動にも大きな効果を発揮している。

(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

快適な教育研究環境を維持するため、現行の教育施設の改善及び保守を続けていく。今後も、使いやすい教育機器の導入や活用に対する教員・学生双方の意見を取り入れ、快適なアメニティを整えていきたい。

【基準9の自己評価】

施設運営では、教育関連施設に関して適切に維持・管理が行われており、快適なキャンパスライフを送るための教育環境が整っている。ただし、障がい者の対応については、十分とはいえない。建築物、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備、エレベータ等については、定期的に保守・点検を行い適切に維持・管理している。

【基準9の改善・向上方策（将来計画）】

教育研究環境の維持のため、管理及び整備に万全を期し、学生が安全で快適に過ごせるよう配慮し、本学の自然環境を生かしつつ整備を進めていく。講義室の稼働状況に対応した施設整備計画及び学生の「Sun18° 塾（学内塾）」をはじめ課外活動の活性化と多様化に対応できる施設計画、さらに施設の省エネ・省資源化を進めていく。また、今後、老朽化・旧式化が進む施設設備改善については、障がい者への対応等も視野に入れ、建て替え等を進めていく。

基準10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

本学は、「設置の趣旨」において「産学協同のもとに、地域にも開かれた大学」として設立され、地域貢献を大学の重要な役割と位置づけている。そして現在も以下のように、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力を行っている。

《大学施設の開放》

本学は大学施設の開放を積極的に行っている。講義室については、教育研究活動に支障がない限り、学会、各種試験・採用試験、県内高校・予備校の学習会や模擬試験、各種団体の講演会・総会、提携大学（星槎大学）のスクーリング会場等として、多くの団体や機関に貸し出しを行っている。体育施設についても、株式会社宮崎放送主催のママさんバレーボール大会、市内幼稚園の運動会、スポーツ競技大会やレクレーション講習会等の会場として広く貸し出しを行っている。平成 21(2009)年度の状況は表 10-1-1 の通りである。

表 10-1-1 平成 21 年度 大学施設の開放

月 日	場 所	使用者（目的）
4月19日 10月18日	3号館・5号館講義室	(株)宮崎県ソフトウェアセンター（情報処理技術者試験）
4月26日 5月17日 7月12日 3月14日	5号館講義室	臨床心理士会（研究会）
5月17日 6月21日 8月16日 11月22日 12月19日 2月21日 3月21日	5号館講義室	(株)ニチイ学館宮崎支社（医療事務試験）
5月23日 6月27日 8月22日 11月28日 12月13日 2月27日 3月27日	5号館講義室	(財)日本医療教育財団宮崎支部（医療事務試験）
5月23日	1号館講義室	陸上審判講習会
5月31日	体育館	全国ダンス講習会

宮崎産業経営大学

6月7日		
6月21日 8月23日 12月23日	1号館講義室	(株)ゼミナール教研 東進衛星予備校 (学習会)
6月28日	3号館講義室	(財)ドイツ語学文学振興会 (ドイツ語技能検定試験)
7月11日	5号館講義室	ライオンズクラブ (総会及びアイバンク研修会)
7月12日 11月15日 1月24日 2月21日	3号館・5号館講義室	(財)日本英語検定協会 (英語検定試験)
7月25日・26日 2月13・14日	5号館講義室	星槎大学通信制課程 (スクーリング)
8月5日・6日 9月20日・21日 12月25日	3号館・5号館講義室	宮崎県立宮崎南高等学校 (学習会)
8月5日～7日 12月24日・25日	5号館講義室	宮崎県教育庁学校政策課 (産業技術研修)
8月8日・9日	5号館講義室	全国保育士養成協議会 (保育士試験)
8月23日	5号館講義室	(社)宮崎県商工会議所連合会 (採用試験)
8月24日	5号館講義室	宮崎県福祉保健部医療業務課 (宮崎県毒物劇物取扱者試験)
9月13日	5号館講義室	宮崎地方裁判所 (裁判所事務官採用Ⅲ種試験)
9月30日 10月9日・10日 12月19日	グラウンド 体育館	宮崎みなみ幼稚園 (運動会・練習)
9月25日 1月2日・3日	体育館 5号館講義室	宮崎栄進学院 (バレーボール大会) 宮崎栄進学院 (学習会)
10月25日	1号館・3号館講義室	銀行業務検定協会宮崎支部 (検定試験)
10月25日	体育館	(株)宮崎放送 (MRT ママさんバレーボール大会)
11月21日	グラウンド	(株)UMK テレビ宮崎 (サッカー大会)
2月14日	5号館講義室	河合塾 九州営業部 (模擬授業)

また、附属図書館も学外者へ開放しており、卒業生、企業及び地域の方々が簡単な手続によって利用できるようになっている。とりわけ本学は県内唯一の社会科学系大学であることを重視し、「NALIS」を活用して、特に法学・経済学・経営学関係の専門図書閲覧を広く県民に供している。

《公開講座》

公開講座は、生涯学習の重要性に鑑み、広く教育の機会を提供するとともに各学部の専

門性を生かした内容となるよう心掛けています。平成 21(2009)年度は、法学部においてシンポジウム、経営学部において講演会を行った。

A. 法学部

法学部では平成 17(2005)年度以来、毎年、成年後見制度に関するテーマで継続的に公開講座を開催している。初年度と平成 18(2006)年度は宮崎県社会福祉協議会との共同開催、平成 19(2007)年度には宮崎県社会福祉協議会、社団法人リーガル・サポートみやぎきと法学部の共同で開催した。平成 21(2009)年度は、11月21日に「成年後見制度のこれまでの10年を振り返り、これからの10年を展望する」というテーマで、上述の3団体の共同で開催した。これは、宮崎県における成年後見制度全般をめぐる現状と課題を理解・認識することをねらいとし、介護支援を担当している市町村の職員、包括支援センター等の職員や認知症の親をもつ家族の方々、障がい者の保護者など約130人が参加者した。指導的な役割をもつ行政機関、福祉を実施している機関、本人及びその家族の立場によりそれぞれの利害が微妙に対立し、成年後見制度の活用は不十分である。高齢者や障がい者の権利擁護と生活支援のため、中立的な視点からの利害調整や制度運用に関する提言ができる大学法学部の役割に期待が寄せられている。

今後も宮崎県における唯一の法学部として、成年後見制度の啓発・普及に努めていく。さらに単なる啓発活動のみに限定せず、高齢者・障がい者に関係する種々の法的なテーマについても、研究課題として取り組んでいく。このような取組みを踏まえた上で、行政機関等にも大学からの提言や情報提供ができるようになれば、大学の社会的貢献にも適うものと考えている。

B. 経営学部

経営学部では、平成 21(2009)年11月28日、「激震！お買い物戦争冬の陣～ドン・キホーテの戦略を解剖する～」と題して公開講座を開催した。現在、宮崎県内は過酷な小売業態間競争下にあるため、「お客様の買う気に火をつけているお店はどこなのか、どうやれば火をつけることができるのか」について分析し、過酷な小売業態間競争で勝ち残るための戦略を探ることが急務だと考えた。そこで、第1部では経営学部日高光宣教授が「小売業態の革新とお買物の進化～お買物の意識と行動に関する調査結果から」、第2部は株式会社ドン・キホーテ経営戦略本部広報室尾上恵美子室長が「ドン・キホーテの革命商法」の講演を行った。本学の学生をはじめとして県内の小売業関係者、商業高校の教職員、経済団体関係者などから約100人の参加を得て、県民の方々との交流を広く行うことができた。参加した商業高校の教職員から、商業科の教職員の研修の場として非常に有意義であるという歓迎の声もあり、地域に密着した大学としての役割を果たせたと評価できる。

《産業情報研究所》

産業情報研究所は、a. ITをはじめとする技術革新が急速に進展する中での、専門研究の一層の推進、b.ベンチャービジネスの育成、c.産学官の連携による地域産業の振興、d.産業、経済、法律の分野からの地域社会への貢献を目的として平成 13(2001)年に設置された。

平成 21(2009)年度は、平成 20(2008)年度に引き続き、宮崎県の委託事業である「みや

宮崎産業経営大学

「ざき次世代経営者講座」の企画・運営を行った。本講座は、過酷な企業間競争で勝ち残る高度な経営知識とノウハウを身につけたビジネスリーダーの育成を目的としたものである。この講座は、経営者と本学の学生との直接的交流の場とし、経営学部の学生が講座を聴講しただけでなく、講座の運営支援に関わることにより、進路意識の向上と職業意識の醸成に寄与することができた。なお、第1回目の講座（基調講演）は講座受講生だけに限定することなく、広く地域住民を対象とする公開講座とした。平成21(2009)年度の年間スケジュールは表10-1-2の通りである。

表10-1-2 平成21年度 みやざき次世代経営者講座

基礎講座	テーマ	講師
第1回 9月19日	基調講演：環境問題と地域経済の発展	九州産業大学大学院経済・ビジネス研究科 伊藤重行教授
第2回 9月26日	今日における起業をめぐる基本視座：①今日における会社法改正をめぐる経営者の視点 ②CSRと経営倫理ー今日における経営管理のあり方	①弁護士、宮崎産業経営大学法律経済研究所 阿部三夫所長 ②みずほ総合研究所株式会社コンサルティング部コンサルタント 坂入克子上席主任
第3回 10月3日	経営学の基本視座：①経営組織論の基礎 ②経営戦略論の基礎	宮崎産業経営大学経営学部 柚原知明教授
第4回 10月10日	マーケティング戦略：マーケティング戦略の基礎と実践～1人勝ちマーケットを発掘せよ！～	宮崎産業経営大学経営学部 日高光宣教授
第5回 10月10日	情報戦略：①情報技術の戦略的展開 ②クラウドコンピューティング時代のアウトソーシング	情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム研究所 島田達巳客員研究員（摂南大学名誉教授）
第6回 10月24日	企業会計：企業財務と会計の交錯	麗澤大学経済学部 倍和博准教授（立教大学大学院ビジネスデザイン研究科兼任講師）
第7回 10月31日	人的資源管理：若手人材の育成	東北大学大学院経済学研究科 藤本雅彦教授
応用講座	テーマ	講師
第1回 11月14日	ご当地マーケティング戦略の構築へ向けて ①エリア・マーケティングの実践～商圈「見える化」システムへの新たな挑戦～	シンクフォート株式会社 毛谷村剛太郎代表取締役社長（早稲田大学マーケティング研究所主任研究員）
第2回 11月21日	ご当地マーケティング戦略の構築へ向けて ②消費行動の解剖学～現代社会における消費の実相を読み解く技法とは～	早稲田大学ビジネススクール 永井猛教授（同大学マーケティング研究所所長）
第3回 11月28日	ご当地マーケティング戦略の構築へ向けて ③顧客に刺さるマーケティング・コミュニケーション	東海大学文学部 小泉真人教授

	ーション技法～顧客に「伝わる」メディア戦略	
第4回 12月5日	ご当地マーケティング戦略の構築へ向けて ④流通業界の動向と小売業の業態革命～小売業の売り方は進化する～	株式会社マーケティング総合研究所 新津重幸所長（高千穂大学大学院教授）

《リフレッシュ教育》

県内高校の教育関係者を対象とする産業技術講習会（商業）、教員免許状更新講習会において、本学の施設を提供するとともに、本学教員を講師として派遣した。中でも、教員免許状更新講習会は、Moodle を活用した先進的かつ本学独自の講義プログラムを企画・運営し、受講生に好評であった。

《出前授業》

出前授業は、本学が依頼を受けた高校に教員が出向し、高校生・教職員・保護者を対象に授業を行うというものである。授業に関する情報はホームページを通じて広く発信している。本学は県内唯一の社会科学系の大学ということもあり、県内高校だけでなく隣県の高校からも依頼を受けている。平成 21(2009)年度は、表 10-1-3 の通りである。

表 10-1-3 平成 21 年度 出前授業

高校名	担当教員	テーマ	対象
宮崎県立宮崎北高等学校	井上 弘樹	情報公開法と企業秘密	1・2年生(66人)
	柚原 知明	私たちにとっての経営学	1・2年生(38人)
宮崎県立日南高等学校	矢鋪 渉	いつまで子ども？法律でどのように守られているの？	3年生(約60人)
	日高 光宣	お買い物行動学	3年生(約60人)
宮崎県立都城西高等学校	矢鋪 渉	法学部で学ぶことの意義	1・2年生(44人)
	武次 玄三	宮崎のエコビジネス	1・2年生(26人)
宮崎県立延岡星雲高等学校	矢鋪 渉	身の回りの法律について	3年生(約30人)
鹿児島県立鶴翔高等学校	久保田博道	金融市場の役割	2年生(39人)

(2) 10-1の自己評価

本学では、講義施設を各種学会・研究会、資格・採用試験、県内高校や予備校の学習会・模擬試験等の会場として、またスポーツ施設を交流と健康促進の場として広く開放している。附属図書館も一般開放しており、本学が有する物的資源の提供を積極的に行っている。さらに高校の教職員を対象とするリフレッシュ教育では、会場の提供だけでなく本学教員の講師派遣を通じて、物的・人的両側面での資源の提供を行っている。

公開講座については、地域の課題を解決し地域の発展に寄与するテーマの設定に心掛けながら、毎年、新たなテーマで実施しており、県民の好評を得ている。

産業情報研究所では、2年目の開講となる宮崎県の委託事業「みやざき次世代経営者講

座」を企画・運営した。受講した企業から、この講座を社員研修の一環として活用したいという要望も出てきており、実践力養成プログラムとして経営者から高く評価されている。なお、同研究所には、地方自治体だけでなく、県内の民間企業や金融機関による委託事業の要請もある。これは、産業情報研究所が地元産業界に受け入れられた証左であると考えている。

以上のように、本学の物的・人的資源は適切に地域社会に還元されているといえる。

(3) 10-1の改善・向上方策(将来計画)

大学施設の開放については、今後も積極的に行っていく。公開講座は、昨今の生涯学習の機会を求める動きが強くなっている状況に対応すべく、一層の充実(テーマ、開催日時等)を図っていく。加えて今後は、より地域に開かれた大学を目指して、地域住民の要請を汲み上げる体制づくりの強化を推進していく。

産業情報研究所では、平成15(2003)年に、ブランド銘菓を開発する産官学の共同研究プロジェクトに取り組んだ。この共同研究では、本学の学生も参画し、開発に協力した。しかし、最近の同研究所の活動は、もっぱら企業との密接かつ広範な連携・協力関係の構築に傾斜しており、そうなる企業に対する迅速的対応が優先されるため、どうしても学生の共同研究への関与が限定的なものとなってしまう。そこで外部委託・共同研究事業が、多くの学生にとって、企業活動の実体が体験でき、また社会人との人的ネットワークが広げられる貴重な機会として機能しうよう、その方法・内容について見直しを図る。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 事実の説明(現状)

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

本学では、以下のように、教育研究上において企業や他大学との適切な関係が構築されている。

《インターンシップ》

両学部のカリキュラムの中に2年次から履修できる「インターンシップ」科目を開設し、職場に対する理解を深めさせることにより学生の就業意識や実務能力を向上させ、実践的能力の高い人材を効率的・効果的に育成している。平成21(2009)年度には、法学部12人・経営学部22人、計34人の学生が、官公庁・県内企業など27事業所でインターンシップに参加した。平成21(2009)年度における法学部と経営学部の実績は、それぞれ表10-2-1、表10-2-2の通りである。

表10-2-1 平成21年度 インターンシップ受入れ先一覧 (法学部)

受入れ先	実習期間	実習日数
宮崎県庁	8月3日～7日	5
小林総合法律事務所	8月6日・7日、 8月10日～12日	5

宮崎産業経営大学

株式会社宮崎放送	7月21日～24日	4
宮崎市役所	8月3日～14日	10
株式会社宮崎放送	7月21日～24日	4
橋口法律事務所	8月17日～21日	5
宮崎市役所	8月3日～16日	10
福井石油株式会社	8月19日～21日、 9月9日～10日	5
宮崎市役所	8月3日～16日	10
雲海酒造株式会社	9月3日～7日	5
宮崎県庁	8月17日～28日	10
アイ・ホーム株式会社	8月17日～21日	5

表 10-2-2 平成 21 年度 インターンシップ受入れ先一覧 (経営学部)

受入れ先	実習期間	実習日数
雲海酒造株式会社	9月3日～7日	5
株式会社ホテルマリックス	8月18日～23日	6
青島リゾート株式会社	8月3日～9日	5
宮崎商工会議所	8月10日～14日	5
財団法人みやぎん経済研究所	8月31日～9月4日	5
財団法人みやぎん経済研究所	8月31日～9月4日	5
株式会社宮崎観光ホテル	8月3日～7日	5
有限会社新福青果	8月1日～11日	11
青島リゾート株式会社	8月3日～9日	5
株式会社マエムラ	8月17日～21日	5
株式会社私の台所	8月17日～21日	5
青島リゾート株式会社	8月3日～9日	5
株式会社宮崎山形屋	8月3日～7日	5
宮崎県経営者協会	8月17日～21日	5
宮崎県酒類販売株式会社	8月17日～21日	5
宮崎県青島青少年自然の家	8月24日～28日	5
旭化成株式会社	8月17日～28日	10
宮交シップアンドレストラン株式会社	8月3日～7日	5
宮崎空港ビル株式会社	9月7日～11日	5
株式会社宮崎南印刷	8月17日～21日	5
生活協同組合コープ	8月24日～28日	5
株式会社宮崎南印刷	8月17日～21日	5

《高等教育コンソーシアム宮崎》

平成 16(2004)年 6 月に設立された「高等教育コンソーシアム宮崎」では、高等教育機

宮崎産業経営大学

関の連携・協力、教職員・学生の機関的交流、地域社会との交流・連携、地域の教育との交流・連携、高等教育機関及びその活動に関して社会に対する広報等を行っている。具体的には、合同の大学説明会・模擬授業の開講、インターンシップの推進・研究及び報告会の開催、単位互換制度の構築、県内大学の学生によるインターゼミナール開催への支援、FD 研修会の実施等である。これらの事業においては、本学の教職員が学生インターゼミナール事業長として、また各種事業の委員として参画し、本学学生が平成 20(2008)・21(2009)年度にインターゼミナール実行委員長を務めるなど、全学的支援・協力を通じて事業の推進に貢献している。平成 22(2010)年度の役員・委員は、表 10-2-3 の通りである。

表 10-2-3 高等教育コンソーシアム宮崎の役員・委員一覧

役員・委員名	教職員名
副会長	大村 昌弘
学生インターゼミナール事業長	久保田 博道
学生インターゼミナール事業委員	田中 修
学生インターゼミナール各会員校選出委員	水上 雅雄
コーディネート科目各会員校選出委員	園田 真二
合同進学説明会各会員校選出委員	岩瀬 政人
インターンシップ各会員校選出委員	田中 猛博
就職活動各会員校選出委員	荻野 直英
FD 事業委員	長原 徹
FD 各会員校選出委員	柴田 博子

《オーストラリア・ボンド大学との学術交流》

平成 21(2009)年 12 月、オーストラリアのボンド大学と学術交流に関する協定書を取り交わした。その一環として、平成 22(2010)年の夏、本学の学生の語学研修派遣を行うこととなっている。

《進路研究演習 (C ナビ)》

「進路研究演習 (C ナビ)」では、学生の職業観の醸成のため、企業等の採用担当者によるパネルディスカッションの開催を行ってきた。平成 21(2009)年度のパネラーは、表 10-2-4 の通りである。

また、地域の産業及び企業の事前研究・実地見学 (体験)・事後報告等を通して、県内企業との連携を図っている。平成 21(2009)年度は、株式会社宮崎銀行、野村證券株式会社、霧島酒造株式会社を訪問し見学している。

表 10-2-4 平成 21 年度 企業等の採用担当者による
パネルディスカッションのパネラー一覧

所属組織	氏名・職位
株式会社テレビ宮崎総務局	赤塚剛局長
JA 共済連連合管理部	高野文貴次長
株式会社デンサン総務部	長渡賢一課長
株式会社宮崎太陽銀行人事部	鶴田和也副長

(2) 10-2の自己評価

本学の高等教育コンソーシアム活動への積極的かつ全学的な支援・協力は、県内高等教育全体の質的向上、地域の教育・学術研究の充実・発展、つまり魅力ある高等教育づくりと活力ある地域づくりに貢献している。

本学では、「インターンシップ」や「進路研究演習（Cナビ）」を正課に組み込んでいる。これらの科目は、学生が社会の現場で様々な人たちと交わり、そこから学生たちが学ぶことができる重要な進路・キャリアの設計支援プログラムであり、学生の職業観の醸成、進路意識の向上、資質の発見に成果を上げている。特に、1年次から4年次までの必修科目として設置された「進路研究演習（Cナビ）」については、本学のもつ産業界との密接な結びつきなしに運営することはできない。

また、ボンド大学との学術交流は、多様化する学生の学びの意欲を一層刺激し、視野の拡大と柔軟な発想力の向上に役立つものと確信する。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

高等教育コンソーシアム宮崎の事業への参加は、他大学との適切な関係を築く上で重要な役割を果たしている。今後、他大学との単位互換制度等について積極的に取り組み、さらに密なる大学間の連携を推進する。

また、「インターンシップ」や「進路研究演習（Cナビ）」などの進路・キャリア設計の支援科目を通して、多様な産業界との協力関係の強化を図るとともに、それを一層生かすことにより、進路と資質に関する学生と企業とのミスマッチを最小限に抑えていくための改善に努力する。

ボンド大学との学術交流については、共同研究を通じて良好な関係の構築を図っていく。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

本学では、以下のように、教職員と学生がともに地域社会との協力関係を構築するよう取り組んでいる。

《公的団体の委員会への教職員の参加、講演会・研修会への派遣》

自治体などの公的機関が設置する審議会や委員会、また市や高校が主催する各種講演会・研修会等に、本学の教員が学識経験者あるいは専門家として参加している。平成21(2009)年度の実績は、表10-3-1及び表10-3-2の通りである。

宮崎産業経営大学

表 10-3-1 平成 21 年度 公的機関の委嘱による各種委員会への参加

教員名	団体名	名称
浅井 重和	宮崎県産業支援財団	宮崎県戦略的地域科学技術振興事業審査委員会委員
天野 淑子	宮崎県	宮崎県入札・契約監視委員会委員
		宮崎海区漁業調整委員会委員
岩切 紀史	宮崎県立図書館	宮崎県立図書館資料推薦委員
大村 昌弘	宮崎労働局	宮崎県若年者雇用問題検討会議委員
澤田 昭夫	宮崎県	宮崎県個人情報保護審議会委員
		宮崎県環境審議会委員
		宮崎県土地収用事業認定審議会委員
	宮崎県社会福祉協議会	宮崎県福祉サービス運営適正化委員会委員
柴田 博子	宮崎県教育庁	宮崎県文化財保護審議会委員
	宮崎県総合博物館	宮崎県博物館協議会委員
	宮崎市教育委員会	宮崎市文化財審議会委員
	都城市教育委員会	都城市文化財保護審議会委員
下村 英視	宮崎県立図書館	宮崎県立図書館資料推薦委員
眞嶋 一郎	宮崎県	宮崎県行財政改革懇談会委員
		宮崎県大規模小売店舗立地審議会委員
	宮崎労働局	宮崎紛争調整委員会委員
	宮崎県教育委員会	宮崎県産業教育審議会専門委員
	宮崎県病院局	県立病院事業評価委員会委員
		県立病院経営形態検討委員会委員
宮崎市	宮崎市男女共同参画社会づくり推進委員会委員	
三輪 まどか	宮崎県	宮崎県消費生活対策審議会委員並びに宮崎県消費者苦情処理委員会委員
村田 治彦	宮崎県	宮崎県公文書開示審査会委員
	宮崎県社会福祉協議会	地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員
矢鋪 渉	宮崎地方法務局	宮崎地方法務局評価委員会委員
	宮崎市	宮崎市個人情報保護審査会
	宮崎県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業契約締結審査会委員
柚原 知明	日向市	日向市行政評価委員会委員
	高鍋町	高鍋町外部評価委員会委員

表 10-3-2 平成 21 年度 外部からの依頼に基づく講演・研修会等への講師派遣

教職員名	団体・学校名	名称
大村 昌弘	宮崎県立都城西高等学校	進路講演会
外山 方圀	宮崎県立延岡星雲高等学校	マナーとルール学習「大学人講話」

宮崎産業経営大学

笛 真人	鹿児島市立長田中学校	「ふるさと先生」先輩授業
眞嶋 一郎	宮崎県自治会館	政策課題研究研修
森田 英二	宮崎商工会議所	複式簿記講座
矢鋪 渉	(財)宮崎県市町村振興協会	民法セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ
	祇園台団地高齢部	祇園台団地高齢部会
山本 文枝	宮崎県警察本部	第1回被害者支援研修会
	都城市立姫城中学校	第1回学校保健委員会
	中央労働災害防止協会	働く人の自殺予防セミナー
	三股町立三股中学校	三股中学校家庭教育学級
	(財)宮崎県市町村振興協会	新規採用職員後期研修
雨宮 敬博	財団法人宮崎県体育協会	(財)日本体育協会公認上級指導員養成講習会(共通科目)
外山 方圀		
澤田 昭夫	宮崎市佐土原地区公民館	後期公民館講座「しっとこ身近な法律学」
土居 俊平		
井上 弘樹		
上本 政夫		
矢鋪 渉		

《ボランティア》

両学部の正課カリキュラムの中に「ボランティア」を開講し、学生のボランティア精神の醸成と道徳心の涵養を図るとともに、地域社会の現状・問題点・今後のあり方について体験的に学習する機会を設けている。平成21(2009)年度の年間スケジュールは表10-3-3の通りである。

表10-3-3 平成21年度 「ボランティア」 年間スケジュール

月 日	内 容
10月19日	救急処置実習①(AED講習を含む)
10月26日	講義：原爆と戦争(宮崎空襲)
11月2日	救急処置実習②(AED講習を含む)
11月9日	赤い羽根の募金①
11月9日	清掃活動①(通学路)
11月16日	清掃活動②(宮崎みなみ幼稚園)
11月16日	老人ホームよしみ園①
11月26日	赤い羽根の募金②
11月26日	清掃活動③(通学路)
11月27日	清掃活動④(宮崎みなみ幼稚園)
11月27日	老人ホームよしみ園②
11月29日	ふれ合いマラソン(視覚障がい者の併走者体験)
12月7日	青島太平洋マラソン説明会

12月13日	青島太平洋マラソン
1月18日	講義：日本のボランティアの変遷

青島太平洋マラソンが開催された平成21(2009)年12月13日には、本学学生がボランティアとして約100人参加し、地域に貢献した。

このように、学生自身のボランティア活動に対する意欲が高だけでなく、学生のボランティア活動に対する誠実かつ献身的な取組みは、訪問施設や参加団体からの評価も高く、継続的な協力・支援の要請を受けている。

(2) 10-3の自己評価

本学教員による公的機関の委員としての参加は、本学と地域との協力関係の構築にとどまらず、地域に密着した研究と学生への教育にも役立っている。ボランティアは、学生の社会道徳観の涵養に役立つばかりか、地域の活性化にも貢献していることは評価できる。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も地域社会との密接な協力関係の強化に向けた取組みを実践していく。ボランティアについては、多くの学生の受講を奨励するだけでなく、これが端緒となり、地域社会への貢献・地域の活性化を視野に入れた、学生発による自主的なプロジェクト活動の輪へと広がっていくための仕組みづくりを検討していく。

なお、現在、宮崎県警察本部と協力し、学生部が希望者を募って学生による防犯ボランティア組織を作ることを計画中である。

【基準10の自己評価】

冒頭に記したように「産学協同のもとに、地域にも開かれた大学」として開学した本学は、現在、大学の施設開放、公開講座等の開講、他大学や企業との連携、自治体審議会等への教員の派遣などを通じて、地域に開かれ、地域に愛される大学として、自らの物的・知的資源を社会へ積極的に提供し、地域社会の発展に貢献すべく努めている。

【基準10の改善・向上方策（将来計画）】

本学は今後も、一層地域住民に愛される大学を目指し、本学の物的・知的資源の提供をさせる。

平成22(2010)年度には、その一環として、新たにスタートする産学協同プロジェクト「宮崎県日南市北郷町の活性化プロジェクト」に対して、本学の物的・人的資源の提供方法・体制等を十分に検討した上で、協力・支援を行うこととしている。

基準11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は、「学校法人大淀学園寄附行為」及び「宮崎産業経営大学学則」に則り、「学校法人大淀学園就業規則」をはじめとする以下の規程において、社会的機関として必要な組織倫理に関する事項を規定している。

- ・「学校法人大淀学園就業規則」においては、大淀学園の教職員として遵守すべき基本的事項が定められており、法令の遵守や人権尊重等を含む服務規律を規定している。
- ・「宮崎産業経営大学学則」においては、教育研究水準の向上を図り、その目的を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行うことに努めるとしている。
- ・「学校法人大淀学園個人情報保護規程」「学校法人大淀学園個人情報保護に関する規程」及び「宮崎産業経営大学個人情報保護に関する規程」では、「個人情報保護法」に基づき、学生及び教職員の個人情報保護体制並びに個人情報の管理について規定している。
- ・「宮崎産業経営大学公的研究費の運営及び管理に関する規程」及び「宮崎産業経営大学公的研究費不正行為に関する通報取扱い規程」では、公的研究費（国、地方公共団体及びこれらが所管する独立行政法人、その他の財団法人等から配分される競争的資金）の不正使用の防止を図ることを目的として、その運営及び管理に関する取扱いについて定めている。
- ・「学校法人大淀学園ハラスメントの防止等に関する規程」においては、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の防止措置に関して規定しており、学生及び教職員が快適な環境下で教育・研究が行えるよう、また、就業の機会と権利を保証できるよう規定している。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学では、学生や社会との関わりの中で、その社会的機関としての役割を果たすべく、上記の規程に基づき大学の運営がなされている。

開学以来、人権に関する講演会を人権啓発推進委員会が中心となって企画運営し、学生と教職員に対する啓発を行っている。平成 22(2010)年度には、4月30日に宮崎県教育委員会の人権同和教育室より指導主事を講師として迎え、「人権教育の進め方」をテーマとして開催した。学生・教職員合わせて113人が出席した。

また、近年その漏洩が問題となっている個人情報の取扱いについては、「学校法人大淀学園個人情報保護規程」の規定に基づき「個人情報保護委員会」がその任にあっている。さらに、様々なハラスメントの防止に関しては、「学校法人大淀学園ハラスメントの防止等に関する規程」により、大学と高校から委員を選出し、ハラスメント防止対策委員会を組織し対策にあっている。

(2) 11-1の自己評価

社会的機関として必要な組織倫理に関する規定は整備されている。また、規定に基づく運営についても適切に行われている。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

大学を含む大淀学園全体としての規程もあり、教職員のみならず、学生・生徒に対して完全に周知されているとはいえない。そこで関係各委員会が中心になり規定の周知徹底を図り、理解と啓発を深めていく。ハラスメントに関しては、教職員向け研修会の開催等を検討する。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学では、「宮崎産業経営大学健康安全管理規程」「宮崎産業経営大学危機管理規程」を定め、火災・地震・台風等の災害への対応及び伝染性疾患への対応など、学生・教職員の生命の安全と健康の管理等について規定している。また、危機管理に対応すべく教職員の緊急連絡網を作成し、即座の対応ができるよう体制を組んでいる。なお、これらの危機管理に関しては、総務課が中心となって対応しており、指揮命令系統が確立されている。

その中で、火災に関しては、「宮崎産業経営大学防火管理規程」に則り、毎年消防訓練を行っている。また、台風の襲来にあたっては、「台風襲来に伴う授業の取扱いについて」という対応基準を定めている。これは学生の事故防止を図るため、気象庁から発表される暴風警報の範囲等によって休講措置を決定し、周知するものである。なお、本学の体育館が災害時の地域の避難場所・施設にも指定されている。

学生に対する危機意識の啓発として、新入生にはオリエンテーション時、在学生には「進路研究演習（Cナビ）」の時間帯に講習会を開催し、社会問題を起こしている新興宗教団体や薬物乱用・悪徳商法への注意喚起、交通事故に対する警戒等を促している。

入構者に対しては、1号館1階受付にて入構者名簿・入構証を用意している。来学者は所属・氏名・本学内での行先・用件・入構時刻を記載して入構証を受け取り、これを着用することが求められる。退出時には、入構証を返却するとともに、退出時刻を名簿に記載している。

なお、平成20(2008)年度に、本学の玄関ロビーにAEDを設置している。

(2) 11-2の自己評価

火災・地震・台風などの災害対策に関する危機管理体制は整備されている。しかし詳細な危機管理マニュアルの作成と周知といった点では必ずしも十分ではない。また、AEDの設置が1ヶ所のみにとどまっている。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

災害への対応に関して、包括的な対策規定や危機管理マニュアルは定めてあるものの、個別の災害に関するものは十分ではない。今後、総合的な危機管理に関するマニュアルの整備を図り、全学的な認識の統一及び啓発を進めていく。

また、AEDに関しては、体育館への設置を現在検討しており、全学的な使用講習会の計画も進めている。

さらに、「宮崎産業経営大学 SNS」を有効に利用することにより、全学的な連絡を徹底する。

1 1 - 3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1 1 - 3 - ① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学では、以下に掲げる通り、大学における教育研究成果を、教員で組織する宮崎産業経営大学法学会、宮崎産業経営大学経営学会、教職課程運営委員会、及び事務部門が担当し、起案・決裁を通じて適切に学内外に発信している。

《宮崎産業経営大学ホームページ》

法学部・経営学部合同のコンピュータ委員会で掲載内容が吟味され、その後、情報センターが中心となってホームページを作成・更新している。記載内容としては、大学の概要、学部・コース、キャリアデザインプログラム、学生生活、入試の案内、就職に関する情報等、本学の全体像を理解するために必要な項目が網羅されている。さらに最新の本学関連のニュースや行事等の情報が随時更新されている。

また、受験生・在学生・卒業生・保護者・一般の方といった訪問者別のアクセスも可能で、広く内外に本学を知る場を提供している。

なお、先に述べたように、学生に対しては、「宮崎産業経営大学 SNS」を整備し、様々な情報の検索ができるようにしている。

《論集・紀要・年報》

昭和 62(1987)年の開学当初から法学会・経営学会を発足させ、各学会が中心となり独自の論集・研究紀要を発行している。これらには、学術論文や判例研究・研究ノート等が掲載され、各教員の学術研究を公表する場となっている。論集・研究紀要は学内の附属図書館において閲覧に供しているほか、他大学等へ寄贈するとともに学生にも配付している。

また、平成 19(2007)年度からは、本学の教職課程の一層の充実と、本学の教職課程に関わる者及び卒業生の研鑽をめざして、「教職課程年報」を教職課程運営委員会が発刊している。本誌は附属図書館、他大学等のほか、教壇に立って活躍している本学卒業生にも配付している。

学術研究を活性化させる意味からも論集・紀要・年報の発行は重要な役割を果たしている。現在、定期的に発行している論集・紀要・年報は次の通りである。

「法学論集」（宮崎産業経営大学法学会発行）

「経営学論集」（宮崎産業経営大学経営学会発行）

「研究紀要」（宮崎産業経営大学法学会・経営学会発行）

「教職課程年報」（宮崎産業経営大学教職課程運営委員会発行）

その他、経営学部においては、「学生論文集」を発行し、教員及び学生に配付している。これらの研究教育成果の公表にあたっては、各々の編集担当者が編集・校正等の過程で

文言等の公正性・適切性についてチェックしている。

《大学案内》

受験生、保護者及び高校向けに、本学の概要や教育研究活動を紹介する冊子として、入試広報委員会及び入試広報課が編集を担当し、毎年5月に発行している。これは、教職員が高校を訪問する際に、本学の教育研究内容を案内するのに使用するほか、進学説明会や大学説明会等で、高校の進路指導教諭や受験生に配付している。冊子には、建学の精神をはじめ、各学部のカリキュラムや選択コースの概要、学生生活やクラブ・サークル活動の紹介、卒業生の就職先や入試の概要等を記載し、広く広報活動に活用している。

《宮崎産業経営大学後援会会報誌「リバティネット」》

本学学生の保護者で構成する後援会において、会報誌「リバティネット」を毎年1回発行している。これは、在学生とその保護者並びに教職員に配付しており、大学の現在の取り組み、卒業生の近況報告、クラブ・サークル活動の状況、在学生の様子、保護者の声等を掲載している。

この他、平成18(2006)年には、進路研究運営委員会が編集した『講義で終わらない大学』を発行し、本学のキャリア教育のユニークな取り組みを広く県内外へ紹介している。

(2) 11-3の自己評価

広報活動については、学会、委員会、各事務部署・情報センターが担当を明確にし、それぞれ組織的な取り組みを行っており、各々が起案・決裁を経て必要な情報を学内外に発信している。ただし、各機関相互の情報の共有といった面から見た場合、改善の余地がある。また、それぞれの部署において説明責任を果たすことはできるが、全学的情報を取りまとめ学外からの要望に応える部署は現在のところ設置していない。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

広報活動については、ホームページなど様々な媒体を通じて積極的に情報発信を行っている。ただしホームページに関しては、より迅速に更新を行えるような仕組み作りをする必要がある。また、現在各部署で行っている広報については、情報を一元化する面からも、将来的には広報を専門に担当する部署において行うことができるよう検討していく。

さらに、今後、過去の論文集やデータを検索・閲覧できるようデータベース化を図り、ホームページ上に掲載できるよう検討を行う。また、後援会会報誌「リバティネット」に入試状況、財務状況等を掲載してもらうよう交渉中である。

【基準11の自己評価】

本学の組織倫理は、就業規則をはじめ諸規程に定められ、適切に運用されている。しかし教職員各個人に対しての周知徹底という面に関しては、まだ十分とはいえない。

また、危機管理については、規程類は整備されているものの、詳細な手順を定めた危機管理マニュアルの整備は遅れている。

広報活動については、高校訪問や企業訪問等を通じて得られた外部の意見によると、本

学の実践は好意的に評価されているケースが多い。また、新聞紙面や TV 等のマスコミにおいても本学の実践は好意を持って迎えられる。しかし、発信する体制においては情報の一元化等、改善の余地がある。

【基準 11 の改善・向上方策（将来計画）】

本学が地域の中でその社会的責務を果たすために、教職員だけでなく学生も自覚をもって行動できるように、オリエンテーションやガイダンスなどを通じ、様々な場面で組織倫理の問題や危機管理の意識向上について啓発を行っていく。

また、その際に必要な行動規範や詳細な危機管理マニュアル等の作成についても、今後、積極的に取り組んでいく。

さらに、地域社会に本学の活動の内容を認識してもらうため、様々な媒体を通じて、積極的な情報発信を行っていく。その際、情報を迅速に伝える体制や情報の一元化を図るための部署の設置について検討を行っていく。

本学の就職・進学支援等の体制について

1. 事実の説明（現状）

（1）就職・進学に対する相談・助言体制の整備と運営

現在、大学生も含めた若年者の就業・雇用問題は大きな社会問題となっている。いわゆるバブル崩壊後の景気の低迷、さらに若干景気が回復する中でのこの度の世界同時不況の煽りを受け、特に若年層の失業率の増大、就業率の大幅な低下が深刻な事態を迎えている。バブル崩壊以後、雇用形態の正規・非正規二極化現象が進んでいる。平成 6(1994)年以降 10 年間に、若年層の非正規雇用者は 3 倍以上に増加し、若者の人生設計の問題であると同時に、将来には日本の産業構造自体の弱体化につながるものとして、フリーター・ニートの問題が大きくクローズアップされるようになった。

一方、社会が豊かになったことにより経済的自立の必要性が薄れたこと、家族形態の変化や労働実感の希薄化などによって、若者たちの職業意識・勤労意欲の減退や勤労に向けての自己陶冶への意思の脆弱化が指摘されて久しい。これに対し企業は、不況による能力開発への投資の減少や人員削減等により、社員に対する人材育成力が以前に比べて減退しているといわれる。就労しても離職・転職をする若者が後を絶たないのは、この辺りにも理由があると思われる。

今求められるのは、大学と企業等が連携を保ちながら、教育から就労の場への円滑な移行を図ることであろう。学生には在学時より適正な職業観や勤労意欲を醸成するとともに、的確な自己認識に基づいたキャリア設計を行わせ、同時に今の社会が求める人材能力を身につけさせることが肝要である。

本学では、学生の進路指導・キャリア形成支援体制の整備・充実を図るため、平成 15(2003)年以降、段階的に次のような施策を講じてきた。

A. 就職委員会から「就職総合対策本部会議」へ

平成 15(2003)年、「卒業していく学生からフリーターを出さず、有為な若者をしっかりと社会に送る役割を大学が果たすべきだ」との理念のもとで就職支援に関する改革がはじまり、全学を挙げて支援体制を整える方策が打ち出された。それまで就職に関するガイダンスやその手法について専門的に議論を重ねていた就職委員会を見直し、1 年次よりあらゆる角度から学生をサポートすべきであるとして「就職総合対策本部会議」を設置し、教職員一丸となって改革に取り組みはじめた。

B. 就職課から「就職総合支援センター」へ

就職総合対策本部会議の設置に伴い、従来の就職課を「就職総合支援センター」に衣替えし、学生の自己実現をサポートするための全学的な拠点とした。また、就職総合支援センター長は大学協議会の審議メンバーとして参加することになり、現場からの意見がダイレクトに汲み上げられ、スピーディーかつタイムリーに学生へのフォローができるようになった。

C. 就職マニフェスト第 1 弾発表

平成 16(2004)年の 1 月に活動の指針が打ち出され、記者会見も行われた(就職マニフェスト第 1 弾)。進路未定者 0%、就職率 100%を目指し、これらの目標を達成するために「魅力倍増宣言」がなされた。その内容を以下に述べる。

a. 求人開拓倍増宣言

企業訪問件数及び学生に提供する求人情報を倍増することを目標とする。求人を獲得する地区を「最重点地区」や「重点地区」等に分け、その地区ごとに企業訪問を行う専従の職員を配置する地区担当制を敷いた。また、授業の合間を縫って教員も企業を訪問することとした。

平成 21(2009)年度は、九州地区のみならず京浜・名古屋・大阪地区を含めて 847 件の企業訪問を行い、2,212 件の求人情報を学生に提供した。

b. 個別指導倍増宣言

「進路研究演習 (C ナビ)」及び「専門演習」を通じ学生に対する個別指導の密度を倍増し、魅力ある学生を育成していくことを目的として出された。「進路研究演習 (C ナビ)」と「専門演習」の担当教員が進路並びに学生生活全般について個別指導を行う。さらに、就職総合支援センターには、各学部専任の事務職員が配置され、就職アドバイザーとして専門的な個別指導を行う。また、「進路研究演習 (C ナビ)」「専門演習」の担当教員らと就職アドバイザーの三者は連携し、情報の共有化を図っている。

c. 学力アップ倍増宣言

「総合講座 (V コース)」「特別講座 A・B (Wスクール)」等を通じて学力を倍増し、社会で活躍できる学生の育成を目的として出された。個々の方策を個別に実施するのではなく、有機的に働かせることによって学生の個性に応じた指導を行い、学生一人ひとりの目指すべき方向を指し示すことがねらいである。

D. 就職マニフェスト第 2 弾発表

平成 17(2005)年 3 月に発表した取組みは、支援の対象を卒業生及び保護者にも広げようという方針である。地元新聞はもとより NHK でも取り上げられ、全国的に広く報道された。その内容を以下に述べる。

a. 卒業生への対策

卒業生を対象とした全国の大学で初の支援事業「卒業生キャリアサポートセンター」を新設した。就職戦線の早期化・厳選採用を克服して就職が実現しても、職業選択のミスマッチや人間関係等の理由から安易に離転職し、中にはフリーター・ニートに転じる若者が全国的に増加する傾向にある。このことを反映していわゆる「7・5・3 問題」が大きな社会問題になっており、今では転職市場が労働市場全体に占める割合は高まっているようである。この状況を踏まえ、「卒業したら終わり」ではなく、悩み事や離転職の問題を抱える卒業生が、気軽に母校に来て相談できる「卒業生キャリアサポートセンター」を新設し、早期に問題解決を図る支援事業に取り組むことにした。

b. 在学生対策の拡充

これまで学生のための就職相談を昼間に行い、保護者に対しては文書で就職支援の状況を逐一知らせてきた。少子化が進む中で学生や保護者の地元就職指向が一層強まり、大都市圏に比べ就職の機会の少ない宮崎県の学生には、よりしっかりと職業観と積極的な

就職活動が求められている。このような状況を踏まえて、昼間来学できない保護者に対しては「夜間の就職相談室」を新設し、専任の就職アドバイザーが相談に応じることにした。就職アドバイザーは、保護者と連携して学生の就職支援に取り組むことができるようになる。

以上のような施策を次々と打ち出し、「学生のために」を合言葉に、全学を挙げて学生の自己実現を支援している。

なお、現在では就職総合支援センターと「進路研究演習（Cナビ）」が協働し、毎年春に3年生を対象として本学独自の学内合同企業説明会を企画開催している。平成21(2009)年度は、九州圏を中心として24の企業・団体が参加し、3年生220人中140人がエントリーした。

表1 就職総合支援センターの活動

活動事項	活動内容
学生就職相談	各学部専任の事務職員が配置され、「進路研究演習（Cナビ）」「専門演習」担当教員と連携し個別相談に当たる。
夜間の就職相談室	保護者を対象とした就職相談を行う。
キャリアサポートセンター	卒業生を対象とし、離転職や職場における悩み事の相談に応じる。卒業生の動向把握に努めている教職員のネットワークを活用する。
「進路研究演習（Cナビ）」との連携	適性検査・就職ガイダンス・合同企業説明会等の企画は、「進路研究演習（Cナビ）」と連携して行う。

（2）キャリア教育のための支援体制の整備

キャリア教育のための支援体制については、次の4つの特色がある。

第1の特色は、就職試験に対する単なる技術的な試験対策にとどまらず、就職を人間的な成長の証として捉え、社会において発揮されるべき総合的な「人間力」を育てることを目指していることである。学生は、「進路研究演習（Cナビ）」において1年次から体験学習を通じて社会の諸相にふれ、自らにふさわしい進路について4年間を通じて探る。様々な形式のプログラムを通じて、問題発見・解決能力や情報処理能力、自己表現能力の向上に努める。

第2の特色は、学部専門教育と連携していることである。本学は社会科学系の大学であり、激変している現代社会との接点を探る取組みは、法学部、経営学部ともに従来から行われてきた。例えば、産業情報研究所における教員と企業人との協働の取組みは、先端的企業研究の成果とともに経営学部学生の将来設計に役立つ教育のための素材を提供している。しかしながら、これらの受身の講義とは別に、教室における講義内容を、自己の将来を見つめつつ行う体験学習によって確認し、深く理解し直すこと（「進路研究演習（Cナビ）」「インターンシップ」）は、通常考えられている学部教育の内容を決して逸脱するものではなく、むしろそれを補完し、さらに豊かにしていくものと考えられる。また、平成18(2006)

年度からは、両学部において履修モデルとしてコース制を設定し、将来を見据えた教育課程を設けている。

第3の特色は、個々の学生の状況に配慮していることである。「進路研究演習(Cナビ)」における運動部クラスの設置、個別指導の強化、「特別講座A・B(Wスクール)」での受講者の選考などがそれである。さらに平成18(2006)年度より、すでに入学時点である程度将来の目標が定まっている学生は、「Sun18° 塾(学内塾)」に希望に応じて入塾し、4年間にわたり専門の教員による指導を受けることができる。

第4の特色は、就職活動のための準備作業をできるだけ正課に組み込み、教員による指導を徹底するとともに、学生の動機づけを強化しつつ、同時に学生の負担を軽減するというものである。「Sun18° 塾(学内塾)」以外は正課に取り込み、単位を付与する取組みである。

なお、これらとは別に、自発的なサークルの中で教員の指導を受けつつ、将来の模索と実力の練成を目指している学生たちもいる。「しばざくら会」は教員志望者の集まりである。「証券投資研究会」は株式投資、「少年問題研究会(BBS)」は少年非行を中心とする青少年問題を扱いつつ、地域の子どもたちとの交流会や保護観察所・児童相談所見学等を通し、社会についての学びを深めている。

キャリア教育のための支援体制について表2にまとめた。それぞれの支援体制について以下に述べていく。

表2 本学のキャリア教育のための支援体制

取組名	対象学年	必修・選択・課外	内容
進路研究演習(Cナビ)	1年～4年	必修	ゼミナール形式で行う。社会観・職業観の醸成とキャリアデザイン、社会の要求する基本的諸能力の涵養及び学部教育への導入。
総合講座(Vコース)	1年～4年	選択 必修	基礎学力の向上を目的とする。「日本語理解」「論理的思考」「数量的処理」の3分野。Wスクールへの橋渡しの機能も果たす。
特別講座A・B (Wスクール)	1年～4年	選択	公務員・教員採用試験に対応した授業内容。
進路支援科目	2年～4年	選択	資格試験受験講座。法律職系：「法律専門職対策I・II」「税理士セミナー」等。ビジネス系：「販売士セミナー」「ビジネスコンピューティングセミナー」「MCASセミナー」「総合旅行業務管理者セミナー」「TOEICセミナー」等。
インターンシップ	2年・3年	選択	企業・官公庁・弁護士事務所等での

			約1週間の実地研修及び事前・事後研修。成果発表を「Cナビ」で行う。
Sun18° 塾（学内塾）	1年～4年	課外	希望進路に応じて塾を選択。「専門演習」またはサークルで指導。Wスクールとも連携。国家大計塾、税務会計塾、青年実業家養成塾、ITリーダー塾、リーガルマイスター養成塾、宅建チャレンジ塾、教員養成塾。詳細は後述のF.「Sun18° 塾（学内塾）」の設置を参照。

A. 「進路研究演習（Cナビ）」

本学のキャリア形成支援の中核をなす「進路研究演習（Cナビ）」の役割について述べる。

〈目的〉

「進路研究演習（Cナビ）」には大きく2つの目的がある。1つは、学生に社会的存在としての自己を認識させることである。つまり、「働く」ことの厳しさや楽しさを体験的な学習を通じて味わいつつ、労働についての考察を深めること。社会が自分達に何を求めているかについて理解すること。また、自己を見つめ直す作業を通じて、自分はそのような社会に対し何を還元できるのかについてあらためて問い直すことが課題となる。このような学生の社会観、職業観の醸成は、本学の他の就職支援体制への参加の動機づけを促すだけでなく、同時に将来の目標を明確化することを通じて、学生が主体的に学生生活のプランを設計し、生活それ自体を活性化するという意味も担う。

目的の2つ目は、社会人として自立するための基本的な能力を育てることである。社会の中で自己を実現していくための自己表現能力やコミュニケーション能力、問題発見・解決能力、情報検索・処理能力などの育成を目指す。

なお、少人数の演習方式で取組みを行う中で、自己実現という共通の目標によって結ばれることによる学生同士の相互啓発と友情の深まりを期待することもできる。

〈演習形態〉

「進路研究演習（Cナビ）」は、1年生から4年生まで履修を全学生に義務づける演習科目である。クラス規模は15人程度、1年生は毎週1回90分、2～4年生は隔週で1回90分の演習を行い、必要に応じて適宜個別指導を行う。

また、原則として1人の教員が4年間続けて同一クラスを担当する。これは、学生の成長過程を把握するとともに、学生との人間的な絆を強めることを期待するものである。

〈カリキュラム〉

上記に述べた目的を見据えつつ、各年次において学生の成長段階に応じたプログラムを提供している。事例を次に掲げる（平成22(2010)年度の年間スケジュールについては、「資料編」の「履修ガイド」を参照）。

- ・社会・職業意識の醸成：1・2年次の企業・産業研究（フィールドワークを含む）、卒業生並びに企業採用担当者によるパネルディスカッション、インターンシップ体験発表会等

- ・キャリア設計：自己分析、適性検査、キャリアプランニング、業種・職種研究、先輩の就職活動体験発表会等
- ・基礎的能力の養成：グループワーク、グループディスカッション、インターネット実技講習会、マナー教育等

演習内容については、例えばフィールドワークに際して地場産業の研究など身近なテーマ設定を行っている。また、卒業生や先輩を招いたプログラムを導入するなど、学生が身近な自己の問題として取り組めるよう配慮している。さらに宿泊研修や職業研修などのグループ活動により、社会性・協調性・リーダーシップのあり方について考える機会を設けている。なお、4年生については、職業生活において遭遇するであろう諸問題への対策についてテキストを用いて演習を行っている。

また、平成 21(2009)年度からは、就職試験の動向に対応しつつ、3年次の希望者に対して時間外に「集団討論対策講座」を開講している。

〈実施体制〉

「進路研究演習 (C ナビ)」は、「専門演習」への導入的な意味合いをもつことから、総合教育科目主任が統括的な責任者となり、各学部の同科目担当教員の中から選出されたメンバーによる進路研究演習運営委員会を設置している。同委員会が指導案を作成し、学年ごとにすべてのクラスで同一内容の演習を行っている。運営委員会及び担当教員の全体会において、教育内容について常に見直しが行われる。全体会には必要に応じて学外の専門家を招き、指導方法に関するアドバイスを受け、研修できるようにしている。

なお、「進路研究演習 (C ナビ)」は専門教育への導入教育としての役割を担っているが、平成 16(2004)年度から専門科目担当の教員が副担任として各クラスに配置され、専門教育との有機的連携を図るようにしている。

〈学生による授業評価と今後の課題〉

平成 21(2009)年度末に行った学生による授業評価アンケートの結果を見ると、いずれの年次においても多くの学生が真面目な態度で授業に臨んだことがうかがえた。教員の授業方法については、全体の 8 割の学生が、「理解しやすく、また資料の内容も適切であった」と回答した。また各年次とも 8 割を越える学生が、「社会や職業に対する知識や考え方が深まった」と回答した。キャリア設計については、「生き方を考える上で役に立った」という回答が全体の 8 割近くいたが、1～3 年次では、「卒業後の進路や目標が決まっている」という回答は 6 割を切っていた。しかし、この回答は年次が上がるにつれて割合は増えていたことから、進路決定にはある程度時間を要することがうかがえる。基礎的能力の育成に関しては、6～7 割の学生が「プレゼンテーションやコミュニケーションスキルの能力が向上した」と回答した。総合的には、7～8 割の学生がこの授業に対して満足感を得ている。

今後の課題は、基礎的能力の養成において個別指導を充実させていくこと、年次のできるだけ早い段階でキャリア設計や将来のヴィジョンを描けるようプログラムについて検討をすること、学生の個性に応じて支援する体制について検討すること、などが挙げられる。

B. 「総合講座 (V コース)」

「総合講座 (V コース)」は、「日本語理解」「論理的思考」「数量的処理」の 3 分野にわたり、基礎的な学力の習得を目的としており、専門教育の基礎となるばかりでなく、就職

試験対策も兼ねるものである。高校時代の学習内容を整理し、大学教育にふさわしい内容を加味して提供している（基準 3-2-⑥を参照）。

C. 「特別講座 A・B（Wスクール）」

〈目的〉

本学では以前から、公務員・教員志望の学生に対して、正課カリキュラムの中に進路支援のための科目を組み入れてきたが、受講希望者の数が多いこと、担当教員の専門性との齟齬、進路支援科目間の系統性などの点でも一般の科目として開講することに限界があった。これとは別に課外で公務員・教職の受験対策講座も開講してきたが、時間的・経済的に学生の負担が少なくなかった。そこで、平成 14(2002)年度より、公務員・教職志望の学生に対する受験準備講座を正課の中に取り込んで単位認定を行い、公務員受験対策専門の講師を招聘することを、Wスクール運営委員会で決定した。

〈実施体制〉

現在、1 年次から受講できる基礎講座を、正課外で毎年 5 月～8 月に開講している。この受講生のうち、公務員受験希望者は 9 月～3 月に開講される公務員本科講座の、教職受験希望者は 10 月～3 月に開講される教職講座の受講を申し込みすることができ、申し込み者の中から受講生を選考している。この公務員本科講座が正課として単位を認定している「特別講座 A」であり、教職講座が「特別講座 B」である。

さらに、より難易度の高い公務員試験対策として、平成 20(2008)年度から上級講座を新設した。本科講座を終了した受講生向けに、課外講座として本科講座と同じ時期に行うことにしている。また、本科講座修了後、翌年度の基礎講座開始時期まで、公務員講座の最終的な仕上げとなる直前対策講座を課外講座として設けている。このように、公務員受験希望者には 1 年間を通じて公務員受験対策講座を提供することが可能となった。

本学の W スクール担当教員と大学が委嘱した W スクール担当講師とで構成される W スクール運営委員会では、最近の試験状況、学生の達成度を分析しながら講義科目の内容、時間数、講義時期を決定している。また、個別の学生の受講状況、成績結果などについて話し合い、適宜学生全体への意識づけを行い、講座の節目には受講生のモチベーションを維持させるための指導を行っている。

〈成果〉

開講以来、受講生数はほぼ一貫して、公務員本科講座では 30 人余、教職講座では 15 人前後であり、いずれも受講生の意識は高く、非常に高い出席率を維持してきた。ただ、平成 21(2009)年度は、受講希望生の増加に伴い公務員本科講座の定員枠を 70 人と大幅に広げた結果、後半での出席率低下が生じている。なお、平成 19(2007)年度より 1 年次から受講できるように受講年次を拡大した基礎講座は、100 人を超えるエントリーが続いている。

指導の中心は本学が委嘱した W スクール担当講師であるが、講師からの要請を受け、必要に応じ本学教員も公務員試験の概要、過去の受験状況、受験のための心構えなどについての指導を行っている。また、公務員試験受験科目に専門教科がある受験生に対しては「Sun18° 塾（学内塾）」のひとつである「国家大計塾」担当の法律学・経済学担当教員が講義を行い、W スクールと「国家大計塾」の有機的連携を保ちながら指導を行っている。さらに、警察官あるいは上級職を目指す学生のために 4 月～5 月に直前対策講座を開講し

ており、受講生は高い合格率を誇っている。

W スクール開設以来、学生の意欲、モチベーションが高まって、公務員・JA 職員・旧郵政職員等の合格者が増加してきており、W スクールの成果が目に見える形で表れている。平成 21(2009)年度における筆記試験合格者は、公務員 46 人、JA・旧郵政 25 人、各種団体 2 人で、最終合格者は公務員 12 人、JA・旧郵政職員 18 人、各種団体 1 人であった。

〈課題及び改善策〉

学生の公務員受験意欲の高まりと、不況からくる就職活動への危機感からか、公務員本科講座の受講希望者が増加したため、平成 21(2009)年度は定員枠を大幅に広げた。民間企業受験者も、受験対策として基礎講座から本科講座を引き続いて受講することが多く、公務員試験受験対策であると同時に、民間企業における筆記試験や SPI 等受験対策として取り組むケースもあるようである。従って、必然的に就職活動時期には講座出席率としては低くなる傾向がある。

受講生の増加に対しては、すでに基礎講座で実施している講師 2 人体制による授業を本科講座においても一層増やすことにしている。また、本科講座受講前の本学教員による個別面談において、受講意欲の確認、就職試験・公務員試験へのさらなる意識づけを行い、受講生のモチベーションを落とさないような工夫を考えている。

なお、公務員受験 1 次試験（筆記試験）合格者が増加したため、2 次試験（面接・小論文）対策が課題となっている。上級講座において面接対策を実施することになっているが、講座時間数の関係で十分ではない。これに関しては、「進路研究演習（C ナビ）」やジョブカフェ等による「集団討論対策講座」や面接対策を活用するよう指導している。また、平成 22(2010)年度の直前対策講座では、従来からの講座カリキュラムを大幅に見直し、面接指導・論文対策を中心とすることを決定した。

D. 正課における資格取得の支援体制

「進路支援科目」は、資格取得や検定試験合格を支援するため、平成 13(2001)年度より正課の授業科目として開講した。「進路支援科目」は表 3 に示した通りであるが、「インターンシップ」については、次の E. において述べる。

このうち「特別講座 A」「特別講座 B」は W スクールの本科講座であり、正課の科目として単位認定を行っている。「法律専門職対策 I・II」は、司法書士、行政書士等の資格取得希望者を対象としている。

表 3 進路支援科目

科目名	学部	単位数
特別講座 A 〈公務員〉	法・経営	4
特別講座 B 〈教職〉	法・経営	2
法学検定対策 I・II	法	各 2
法律専門職対策 I・II	法	各 2
ビジネスコンピューティングセミナー	経営	2
MCAS セミナー	経営	2

販売士（小売商）セミナー	経営	2
税理士セミナー	経営	2
総合旅行業務管理者セミナー	経営	2
TOEIC セミナー	法・経営	2

E. 「インターンシップ」の支援体制

平成 14(2002)年度より、2 年次以上の開講科目として「インターンシップ」を単位認定（2 単位）している。参加学生に対しては、学内での事前指導講義（マナー教育等）を実施した後、夏期休業期間中に就業体験を 1～2 週間行っている。なお、インターンシップを終えた学生は、「進路研究演習（C ナビ）1」の授業時間帯に、体験発表会を行うことが義務づけられている（基準 10-2-①を参照）。

F. 「Sun18° 塾（学内塾）」の設置

1 年次の段階から資格試験等の準備をはじめたい、あるいは進路について専門教育科目担当者の指導を受けたいという学生が増えてきた。そこで、平成 16(2004)年度から「進路研究演習（C ナビ）」において専門教育科目教員による副担任制度を取り入れ、さらに平成 18(2006)年度からは「Sun18° 塾（学内塾）」を導入した。これは学生を関心のある社会領域別に集め、その領域での就職を支援しようという試みである。各塾は異なる専門分野の複数の教員が担当し、学部横断的教員チームを作っている。

学生には、新入生へのオリエンテーション時に説明会を行い、入塾を認めている。塾ごとに課外のクラブ活動（「しばざくら会」「証券投資研究会」等）にも参加している。

平成 22(2010)年 5 月現在で設置されている塾と塾生数は、表 4 の通りである。

表 4 「Sun18° 塾（学内塾）」

塾 名	学 部	概 要	塾生数
国家大計塾	法・経営	公務員等志望者	23
税務会計塾	法・経営	税理士志望者	9
教員養成塾	法・経営	教員志望者	27
リーガルマイスター養成塾	法	ロースクール進学志望者及び行政書士・司法書士資格取得希望者	14
宅建チャレンジ塾	法	宅建資格取得希望者	25
青年実業家養成塾	経営	企業経営志望者	36
IT リーダー塾	経営	基本情報処理技術者等志望者	34

これらの塾は、これまでのフリーター・ニートを出さないといういわば量的目標から、各自の潜在的能力を大きく引き出し、各自にふさわしい就労への可能性を開くという質的目標への取組みである。

なお、「Sun18° 塾（学内塾）」の名称の由来であるが、地球上の摂氏 18℃の等温帯は、人間が最も快適に学び、遊び、そして創造できる場であるとされている。アメリカのシリ

コンバレー、南フランスのソフィアアンティポリス等がその例であるが、宮崎の年間平均気温も 18℃であり、本学が若者にとって「人生のベースキャンプ」として最適な土地となることを願っての命名である。

以下、具体的に各塾の取組み内容を記す。

a. 国家大計塾

〈目的〉

国家公務員Ⅰ・Ⅱ種、国税専門官、労働基準監督官、裁判所事務官Ⅱ種、中・上級地方公務員（教職を除く）、警察官、消防官等の合格を目指すとともに幅広い教養を身につける。

〈教育システム〉

Wスクール等と連携して一般教養を身につけるとともに、「専門演習」とも連携して専門教育科目の知識を確実なものとする。特に教養部門では、Wスクールにおいて基礎的知識領域を中心として講義しているため、本塾は知能領域と専門教育科目（経済・法律）を学習する。

〈年次スケジュール〉

- 1 年次：前期は、国語・英語を重点的に学習する。国語学習では、DVD 映像を利用した「論理エンジン」テキストを使用し、論理力・文章理解力を訓練する。英語学習では 500～800 単語で綴られた文章問題集を解くことによって英文に慣れるようにする。W スクール基礎講座の受講を義務づけることによって教養科目の基礎を身につける。後期は、判断推理、数的処理の初級レベルを学習。高校で未履修であった科目の学習をはじめ。専門教育科目「経済原論」の学習を開始する。
- 2 年次：中級レベルの公務員教養試験問題、高校で学習する全科目のセンター試験基礎問題集及び法学系専門科目の問題集を解いていく。「特別講座 A (W スクール)」(公務員本科講座) の受講を義務づけ、警察官採用試験レベルの選択肢問題を解けるようにする。
- 3 年次：教養の不得意科目を克服する。国語・英語の長文、判断推理、数的処理の難問に挑戦し、国家公務員受験に備え専門分野の総復習を行う。面接、論文に備える。
- 4 年次：5 月より実際の受験期間に突入する。随時受験アドバイスをを行う。

〈指導方法〉

毎週、1 年生は 2 コマ、2 年生は 1 コマ、専門教育科目では経済系、法学系各 1 コマを指導する。また、塾生の学習進捗状況により個別指導を行い、場合によっては課題を出す。

テキスト…各種公務員問題集、高校教科書、センター試験問題集等

指導場所…4 号館 2 階「国家大計塾」塾室

W スクール講師と連絡を密にし、塾生の学習成果を常に確認する。

〈教員体制〉

塾長 大村昌弘学長・・・・・・・・・・英語、政治・経済・社会事情
水上雅雄教授（経営学部）・・・・・・・・経済原論、判断推理、数的処理
久保田博道教授（経営学部）・・・・・・・・金融論、財政学、英語
小澤久仁男講師（法学部）・・・・・・・・憲法、民法、行政法

〈成果〉

平成 21(2009)年度国家大計塾生のうち、公務員等の 1 次合格者は 6 人、内定者は 4 人である。

〈課題及び改善策〉

本塾生は知識（教養）レベルでは合格ラインに達しているものの、集団討論、小論文・作文において不合格となる者がいる。今後、3・4 年次に対しては W スクール担当講師、就職総合支援センターと連携しながら集団討論、小論文・作文対策を行っていく。具体的には月に 1 回程度 5～6 人でチームを組み、テーマを決めて討論を行い、終了後に問題点を指摘し合う。また、小論文・作文について、与えられた文字数の範囲内で論理的文章が書けるように、月 1 回程度指導を行う。

b. 税務会計塾

〈目的〉

税務会計塾は、税理士試験科目合格を目指し、その下地となる日本商工会議所及び各地商工会議所主催簿記検定試験（以下、日商簿記）1 級及び関連する会計試験（全国経理教育協会簿記（以下、全経簿記）上級、ビジネス会計検定、国際会計検定）への合格を目指すための塾である。対象とする学生は次の通りである。

- ・税理士試験科目（簿記論・財務諸表論）の基礎・応用を学習する者
- ・日商簿記 1 級合格を目指す者
- ・高校商業科教諭を目指す者
- ・経営コンサルタントを目指す者
- ・経理・財務部門への就職を考えている者

〈教育システム〉

税務会計塾は、基本的に放課後に講義を行っている。

- ・日商簿記 1 級対象クラス

日商簿記 2 級を取得している学生が所属する。毎週月曜日と水曜日の放課後に講義を行い、各翌日の火曜日と木曜日に練習問題を行う補講を実施している。また、夏季休業及び春季休業の際にも随時補講を行っている。

- ・日商簿記 2 級対象クラス

日商簿記 3 級レベルの簿記知識を持っている学生が所属する。毎週木曜日の放課後に講義を行い、翌日の金曜日に練習問題を行う補講を実施している。また、1 級対象クラス同様に休業中にも随時補講を行っている。

〈年間スケジュール〉

- ・日商簿記 1 級対象クラス

1 年次 4 月から 11 月までテキストを使った基礎学習を行う。11 月以降は、2 年次 6 月に行われる簿記検定に向けて練習問題及び過去問題を解く。2 年次 11 月の合格を目指す。

- ・日商簿記 2 級対象クラス

1 年次 4 月から 11 月までテキストを使った基礎学習を行う。その後、翌年 2 月の簿記検定での合格を目指し、練習問題及び過去問題を学習する。2 級合格後は、1 級対象クラスに移行する。

〈教員体制〉

簿記・会計科目を担当している3人の教員が分担して講義を行っている。

塾長 嶺輝子教授（経営学部）

森田英二准教授（経営学部）、出山実講師（経営学部）

〈成果〉

平成21(2009)年度の成果として、全経簿記上級の合格者を出した。また、日商簿記2級は毎回5人程度の合格者があった。就職に際しては、税務会計塾での学習が活かされ、企業の経理部門への就職に有利に働いている。今後は、税理士試験科目、日商簿記1級等の上級資格の合格者を出すことを念頭に置くと同時に、就職に有利な学習・資格取得にも力を入れていく。

c. 教員養成塾

〈目的〉

教員養成塾では、優れた学校教員としての資質を養うこと、通信教育の課程で在学中に幼稚園・小学校・特別支援学校教諭一種免許状を取得することを目的としている。

本学にはかねてから小学校教諭免許状を要望する学生がみられたが、近年の小学校・中学校あるいは小・中・高と縦断的な指導が可能な教員に対する需要の増加という情勢に応じ、平成19(2007)年度より神戸親和女子大学通信教育部児童教育学科と提携して、希望する本学学生が科目等履修生として上記通信教育部の単位を取得することで、卒業までに幼稚園・小学校教諭一種免許状の取得が可能となった。さらに平成21(2009)年度には星槎大学通信制課程共生科学部と提携し、同じく科目等履修生として同学部の単位を取得することで、希望する学生は特別支援学校教諭一種免許状も取得できることになった。

〈教育システム〉

・通信教育の教育課程

神戸親和女子大学・星槎大学との大学間提携により、科目等履修生としての履修登録等はすべて本学を通して行うこととなっている。通信教育課程はレポート作成・提出、スクーリング参加、科目修了試験により単位を取得していくが、これらの勉強を一人で継続することはなかなか困難である。そこで免許状取得を確かなものとするため、通信制課程を受講する本学学生全員が教員養成塾に入塾し、マンツーマン指導も含めたきめ細かい支援・指導を受けている。

・本学の教職課程

本学では、法学部で中学校社会科・高校地理歴史科・公民科、経営学部では高校商業科・情報科の各一種免許状を取得できる。優れた学校教員になるためには、教職と各教科の専門的知識や技能を高めなければならないが、教員養成塾では、自然科学の領域をはじめ、人文科学・社会科学の幅広い学力が必要とされる地理的学習分野の資質向上をサポートしている。

〈年次スケジュール〉

小学校・幼稚園・特別支援学校教諭免許状取得の通信教育課程は、本学での教職課程が本格化する2年次から開始する。2～3年次で教育実習に必要な単位を取得し、4年次で教育実習及び取得し残した単位があればそれらを取得していく。

学校教員としての資質を養う分野については、1年次から入塾を認めている。中学社会・高校地歴・特別支援に関わる分野のうち、特に地理的学習分野について、基礎学力の向上と教育現場における指導技術などの資質向上を図る。

なお、塾生には1年次から教職サークル「しばざくら会」や「特別講座 A・B (W スクール)」に参加することを奨励している。

〈教員体制〉

塾長 深水洋客員教授

柴田博子教授（法学部）、下村英視准教授（法学部）、小野純一郎講師（法学部）

さらにスタッフとして、教職課程運営委員会の教員がサポートしている。

〈成果と課題〉

神戸親和女子大学との提携をはじめて2年後、平成21(2009)年3月に経営学部学生2人が、高校商業・情報教諭一種免許状に加えて、神戸親和女子大学通信教育部の課程により小学校教諭一種免許状を取得して卒業した。同年4月からは採用試験合格を目指しつつ、宮崎県内の公立小学校で常勤講師として教壇に立ち、活躍している。平成22(2010)年度は、2人の4年生が中学校（社会科）・高校（地歴・公民）に加えて、卒業までに小学校教諭一種免許状を取得する見込みであり、また3人の4年生が中学校（社会科）・高校（地歴・公民）あるいは高校（商業・情報）教諭に加えて、特別支援学校教諭免許状を取得する見込みである。

在学中に幼稚園・小学校・特別支援学校教諭免許状を取得する課程と塾でのサポートは、これらを希望する学生には概ね好評である。ただ、本学在学中にこれらの免許状を取得する学生にとって、取得しなければならない単位数が多いこと、また幼稚園・小学校課程のスクーリングや科目修了試験のため神戸あるいは福岡など県外へ出かけなければならない経済的・体力的負担が大きいことなどの課題がある。星槎大学との協定の際には後者の問題に配慮し、テレビ会議システムと講師の来学の併用によって本学においてスクーリング及び科目修了試験を実施することにして、受講生の負担を著しく軽減している。

d. リーガルマイスター養成塾

〈目的〉

法律を使う専門職としての基本的知識を身につけ、司法書士試験もしくは法科大学院入学試験の合格を目指し、将来の優れた法曹となるための応用能力を醸成することを最終目的とする。

〈教育システム〉

法律学を学ぶために必要な基本的知識は通常の各講義・演習で習得可能である。しかし、実務家を目指すのであれば、応用能力（論理力・思考力・判断力など）を身につけなければならない。また、法律実務家はどのような仕事をするのかを知ること、倫理観を持つことなどが必要である。さらに、通常の講義科目では演繹的な知識は身につけることが可能であるが、法律自体が事件の処理の道具であることから、事例との関連で帰納的な論理も鍛えなければならない。そこで、「進路支援科目」の「法律専門職対策Ⅰ・Ⅱ」を通じて、要件事実論や登記のあり方を理解し、事例と法理論とを関連づけることを学ぶ。そして、2年次の学習中間段階に、法学検定試験3級の受験によって自分の到達点を見極めること

ができるようにする。

課外の塾の活動としては、塾生の進路の方向性に応じて、それぞれ基礎講座と実践講座を設け、段階的に試験に必要な実力を身につけるよう配慮する。何をどうすべきかについてプラン作り（Plan）をして、それを各学生が実行（Do）し、足りない部分をチェックして、どうすれば補うことができるかを指導（Check）し、さらに各自の努力で身につけてもらう（Action）という、PDCAによる継続的な取組みを通じて成果を導き出せるように指導している。法務実務家としての実践的な能力を鍛えるプログラムを用意しつつ、学部教育と深く連動していることが、専門学校などとの大きな違いである。

〈スケジュール〉

法学部での4年間の生活をトータルに見て、4年間の法学部の教育プログラムとタイアップしつつ、塾のスケジュールを組み立てている。

1年次前半は講義科目と並行して、基礎講座で憲法・民法・刑法の基本科目を教材に法の見方・考え方をしっかりと押さえるメニューを置く。1年次後半からは、司法書士の合格、法科大学院への進学を目指して各試験に対応した基礎力の充実を図る。さらに、2年次以降は、それぞれの進路に応じて、過去に出題された問題を中心とした問題演習を行う。

基礎講座・実践講座の各講座は、週1回のペースを基本として行い、試験直前期は特別講座を行う。長期休暇時には、集中講座を開講する。

〈指導方法〉

1年次の基礎講座では、憲法・民法・刑法の択一式問題（法学検定試験や行政書士試験の問題）を教材としている。2年次の基礎講座は各種試験の択一問題を教材としている。そして、司法書士試験に向けては、上記3法と民事手続法は司法書士試験の過去の試験問題を教材とした問題演習方式で指導を行っている。商法・登記法（3年次）については、レクチャー方式を中心に指導を行っている。また、法科大学院の進学に向けては、各大学の法科大学院の試験問題を教材に、答案作成・添削・検討する方法で指導している。

〈教員体制〉

塾長 村田治彦准教授（法学部）

井上弘樹教授（法学部）、雨宮敬博講師（法学部）

塾の各法学科目指指導は、憲法・民事法は村田治彦准教授、刑事法は雨宮敬博講師、商法・登記法は井上弘樹教授が主に担当し、必要に応じて各法律専門教員に応援を要請している。

〈成果〉

平成19(2007)年度に司法書士を目指す1人と法科大学院を目指す2人の合計3人が法学検定試験3級を受験し、うち2人が合格した。

平成20(2008)年度は司法書士を目指す3人が法学検定試験3級を受験し、うち1人（現時点では進路変更）が合格した。また、法科大学院を目指す2人が法学検定試験3級を受験するもいずれも不合格であった。

平成21(2009)年度、司法書士試験は3人が受験した。3年生1人と卒業生1人がともに司法書士試験最終合格にもう少しで到達するところまできている。法科大学院入学試験は、4年生1人が受験し、専修大学法科大学院に合格した。

e. 宅建チャレンジ塾

〈目的〉

本塾は、宅地建物取引主任者資格の合格を目指す学生の受験支援をするための塾で、法学部の教員3人が中心となって指導している。

本塾の設立趣旨は、次の3点である。第1は、地方都市の学生に共通してある、いわゆる「のんびりモード」を払拭するため、早い学年次から学習目標を設定し、学習力を向上させること。第2は、数値で表示できる成績等の上昇により学習成果を確認し、さらに意欲的に学習を継続させることができること。第3は、法学部における専門教育に併行して実務的・実践的な業務である宅建資格を学ぶことにより、実務も理解できるバランス感覚をもつ学生教育を目指すことである。

〈指導方法〉

本塾の指導方法は3部構成となっている。宅建資格試験が毎年10月初旬に実施されるため、第1期(4月から前期講義終了時まで)は、民法総則、物権法、債権法、親族法、相続法における出題分野の法理の解説を講義形式で行う。区分所有権法、借地借家法、不動産登記法などの関連法の解説は、民法の関連分野として行っている。開講日時は毎週月曜日5時限目としている。第2期(夏季休業中及び9月、10月初旬まで)の指導は、過去問題の解説、「宅地建物取引業法」「建築基準法」などの解説を集中的に行う。試験前に、模擬試験を3回実施し、合格のための指導を行う。開講日時は他の塾や集中講義の開講日時を避けて、3週間におわり午前、午後の単位で開講している。第3期(11月から3月まで)は、第1期の内容を繰り返し講義している。また、講義形式による集団指導に加えて、自宅における学習を支援するため、過去問題集、解説書を指定し、自習の支援も行っている。

〈教員体制〉

塾長 矢鋪渉教授(法学部)、その他法学部の教員

〈成果と課題〉

平成21(2009)年度の宅建資格取得者は4人(内訳:法学部2年生2人、3年生1人、4年生1人)であった。本塾開設の平成18(2006)年度は2人、平成19(2007)年度は4人、平成20(2008)年度は1人の学生が合格している。平成21(2009)年度の受験者は約50人いるが、昨年度と同様に、継続して塾で学習する学生は10人前後で、体系的に学習に取り組む学生が少ないのが現状である。経済的環境の悪化が進み、家計を助けるためアルバイトをするため塾に参加できなくなったり、独学で合格できると安易に考え、塾を休みはじめることがその理由と推測している。学習を継続させるため、入塾時における受験勉強に対する意識の強化を行い、脱落者を少なくするよう指導していきたい。

f. 青年実業家養成塾

〈目的〉

経営学部を有する本学では、家業の継承を宿命的に目指さなければならない学生、また「雇われない生き方」を志す起業家予備軍がいる。そこで本塾では、将来は「社長になる」ことを人生の目標として設定している学生に対して、その目標実現を支援するための実践的教育システムを提供し、時代の変化に即時対応できる柔軟なビジネスリーダーの育成に取り組んでいる。

〈教育システム〉

本塾は、熾烈な企業間競争でも生き残れるタフな経営者の育成を目的として、基本的知識と実践的ノウハウの伝授と、経営者としての品格と情熱の五感体験という2つのプログラムから構成されている。この目的を効果的・効率的に達成するために、学内における各専門演習の教員を配置している。さらに、学外（産業界、関係行政機関）との連携を図ることにより、経営を生で感じ、経営者の情熱を五感で学び、夢を夢で終わらせることのないように重装備の教育プログラムで取り組んでいる。いわば、産官学のコラボレーション・スタイルの教育プログラムといえよう。平成21(2009)年度の取組みは下記の通りである。

表5 青年実業家養成塾 平成21年度の取組み

年次	内容
2年次	<p><u>年間テーマ：社長を学ぶ</u></p> <p>人から雇われない生き方とは何か、起業することの社会的意義は何かについて議論。事例研究をもとに、ビジネス・モデルの構築に必要なマーケティング戦略の基礎的な知識の習得。大阪の菓子メーカーに対して、新製品のマーケティング戦略案の企画書を作成・提案。</p>
3年次	<p><u>年間テーマ：社長から学ぶ</u></p> <p>産業界との連携を図りながら、「まるごと〇〇業界の社長になりきってみる」ことによって、その業界のルール、社長や社員といった立場の違いによる役割と考え方の違いを体感する。この体感実習を通じて、企業人として、また社長としての品格とセンスを体で学ぶ。上記を目的として、塾生同士で話し合い、役割分担（社長、営業部長、マーケティング部長、広報部長など）をした上で、平成21年度は、大学祭において「唐揚げ店」を出店し、黒字をはじき出した。黒字実現は、飲食店や媒体社等、関係機関によるアドバイスの賜物である。地元スーパーを視察し、社長自身から社長業を学ぶ。</p>
4年次	<p><u>年間テーマ：社長になる</u></p> <p>2年次及び3年次の実務的経験を踏まえ、各々の塾生が、独自のテーマについて、社長の視点から、マーケティング戦略上の問題点を抽出し、その改善点を理論的・体系的に分析・提案。それを卒業論文というフォーマットに落とし込む。</p>

〈教員体制〉

塾長 日高光宣教授（経営学部）・・・・・・マーケティング戦略
 森田英二准教授（経営学部）・・・・・・会計学

〈成果〉

本塾は、平成21(2009)年度には、2年生19人、3年生11人、4年生10人で構成されている。しかしながら、昨今の不透明な経済不況を反映してか、卒業後、すぐに起業を目指すのではなく、まずは企業人としてマーケティング戦略の知識と実務を身につけ、チャンスを見て起業するというリスク回避型の起業家志望者が多い。その一方で、家業を継承

しなくてはならない学生も入塾する。従って、家業の継承を人生の選択肢として考えなくてはならない塾生については、塾生自身及びその家族との濃密なコミュニケーションの中から、塾生自身の希望、両親の希望を整理した上で、塾生の人生設計に立ち会うことが塾の重要なミッションとなる。

また、現在の社会・経済的情勢下で、平成 21(2009)年度は、4 年生 10 人のうち、家業継承者 1 人、1 人は地方公務員、8 人は民間企業への就職が決定したという結果に終わった。起業家そのものを輩出できなかった点は反省点である。今後は、起業家意識をさらに高めるための教育プログラムの開発に取り組んでいく。その 1 つの手法として、本学がエンジェル役として経済的サポートを行うことも全学的な課題としていきたい。

なお、平成 15(2003)年度に開講した「M スクール」については、現在、青年実業家養成塾に発展的に整理統合している。

g. IT リーダー塾

〈目的〉

- ・情報倫理に対する高い意識をもった組織（企業や学校）の情報化推進のリーダー養成
- ・情報技術・情報発信に関する提言とトラブルに対する高度なサポートのできる人材育成
- ・校内のネットワーク化に対応し、e-learning についても即戦力となる教員（情報・商業）の養成

〈教育システム〉（以下を通じて理論的及び実践的に技術力をつける）

- ・基本情報処理技術者試験
- ・IT パスポート（システムアドミニストレータの後継試験）
- ・ドットコムマスターシングルスター（インターネットの資格試験）
- ・CCNA(Cisco Certified Network Associate；シスコシステムズが認定するネットワークに関する試験)

※ドットコムマスター及び IT パスポートについては、それぞれ週 1 回の勉強会を行い、夏休み及び春休みには 1 週間程度の集中勉強会を行っている。

〈実践〉

- ・トラブルシューティング及び機器の設定等、情報センターのサポートをする
- ・学生のサポート（教えることを通じて学ぶ）
- ・ホームページの作成及び支援（教員のホームページの立ち上げ、教材の作成やアップロード）
- ・サーバの構築（ファイルサーバ、Web サーバを通じて情報管理、情報発信をサポート）

〈実績〉

- ・現時点（平成 22(2010)年 5 月）で、まもなく設立 4 年になるが、以下のような実績を残している。資格の難易度としては、CCNA が最もレベルが高く、次に基本情報処理技術者、ドットコムマスターシングルスターと初級システムアドミニストレータがほぼ同レベル、最も合格しやすい IT パスポートの順となっている。特に CCNA は、企業側からエンジニアの資格として非常に高く評価されている。

表 7 IT リーダー塾 資格取得状況

資 格	合格者数累計（平成 21 年度合格者数）
ドットコムマスターシングルスター	4 人（0 人）
初級システムアドミニストレーター	3 人（1 人）
IT パスポート	1 人（1 人）
基本情報処理技術者	2 人（0 人）
CCNA	1 人（0 人）

- ・情報センターの学生スタッフとして、センター業務の一部を担当したり、管理スタッフとして学生のサポートを行っている。
- ・ネットワーク接続や、メールソフトの設定等のマニュアルを作成し、学内専用サイトに掲載している。
- ・学務課の定期試験合否照会システムを開発して、インターネットから利用できるようにしている。
- ・平成 20(2008)年度及び平成 21(2009)年度、宮崎県からの委託事業「みやざき次世代経営者講座」において、講義の撮影と編集を行い、e-learning 教材として、ストーリーミング配信を行っている。
- ・平成 21(2009)年度、学内イベント（大学祭など）をビデオ撮影し、編集して経営学部の卒業アルバム CD に収録した。

〈教員体制〉

塾長 白石敬晶教授（経営学部）・・・ドットコムマスターシングルスター
 浅井重和教授（経営学部）・・・IT パスポート
 井上古樹教授（経営学部）・・・基本情報処理技術者試験

2. 上記に関する自己評価

これまで述べてきたように進路指導・キャリア形成支援は本学が最も力を注いでいる領域であり、様々な取組みがなされ、学生一人ひとりの適性と能力に見合った進路へと導く体制を充実させてきた。

地元新聞や全国誌及び NHK をはじめとした各放送機関でも話題となるなど、本学の取組みは、就職支援に関する先駆的な試みとして評価されている。その証左として、厚生労働省「若者の人間力を高めるための国民会議」主催の全国大会「若チャレ！しごとキャンパス in 宮崎」の会場として、平成 19(2007)年 11 月に立教大学・大阪府立大学と並び本学が選ばれた。これは、青少年の就労意欲を高めることを目的として、各界で活躍する職業人を招き講演会を行うというものであり、他大学の学生、高校生、一般市民とともに、本学の学生も各「C ナビ」で参加した。また、市民講座「女性は社会をこう変えるー各界の女性トップランナーを迎えて」を本学で平成 19(2007)年 10 月・12 月に 2 回開催した。若者のキャリア教育に実績のある本学が、その経験を生かし、女性の就労について考える場を広く市民に提供しようというものであり、東京の NPO 法人「日本伝統文化振興・映像保存協会」の協力を得て企画された。高校生、大学生を含め多くの女性が参加した。

平成 21(2009)年度には、宮崎県の委託事業として「みやざき次世代経営者講座」を実施

した。これは次世代の経営者・創業者の育成を目的として、各界から専門家を招き、経営の理論と運用を様々な角度から講義するものであった。毎回の講義を理論編とケーススタディ編に分け、最後は時代を担う優良企業の経営者による講義を行った。本学学生も参加し、特にあまり接することのない経営者の話を聞くことにより、現場の知識を身につけるとともに、職業意識を深める機会となった。

平成 22(2010)年 3 月 15 日（月）発売「週刊エコノミスト」（毎日新聞社）3 月 23 日特大号で「大不況、大就職難時代に行かせたい大学」という特集が掲載された。この特集記事で、全国 7 ブロック中「小規模だが評価できる大学」として本学が 4 位にランキングされている。

また、入学者アンケートから、本学を志望した理由として「進路支援体制の充実」と「資格取得支援体制の充実」を挙げる学生が多い。

就職総合支援センターの学生の相談も年を追うごとに増加し、平成 21(2009)年度の相談件数は、年間 3,000 件を超えるほどに上昇し、きめ細やかな対応がなされている。また、公務員合格者や難関企業への内定者が以前より増加してきている。

これらのことから、就職支援体制の整備や実績が各方面から評価されてきていると受け止めている。

平成 17(2005)年 3 月には「卒業生キャリアサポートセンター」を開設し、職場の悩みや離転職を考える卒業生の相談に応じ、職業的自立を支援するという取組みも行っている。

平成 23(2011)年度から大学設置基準が改正され、大学の教育課程の内外を通じて社会的な職業的自立に向けた指導に取り組むことが義務化されるが、本学の取組みは、これを先取りするものであるということが出来る。

3. 上記の改善・向上方策（将来計画）

多様な動きをする就職戦線に対応するため、時宜に通った指導を適切に行っていかなければならない。そのためには、学生との距離を近くし、常に学生の状況を把握しておくことが肝要である。それには、教員と事務職員との連携や、教員同士、また事務職員同士の横の連携が重要になるであろう。一人ひとりの学生を個々に捉え丁寧に接することにより、一層彼らの学生生活と就職活動を充実したものにしていきたい。

これらの取組みが一段落した今、もう一度支援体制の全体を見直し、取組み相互の連携と支援の効率化を図りたいと考える。